

佐世保市子ども計画(仮称) (素案)

子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できるまち

令和6年●月

佐世保市

はじめに

宮島市長のコメント予定

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	00
1 計画策定の背景	00
2 計画の趣旨	00
2. 計画の名称	00
3. 計画期間	00
4. 計画の対象	00
5. 計画の位置づけ	00
6. 計画の策定体制	00

第2章 現状と課題

1. 佐世保市の子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題	00
1 人口推移	00
2 人口動態	00
3 世帯の状況	00
4 出生の状況	00
5 就業の状況	最後に調整
6 長崎県子どもの生活に関する実態調査	00
7 佐世保市のこれまでの取組	00
2. 市民アンケート調査結果の概要	00
3. 子ども・若者への意見聴取	00
4. 佐世保市の今後の課題	00

第3章 計画の基本方針

1. 佐世保市の子育てにおける将来像	00
2. 施策の推進	00
3. 計画の体系	00

第4章 具体的な取り組み

1. 母子保健の推進	00
1 妊娠・出産等に関する知識の普及	00
2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	00
3 子どもの療育と発達支援	00
2. 地域での子育て支援	00
1 地域における子育て支援の充実	00
2 地域における子どもの健全育成	00
3. 幼児教育・保育の充実	00
1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上	00
2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	00
4. 経済的支援の推進	00
1 経済的支援の充実	00
5. 施策を支える包括的な取組	00
1 子ども・若者の育成支援	00
2 親や子の居場所づくり	00
3 共働き・子育ての推進	00
4 子育て情報提供と相談体制の充実	00

最後に調整

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	00
2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	00
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	00
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	00

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進と進捗管理	00
---------------	----

資料編

1 佐世保市子ども・子育て会議委員名簿	00
2 佐世保市子ども・子育て会議条例	00
3 佐世保市子ども・子育て会議審議経過	00
4 子どもの権利	00
5 こども基本法(条文)	00
6 用語解説	00

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

● 我が国における子ども・若者・子育てを取り巻く諸問題

【少子化の進行】

我が国の出生数は、第1次ベビーブーム期(1947～1949年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(1971～1974年)には約210万人でしたが、その後減少を続け、2023年の出生数は72万7277人(※)で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、2023年には1.20 (※)と過去最低となりました。

少子化の主な原因は女性人口の減少、未婚化と晩婚化(若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇)、有配偶出生率の低下で、我が国の婚姻件数を見ると、第2次ベビーブーム期には年間100万組を超えていましたが、2023年には47万4717組(※)と半分以上となっています。(※出典:厚生労働省「令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)の概況」)

【子ども・若者を取り巻く諸問題】

近年、児童虐待や不登校、自殺者数の増加に加え、コロナ禍が追い打ちをかけるように地域のつながりの希薄化や集団活動や体験活動の減少が進行するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、我が国の子ども・若者の自己肯定感や幸福度は諸外国に比べて低い状況にあり、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(ウェルビーイングの向上)を目指していくことが求められています。

【子育て環境の変化】

子育ての環境についても働き方の変化に伴い、出産した既婚女性で就業を継続した女性の割合は増加傾向にあり、男性の育児休業取得率は近年顕著に増加しているものの、夫の家事・育児関連時間は諸外国と比較しても少ない状況にあり、育児負担は女性に集中しています。

また、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、子どもにどのようにかかわっていけばよいか分からず悩み、孤立感を募らせ、情緒が不安定になっている親も増えています。

● 「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の創設

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、こどもに関する取組を進めるために、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり「こども基本法」が作られ、令和5年4月に施行されました。また同月に「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進するために「こども家庭庁」が創設されました。

● 「こども大綱」・「こども未来戦略」の策定

令和5年12月、国においては、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。また、また同月に、若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、「こども未来戦略」が策定されました。

● 市町村こども計画の策定

こども基本法の第10条に基づき、国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定に関する内容が努力義務として明記されたことを踏まえ、現計画である「第2期 新さそぼっ子未来プラン」の計画期間が令和6年度までとなっていることから、令和7年度を始期とする次期計画の策定が求められました。

なお、こども家庭庁が作成した自治体こども計画策定ガイドラインでは、「市町村こども計画」は、国が策定するこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

を含むものでなければならないとされています。

したがって、こども大綱を勘案して策定する市町村こども計画にもこれらに相当する内容を盛り込むことが求められています。

● 法改正に伴う、地域子ども・子育て支援事業の拡充

【児童福祉法改正に伴う事業の拡充】

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法が令和4年6月に改正、令和6年4月1日に施行されました。

この改正では、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業が新設され、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施することとなりました。

(令和4年6月15日公布、令和6年4月1日施行)

【子ども・子育て支援法改正に伴う事業の拡充】

「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、子ども・子育て支援法等が令和6年9月に改正、令和7年4月1日に施行予定で、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、産後ケアに関する事業等が新設されます。

(令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行予定)

2 計画の趣旨・目的

- 佐世保市では、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」づくりを進めるため、子ども・子育て分野のマスタープランである「第2期 新させばっ子未来プラン」を策定し、各種施策・事業を展開していますが、当該プランの終期が令和6年度であることから、令和7年度を始期とする次期計画の策定が必要となっています。
- 少子化の問題や核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、子ども・子育て分野において、佐世保市としてどのような方向性や考えをもって対応していくのかを明示する必要があります。
- 次期計画に関しては、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現するため、子どもや子育てに係る実態を改めて把握します。そして、こども基本法に基づく関連法令等を勘案するとともに、様々な市民ニーズ等を国や長崎県、関係機関等の動向を踏まえて子ども・若者に関する各種施策・事業に反映させることで、市町村こども計画へと移行し、これまでの「第2期 新させばっ子プラン」を包含した新たな計画として、計画的に推進することを意図するものです。
- 下記の表は、本市が策定する次期計画と国の関係法令との関係性を示したものです。

		法律名	計画名称	個別計画策定	法令等に基づく市町村こども計画としての必要事項	次期プランに盛り込む内容
次期「させばっ子未来プラン」		こども基本法	市町村こども計画	努力義務	○子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項（義務） ○子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項（義務） ○少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策（義務） ○その他、各法令に基づく計画（努力義務）	下記の3つの法令に基づく計画を網羅
		子どもの貧困対策の推進に関する法律	市町村計画	努力義務	【子供の貧困対策に関する大綱・基本的方針】 (1) 教育の支援 (2) 生活の安定を資するための支援 (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 (4) 経済的支援	● 妊娠活動期から子育て期にわたる切れ目ない支援 ● ひとり親世帯への支援（就業支援など） ● 経済的支援（児童扶養手当など）等
		子ども・若者育成支援推進法	市町村こども・若者計画	努力義務	【子供・若者育成支援推進大綱・基本的方針】 (1) 全ての子ども・若者の健やかな育成 (2) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援 (3) 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援 (4) 子ども・若者の成長のための社会環境の整備 (5) 子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援	● こどもの居場所づくり ● 子育て支援 ● 児童虐待、自殺、貧困等の対策 等
		少子化対策基本法	-	計画策定に関する規定なし	【少子化社会対策大綱・主な施策】 (1) 結婚支援 (2) 妊娠・出産への支援 (3) 仕事と子育ての両立 (4) 地域・社会による子育て支援 (5) 経済的支援	● 妊娠・出産への支援（不妊治療など） ● 仕事と子育ての両立 ● 地域での子育て支援 ● 経済的支援（児童手当など） 等
市町村こども計画と一体的に策定する計画		次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	義務	○施策の目標・KPI ○施策毎具体的な取組内容及び実施時期（現行プランP22～48）	● 目標値の設定（KPI） ● 施策の具体的な取組内容
		子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画	義務	○教育・保育提供区域の設定（現行プランP50） ⇒地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を設定する ○教育・保育提供区域における各年度の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保並びに実施時期（現行プランP50～53） ○各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保並びにその実施時期（現行プランP54～64） ○確保方策（体制）の内容（現行プランP65）	● 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保 ● 地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込み及び提供体制の確保
		母子及び父子並びに寡婦福祉法	ひとり親家庭等自立促進計画	努力義務	支援・取り組み内容（現行プランP37～38） ・生活支援 ・経済的支援 ・就業支援 ・相談体制の充実 【参考：他都市の状況】 支援・取組内容（カテゴリー別） (1) 相談体制及び情報発信の充実 (2) 就業支援 (3) 子育て・生活支援 (4) 経済的支援・養育費の確保 (5) 子どもへの支援	● 生活支援 ● 経済的支援 ● 就業支援 ● 相談体制の充実

資料：佐世保市

2. 計画の名称

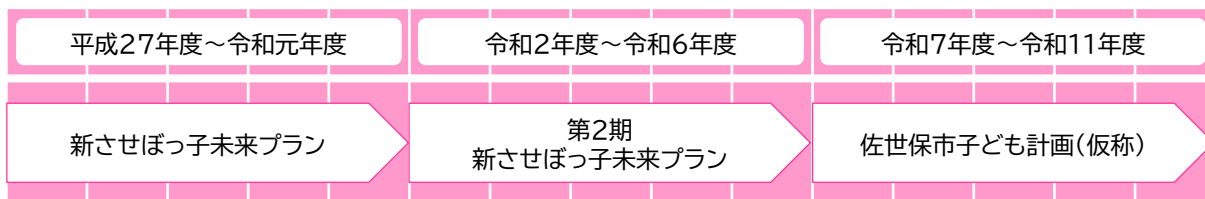
本計画は、名称を

佐世保市子ども計画(仮称)

とします。

3. 計画期間

- 本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11年(2029)度までの5か年計画とします。
- なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国の動向等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

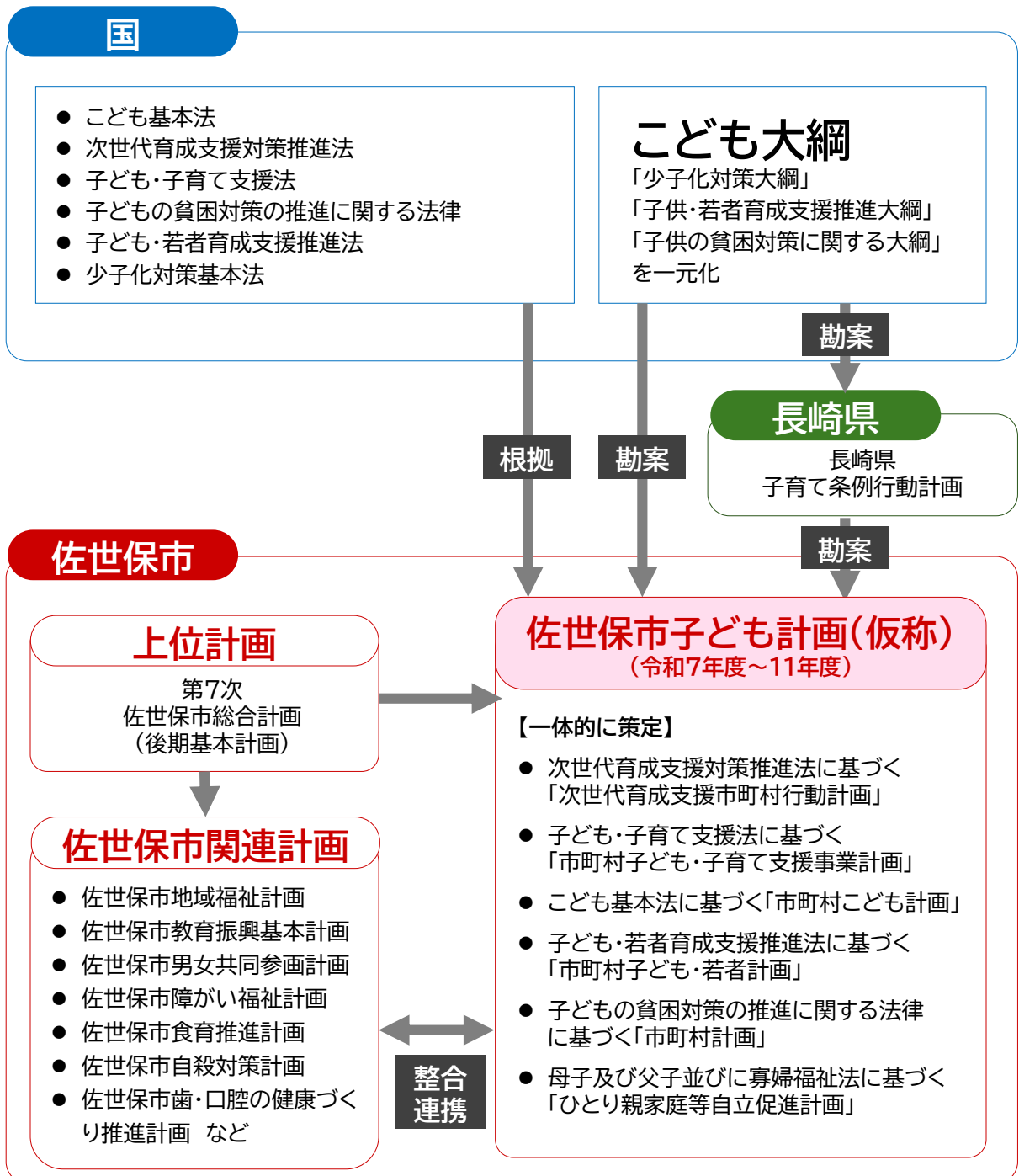


4. 計画の対象

- 本計画の対象は、国のこども大綱に準じて子ども・若者(おおむね0歳から30歳まで)及び子育て世帯とします
- 本計画において、「子ども」はおおむね18歳未満を指すものとします。「若者」はおおむね思春期から30歳未満までを指すものとしますが、施策によっては40歳未満までを対象とする場合があります。また、「子ども」と「若者」は、一部重複します。

5. 計画の位置づけ

- 本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。
- また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画及び、こども基本法に基づく、こども大綱、都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画を一体化した計画として位置づけます。



6. 計画の策定体制

1 佐世保市子ども・子育て会議

子どもと子育てに関連する各分野の専門家、学識経験者、公募市民等で構成する市の附帯機関である「佐世保市子ども・子育て会議」において、子どもと子育てに関する課題分析や計画内容について議論を行いました。さらに、全体会議の下に施策ごとに3分科会〈※〉を設置して、より専門的な内容について議論を行いました。

〈※〉（施策1）母子保健の推進・（施策4）経済的支援の推進、（施策2）地域での子育て支援、（施策3）幼児教育・保育の充実

2 未就学児の保護者対象の子ども・子育てに関するアンケート調査

子育て世代のニーズを十分に把握するために、市内在住の0歳から5歳の子どもの保護者（回答数1,257人）へのアンケートを実施しました。

3 こども基本法の趣旨（子ども等からの意見の反映）を踏まえた調査

【小・中学生及び保護者を対象としたアンケート】

教育委員会の協力を得て、小学2年・3年（回答数2,612人）、小学4年・5年・6年（回答数4,206人）、中学生（回答数3,211人）及び、小学生保護者（回答数3,153人）、中学生保護者（回答数1,310人）へのアンケートを実施しました。

【子ども・若者、子育て世代の市民を対象としたインタビュー】

市内の企業に勤務する市内在住の20代～30代の若者に対してグループインタビューを実施しました。市内在住の障がいのある子ども（高校生）に対してインタビューを実施しました。

【障がい児の保護者、子どもと日常的な接点がある子育て支援団体等へのインタビュー】

障がい児の保護者に対するインタビューと、子ども食堂及びファミリーサポートセンターの関係者に対するインタビューを実施しました。

4 長崎県が実施する関連調査

【子どもの生活に関する実態調査】

長崎県内在住の小学5年生・中学2年生（回答者4,840人）、小学5年生・中学2年生の保護者（回答者4,944人）へのアンケートを実施しました。

【長崎県子どもアンケート】

長崎県内在住の小学生（回答者8,447人）、中学生（回答者6,624人）、高校生（回答者2,757人）、特別支援学校小学部（回答者25人）、特別支援学校中学部（回答者29人）、特別支援学校高等部（回答者21人）その他（回答者20人）へのアンケートを実施しました。

5 パブリックコメント

広く市民からの意見を伺うため、計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、00人から合計00件の意見が寄せられました。

第2章 現状と課題

1. 佐世保市の子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

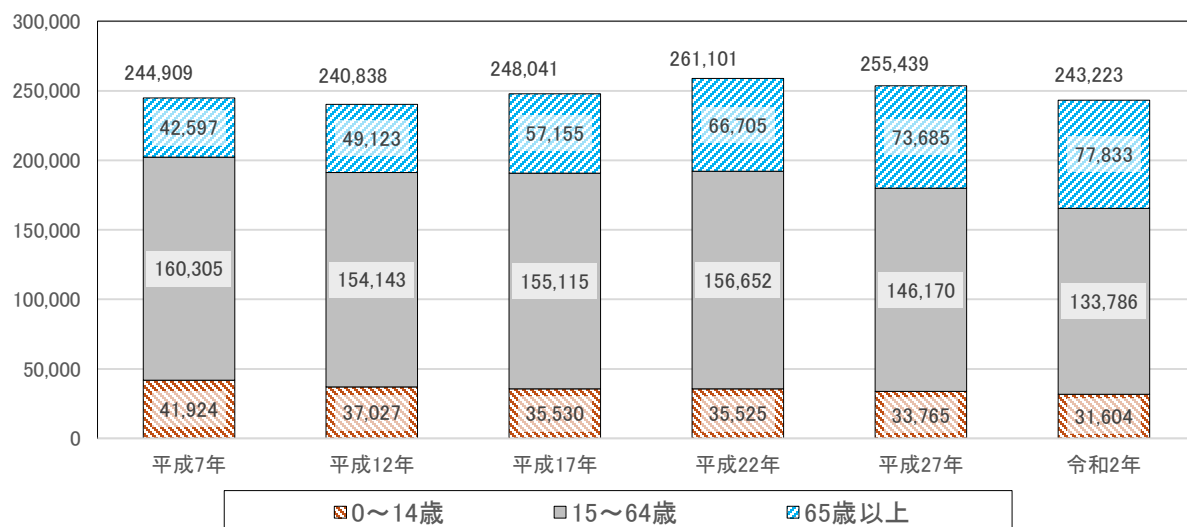
1 人口の推移

①総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の人口は平成12年以降増加が続いていましたが平成27年には減少に転じ、国勢調査が行われた令和2年には243,223人となっています。これは全国の傾向と同じ人口減少社会であり、特に65歳以下の人口が減少していることがわかります。

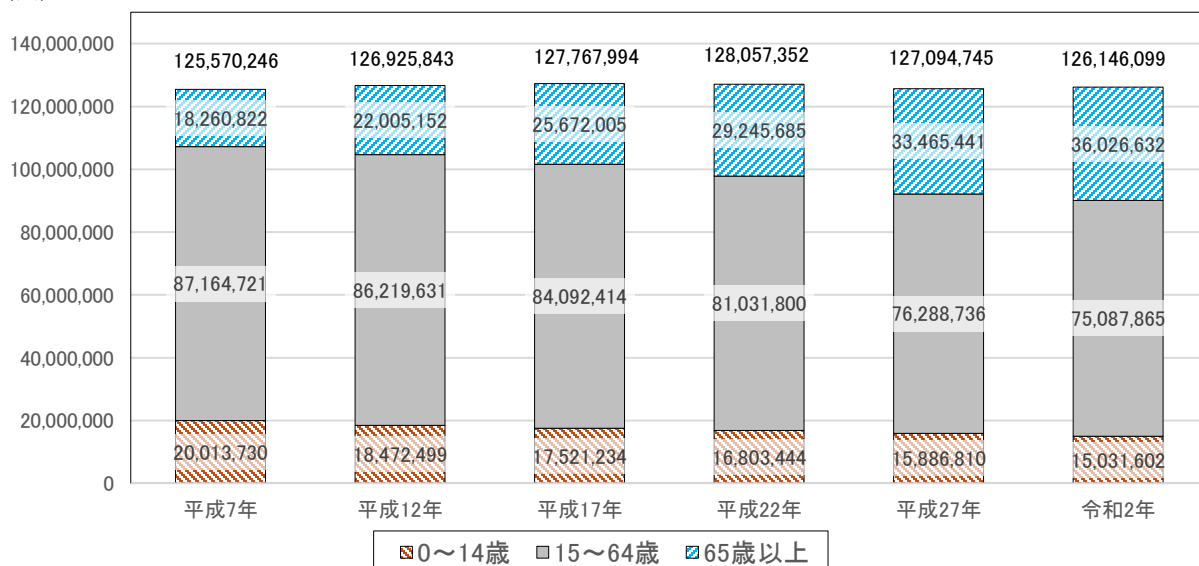
■ 佐世保市

(人)



■ 全国

(人)



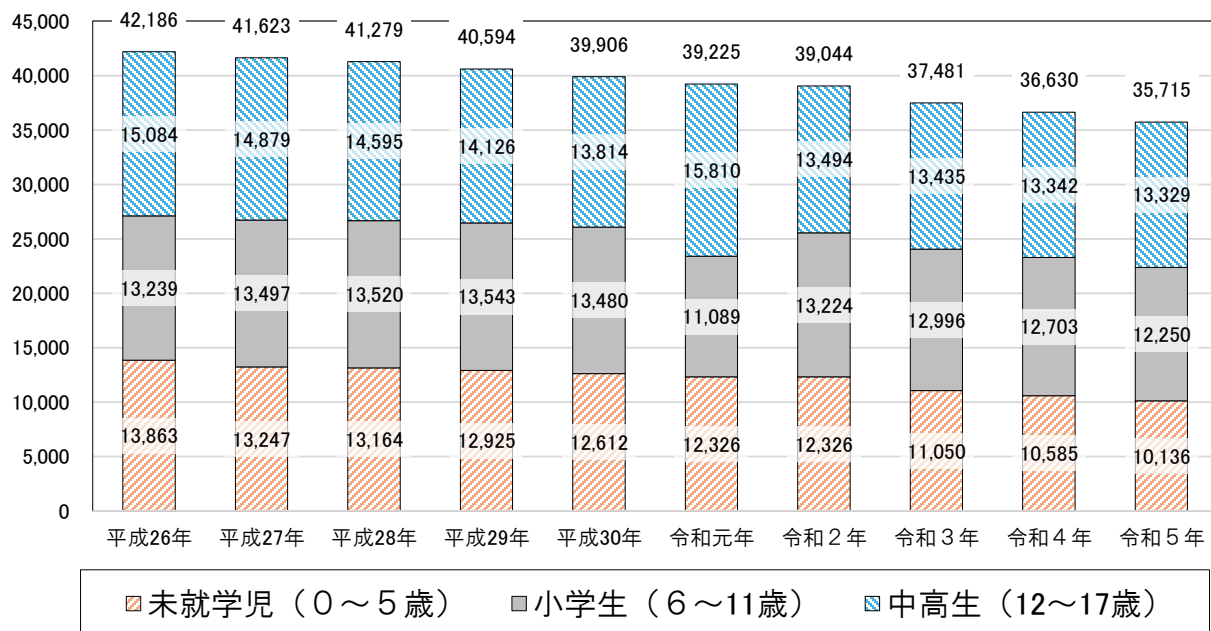
資料：国勢調査

※グラフには「年齢不詳」の人数を記載していないため、グラフ上の数値の合計と総人口の数値は一致しません。

②18歳未満人口の推移

全国的に急速な少子化が進行しており、本市においても、18歳未満人口が平成26年から令和5年にかけて6,471人減少し、約15.3%の減少となっています。

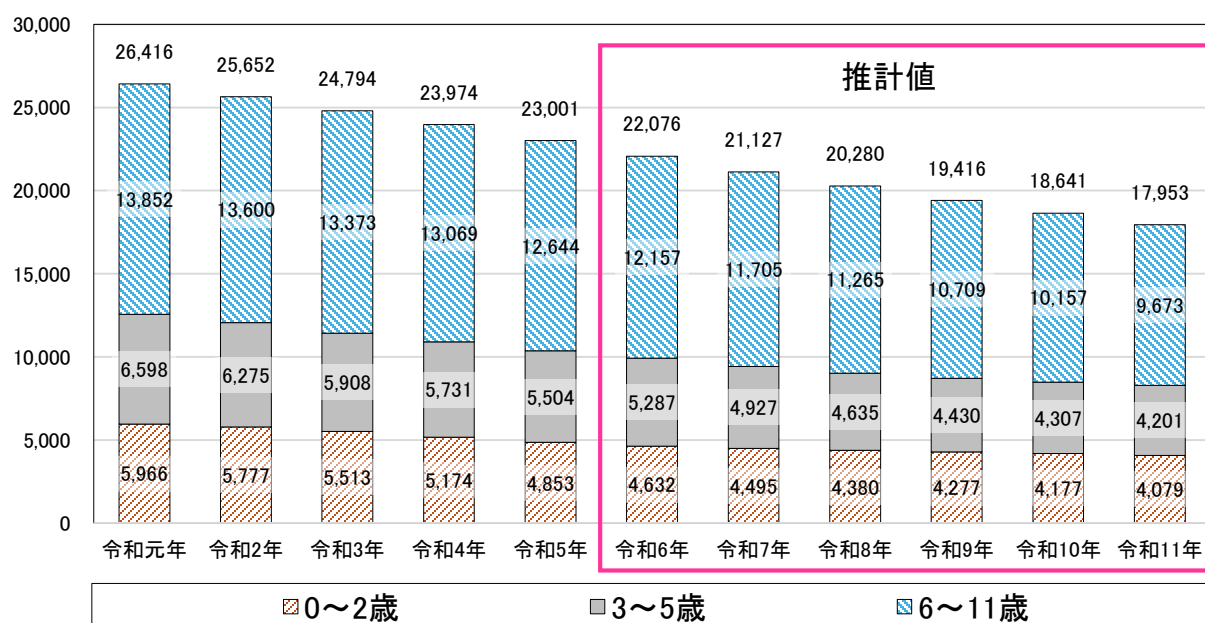
(人)



資料：住民基本台帳

③未就学児・小学生人口の推計

今後も急速な少子化の進行が続くことが予想され、令和6年度には22,076人、令和11年度には17,953人になることが推計されています。

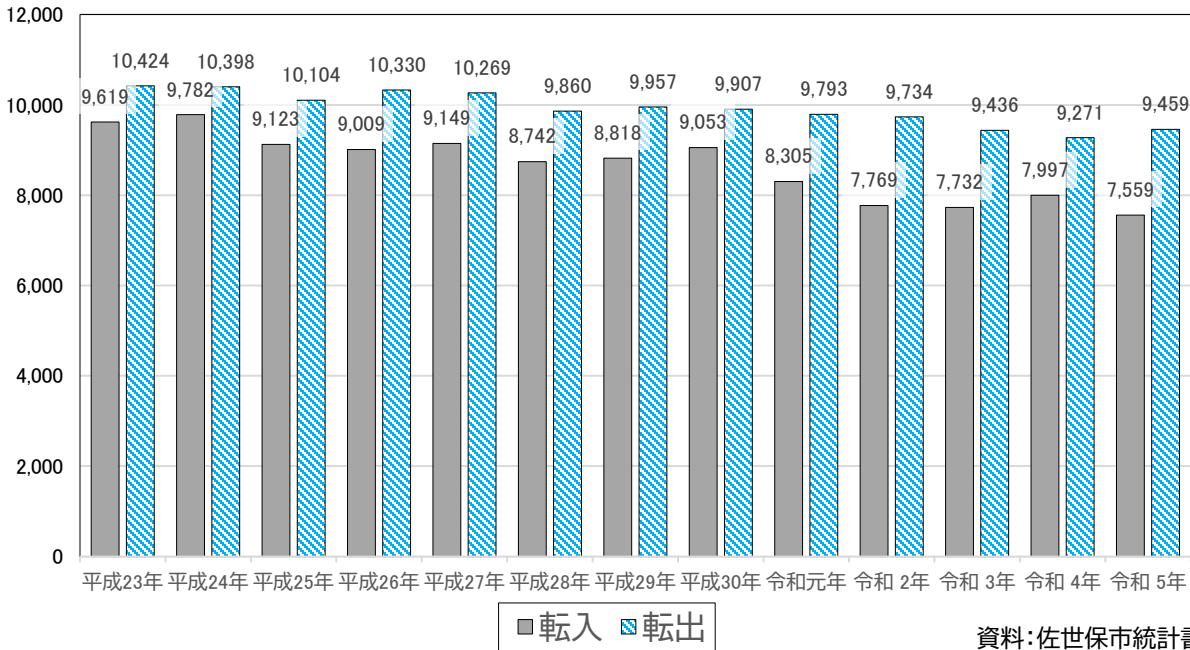


資料：住民基本台帳を基準に推計

2 人口動態

①転入・転出者数の推移

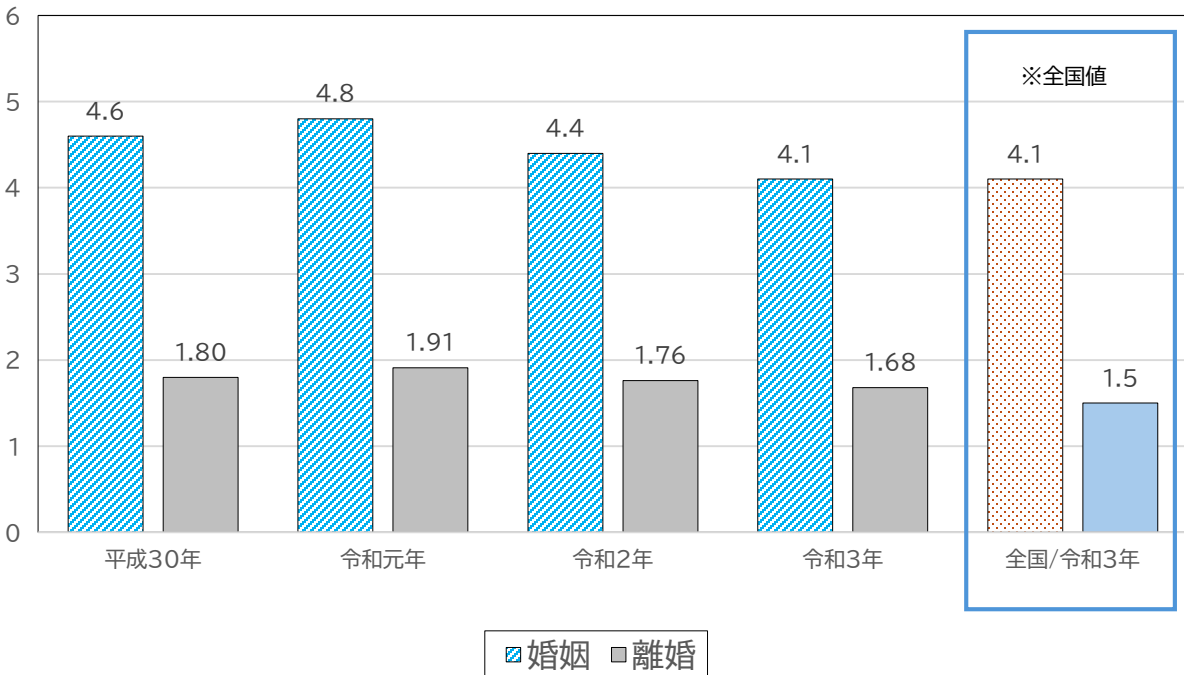
過去13年間、転出者の数が転入者を上回っています。平成24年は、その差が最小である616人でしたが、徐々に差が広がっており、令和5年には1,900人の差となっており、佐世保市の人口減少の一因になっています。



②婚姻・離婚件数の推移

人口当たりの婚姻件数は徐々に低下しており、令和3年には全国平均と同じ4.1となりました。一方、離婚件数は依然として全国平均を上回っています。

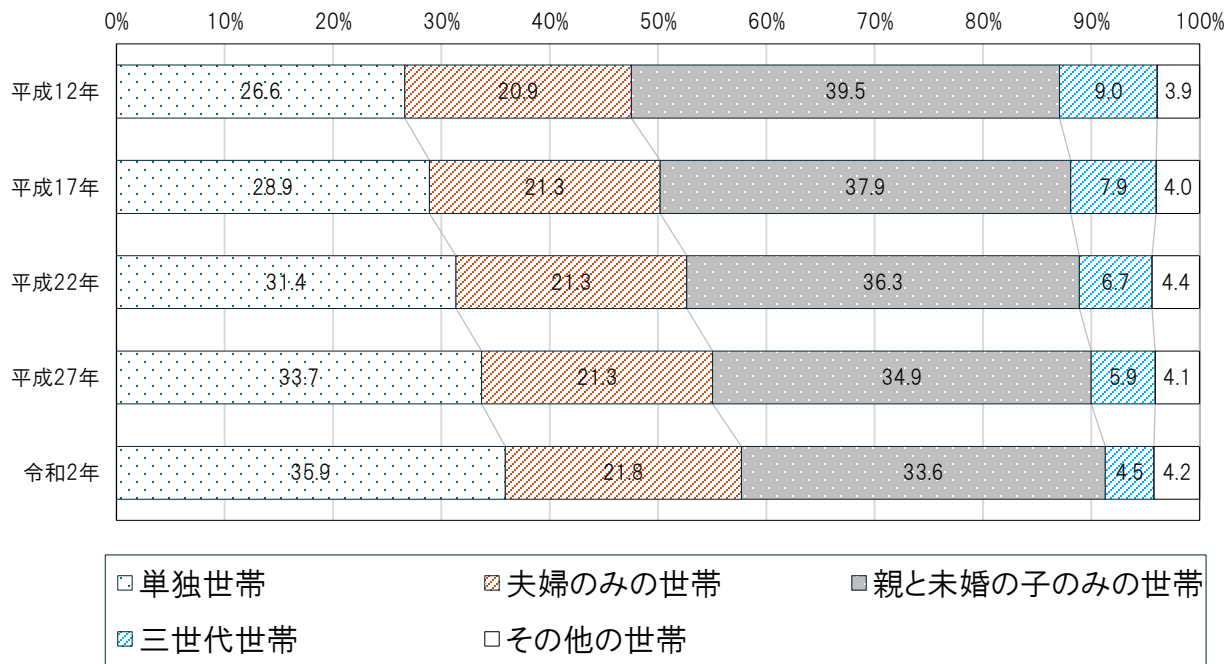
(単位:千人あたり)



3 世帯の状況

①世帯構成割合の推移

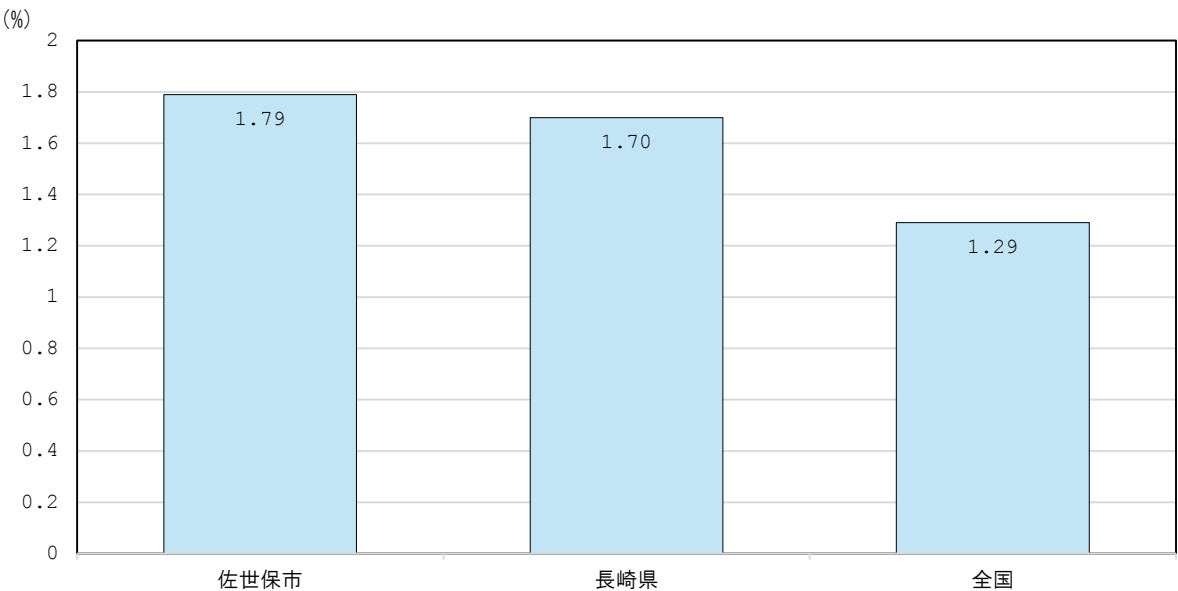
本市の世帯構成割合は「単身世帯」が増加し、「三世代世帯」が減少しており、核家族化が進行しています。



資料:国勢調査

②ひとり親世帯の推移

令和2年の国勢調査では、ひとり親世帯(20歳未満の子どもがいる家庭のうち、父子家庭もしくは母子家庭)の割合は、全国に比較して長崎県及び佐世保市が高くなっています。



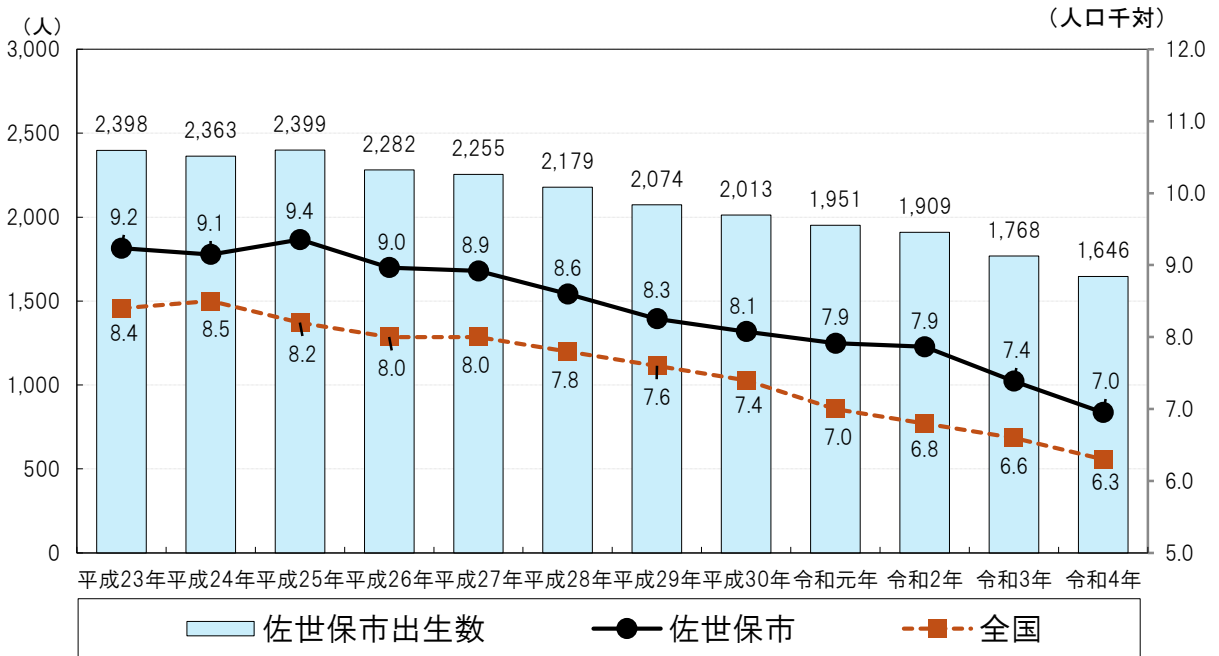
ひとり親家庭の割合

資料:国勢調査

4 出生の状況

①出生数の推移

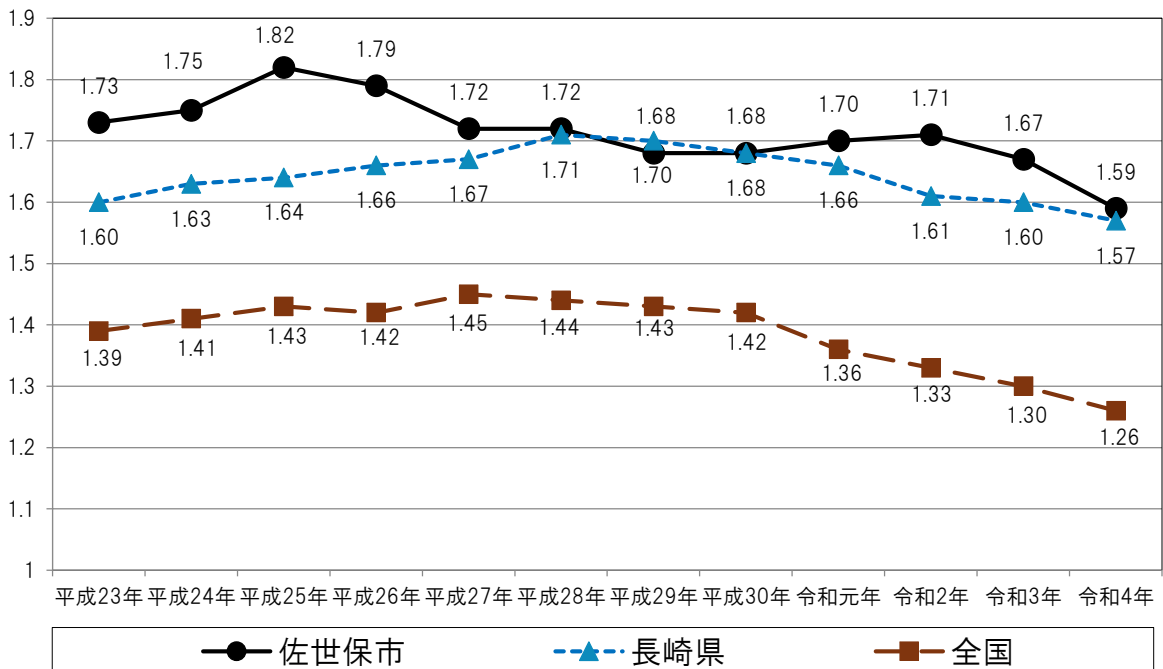
本市の出生数は、平成25年から令和4年にかけて毎年減少しており、753人減少(31.4%)減少しています。



資料:e-stat(政府統計ポータルサイト)・令和5年版佐世保市統計書

②合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国・長崎県と比較して若干高いものの、減少傾向にあります。

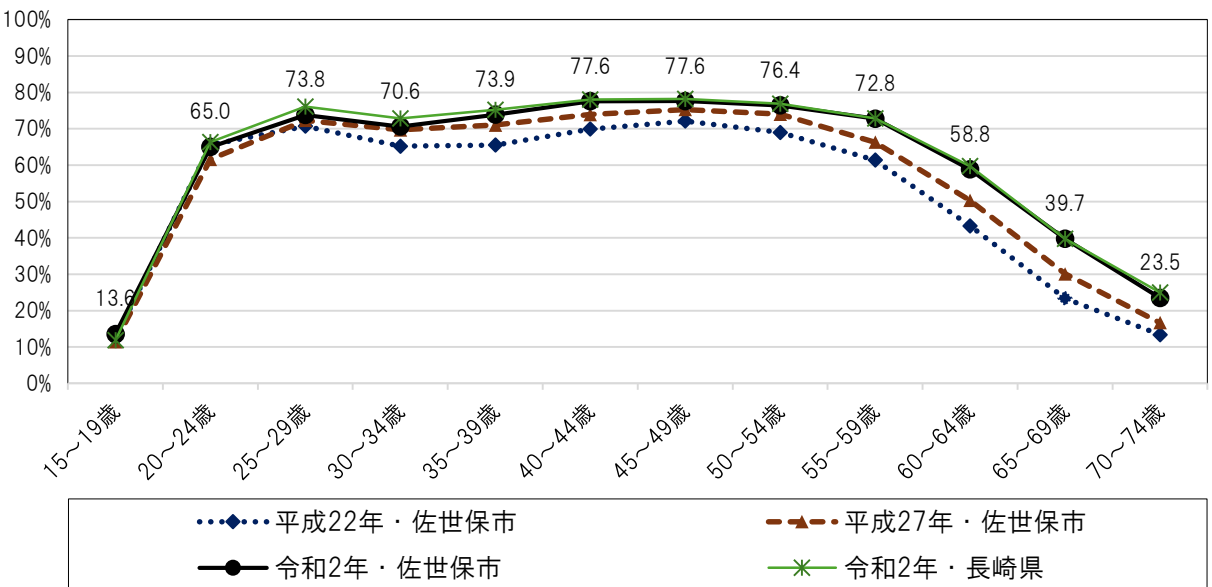


資料:e-stat(政府統計ポータルサイト)・佐世保市は長崎県福祉保健課にて算出

5 就業の状況

①女性の就業率の状況

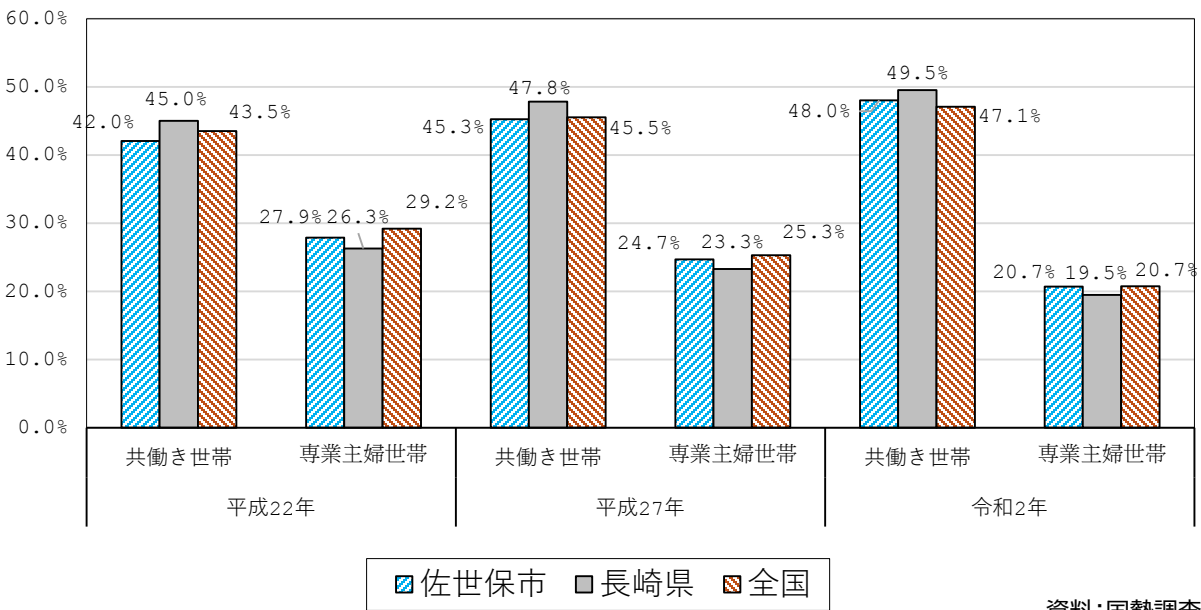
本市の女性の就業率は平成22年以降、各世代ともに上昇傾向にあります。



資料:国勢調査

②共働き世帯の割合

本市の共働き世帯は、平成22年の42.0%から令和2年の48.0%へ6ポイント増加しています。一方、専業主婦世帯は、平成22年の27.9%から令和2年の20.7%へ7.2ポイントの減少となっています。

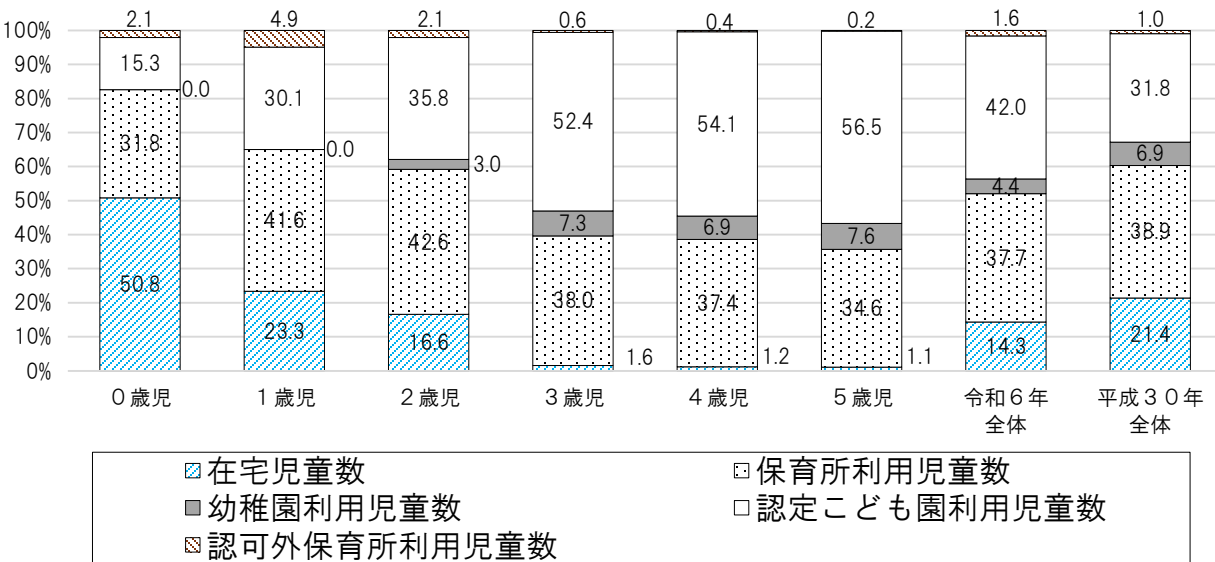


資料:国勢調査

③在宅及び保育所・幼稚園・認定こども園利用の状況

令和6年10月現在、在宅児童数割合は0歳児が57.8%と最も高く、3歳からはほとんどの子どもが通園しています。保育所利用児童数割合は全体で37.7%、認定こども園利用児童数割合は3～5歳で約50～60%となり、保育所利用児童数割合を上回っています。一方で、幼稚園利用児童数割合については、認定こども園への移行等の影響もあり、3～5歳児にかけて7%前後の利用となっています。

平成30年と比較すると、在宅児童の割合が減少し、認定こども園の利用割合が10ポイント増加しています。



年令	未就学児童数	在宅児童数	保育所利用児童数	幼稚園利用児童数	認定こども園利用児童数	認可外保育所利用児童数
0歳児	1,453	738	462	0	222	31
1歳児	1,543	360	642	0	465	76
2歳児	1,641	272	699	49	587	34
3歳児	1,790	29	681	131	938	11
4歳児	1,785	21	668	123	966	7
5歳児	1,848	20	640	140	1,044	4
令和6年全体	10,053	1,440	3,792	443	4,222	163
平成30年全体	13,159	2,821	5,116	908	4,188	126

資料:佐世保市

④待機児童数の推移

佐世保市における待機児童数は、10年以上連続して年度当初(4月1日)時点ではゼロとなっています。また、年度途中(10月1日)時点においても令和2年度以降の待機児童数はゼロとなっています。

	平成30年4月	平成30年10月	平成31年4月	令和1年10月	令和2年4月	令和2年10月	令和3年4月	令和3年10月	令和4年4月	令和4年10月
定員総数	6,861	6,961	7,039	7,039	7,161	7,161	7,265	7,390	7,390	7,390
待機児童数	0	5	0	41	0	0	0	0	0	0

資料:佐世保市

6 長崎県子どもの生活に関する実態調査

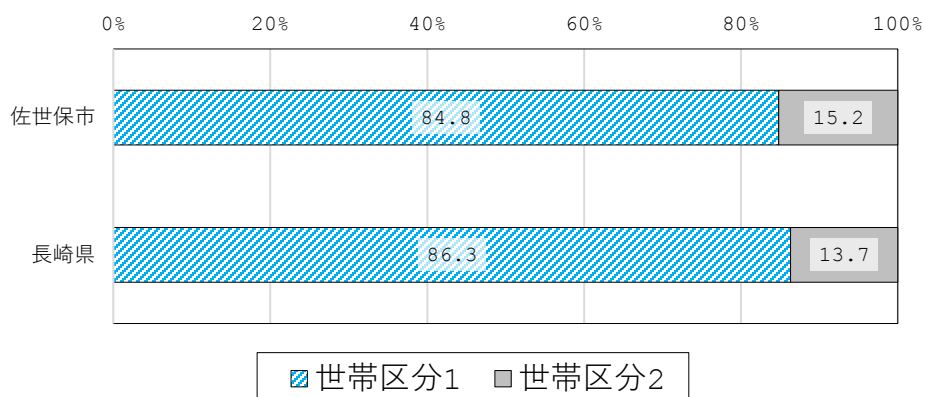
長崎県では、県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、県内20市町で小学5年生及び中学2年生の子どもと保護者を対象に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。この調査における佐世保市の結果について、記載をしています。

①所得階層別世帯割合

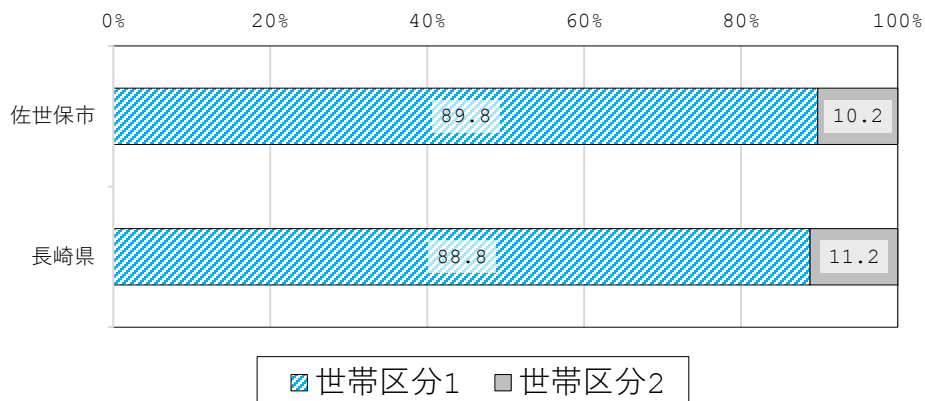
本調査では、等価可処分所得(世帯収入を同居家族の人数の平方根をとったもので除す)の、中央値の1/2以上の世帯を「世帯区分1」、1/2未満の世帯を「世帯区分2」として、その割合を示しています。

※平成30年度では、「世帯区分2」の割合が県内の11.2%に対し、本市は10.2%と下回っていたものの、令和5年度の調査では、県内の数値を上回り、15.2%と割合が増加しています。

■ 令和5年度調査

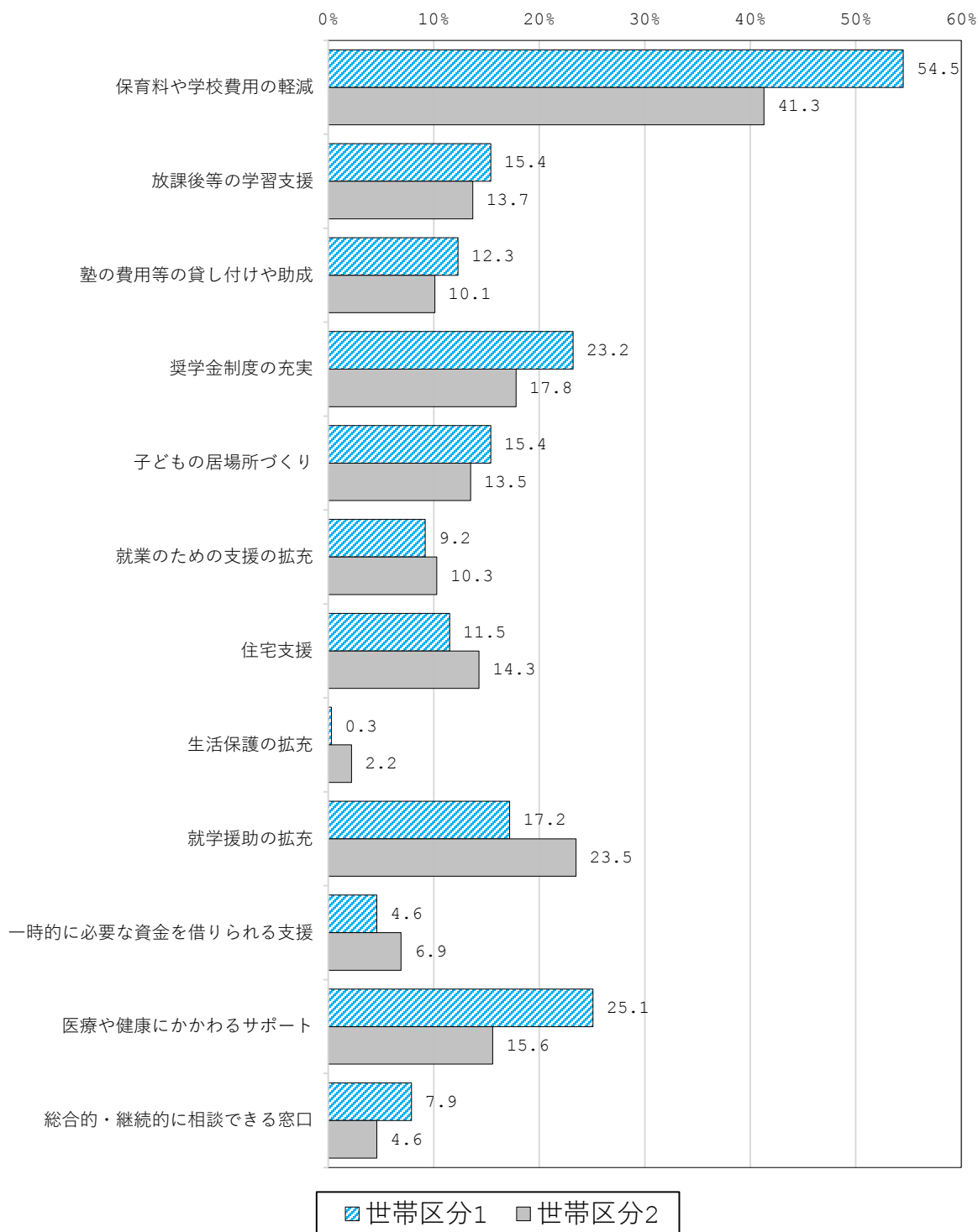


■ 平成30年度調査



②子どもを育てていく上で必要と思う支援

小学中学生の保護者の「世帯区分1」「世帯区分2」ともに、「保育料や学校費用の軽減」が最も高くなっており、「世帯区分1」の回答では次いで「医療や健康にかかわるサポート」であるのに対し、「世帯区分2」の回答では「就学援助の拡充」が高くなっています。



資料：長崎県子どもの生活に関する実態調査

7 佐世保市におけるこれまでの主な取組

令和2年以降の主な取組



令和2年3月	➤ 第2期新させぼっ子未来プランの策定
令和2年4月	➤ 陣痛タクシー事業開始 ➤ 私立幼稚園の副食費の補助対象を「第2子以降の子ども」へ拡大 ➤ 地域版子育て支援アイデア募集・奨励金事業開始
令和3年4月	➤ 医療的ケア児保育支援事業開始 ➤ 子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」の運用開始 ➤ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯・ひとり親世帯以外)事業開始
令和4年4月	➤ 中央公園屋内遊び場施設「Athletic Resort メリッタKid's SASEBO」供用開始
令和4年10月	➤ 小・中学生、ひとり親家庭等福祉医療費の現物給付開始
令和5年3月	➤ 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業開始
令和5年4月	➤ 産婦健康診査事業開始
令和5年10月	➤ 福祉医療の対象を小・中学生から高校生等まで拡大(償還払い方式) ➤ 放課後児童クラブの新規開設(合計74クラブ)
令和6年4月	➤ 「すこやか子どもセンター」の設置 ➤ 第2子以降の1、2歳児の保育料無償化開始 ➤ 不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業開始 ➤ 中部子育て支援センター(大黒保育所)を民間移譲

2. 市民アンケート調査結果の概要

1 子ども・子育て支援に関するアンケート実施概要

- ・調査目的： 現在子育て中の保護者に、本市の子育て支援サービスの利用状況・利用希望等をうかがい、計画に反映させることを目的にアンケートを実施しました。
- ・調査対象者： 佐世保市在住の0～5歳児の保護者
- ・調査期間： 令和6年2月～令和6年5月
- ・調査方法： 郵送による配布・回収、WEB回収

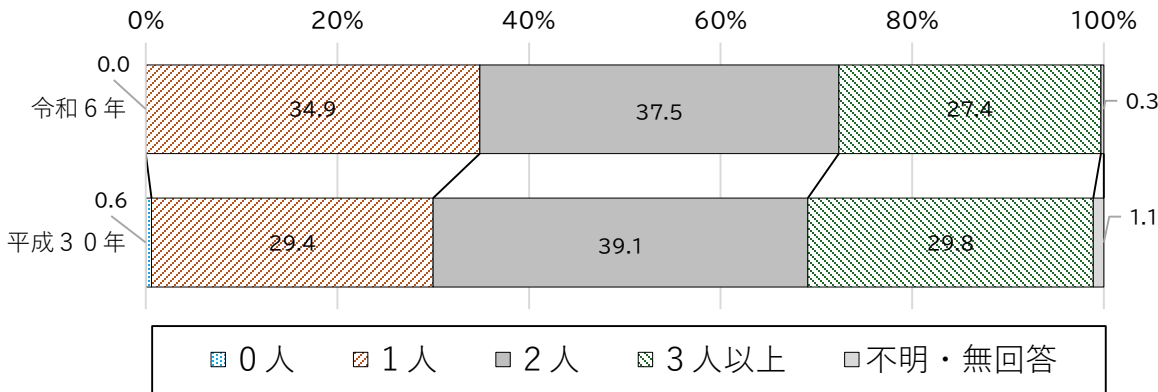
配布数	回収票数			有効回収票数	有効回収率
	Web回収数	返送回収数	合計回収数		
2,990	758	499	1,257	1,256	42.0%

2 調査結果

Qお子さんは何人いらっしゃいますか。

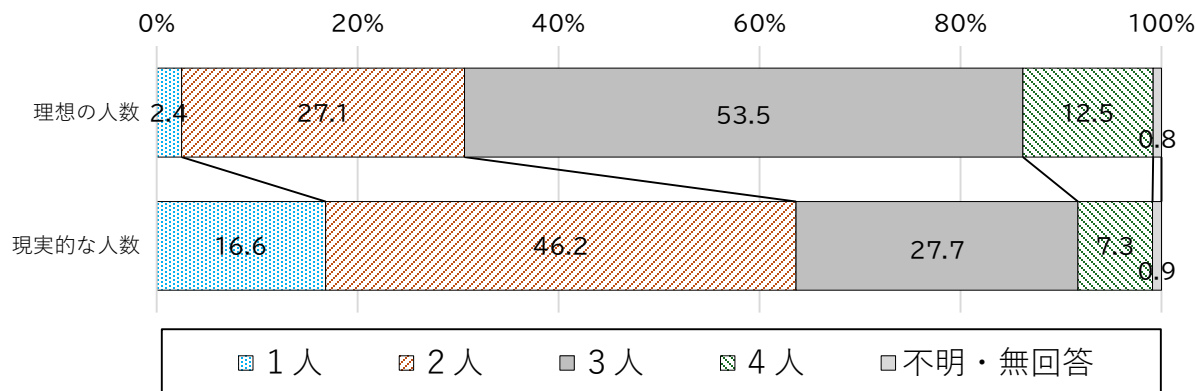
「2人」が37.5%で最も高くなっています。次いで「1人」が34.9%、「3人以上」が27.4%が続いています。

前回(平成30年調査)と比較して、「1人」の割合が増加し、「2人」及び「3人以上」の割合が減少しています。



お子様の人数について「理想の人数」と「現実的な人数」について

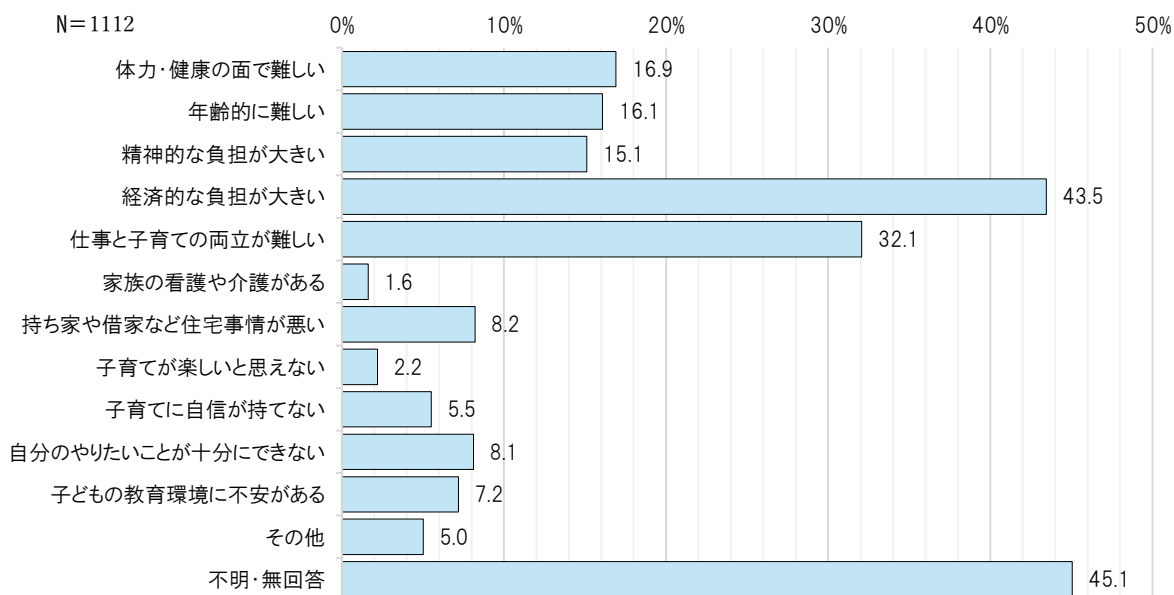
理想の人数では「3人」が53.5%を占めている一方、現実的な人数では「3人」が27.7%に留まるなど、現実的な子どもの人数は理想の人数に比べて少なく、子どもの人数の理想と現実には隔たりがあります。



現実的なお子様の人数が、理想のお子様の人数よりも少ない理由

「経済的な負担が大きい」が43.5%と最も多く、続いて「仕事と子育ての両立が難しい」が32.1%となっています。

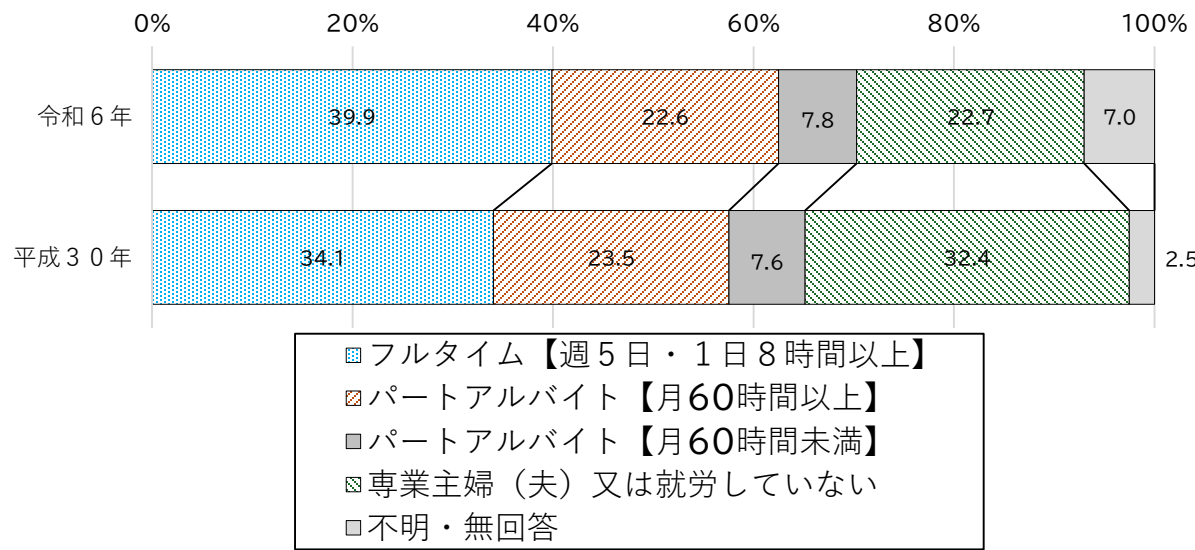
経済的な課題が子どもの人数を制限する大きな要因になっています。



母親の就労(自営業、家族従事者含む)について

「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が39.9%と最も高くなっています。次いで「専業主婦(夫)又は就労していない」が22.7%、「パート・アルバイト【月60時間以上】」が22.6%と続いています。

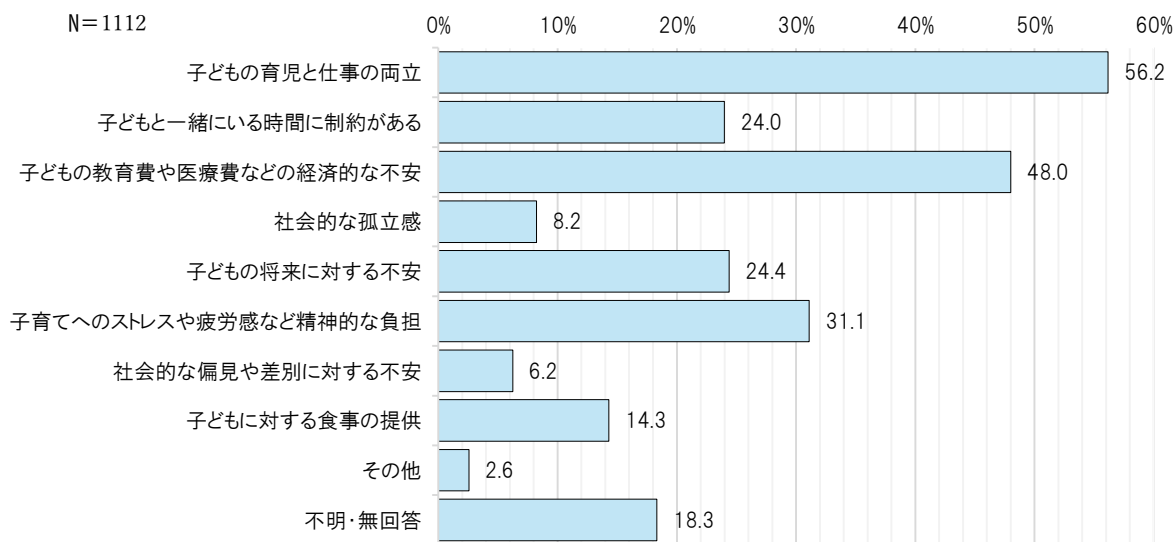
前回(平成30年調査)と比較して「フルタイム」の割合が増加している一方「専業主婦(夫)または就業していない」の割合が減少しています。



子育てにあたって、感じている不安や課題

「子どもの育児と仕事の両立」が56.2%で最も高くなっています。続いて「子どもの教育費や医療費などの経済的な不安」が48.0%、「子育てへのストレスや疲労感など精神的な負担」が31.1%となっています。

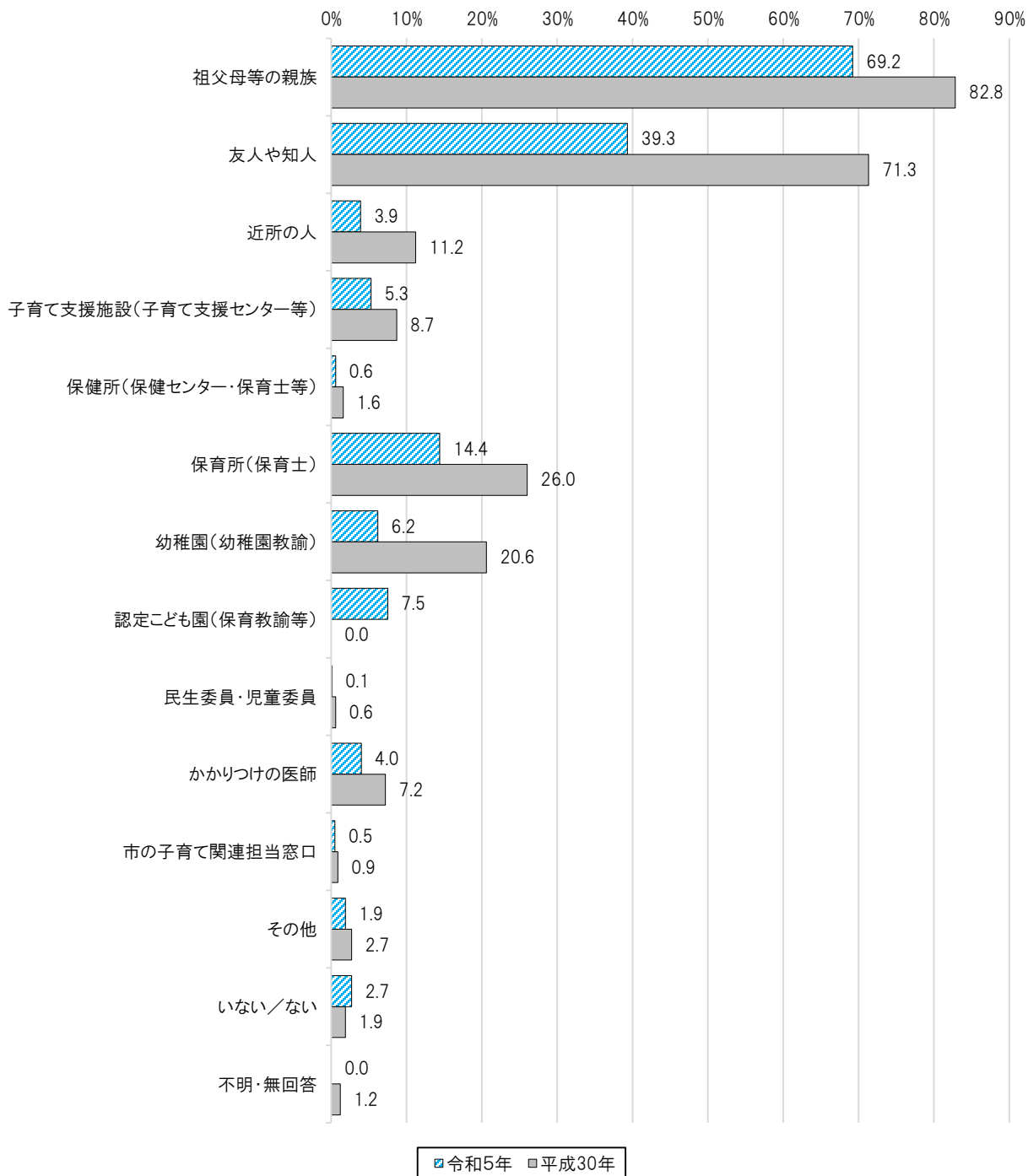
感じている不安や課題についても、経済的な問題や仕事との両立となっています。



現実的な子どもの人数が少ない理由と、子育てにあたって感じている不安や課題は、ともに「育児と仕事の両立」「経済的な負担」が主な理由となっています

お子様の子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は誰(どこ)ですか

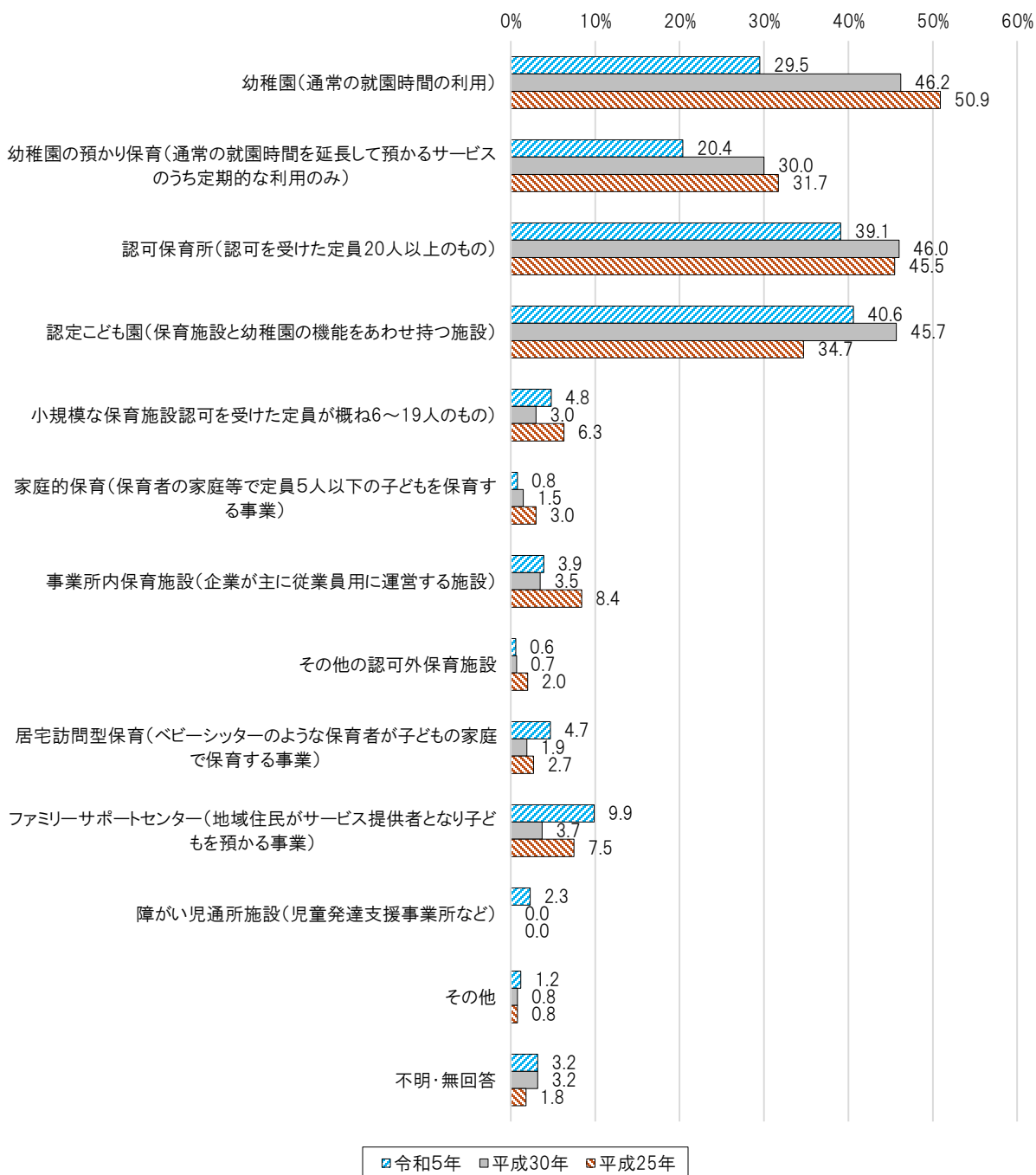
「祖父母等の親族」が69.2%で突出しています。前回と比較して、気軽に相談できる先の割合は全体的に減っています。特に「友人や知人」「幼稚園」の減少が顕著です。



定期的に利用したい施設について

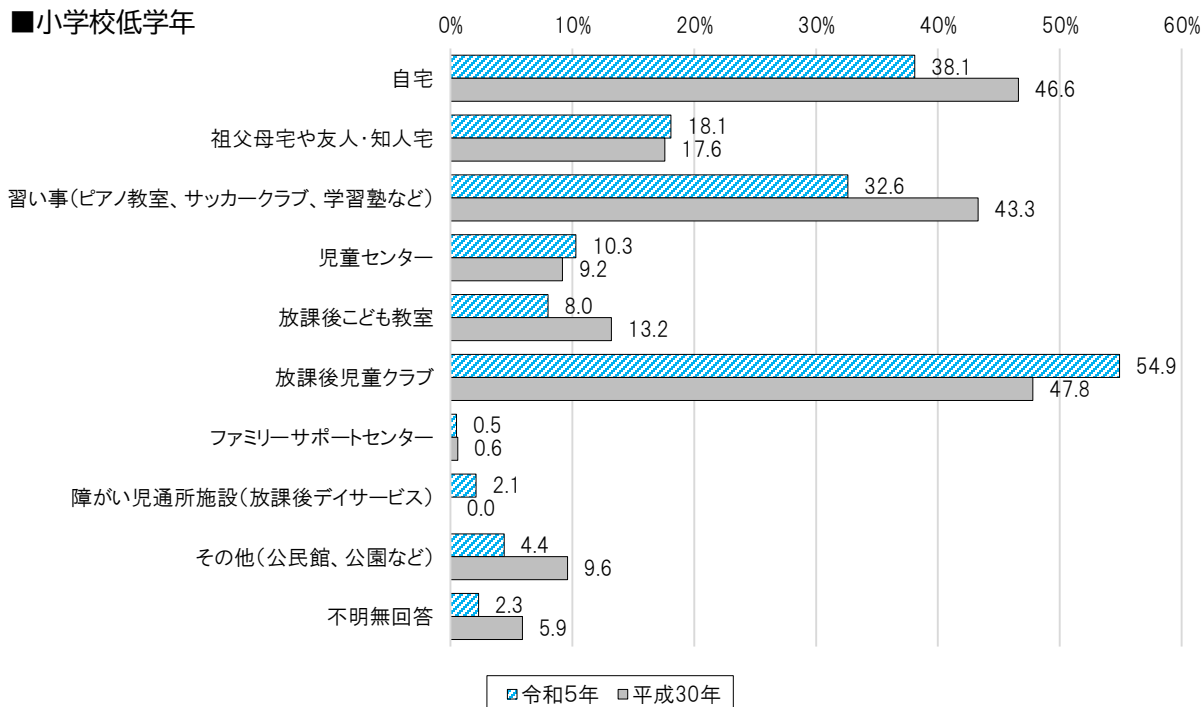
保護者の希望は、幼稚園・幼稚園の預かり保育は減少し、認定こども園は増加しています

教育・保育の無償化や、保護者の働き方の変化に伴って、各施設に対するニーズが変化しており、その変化を把握したサービスの提供が求められています

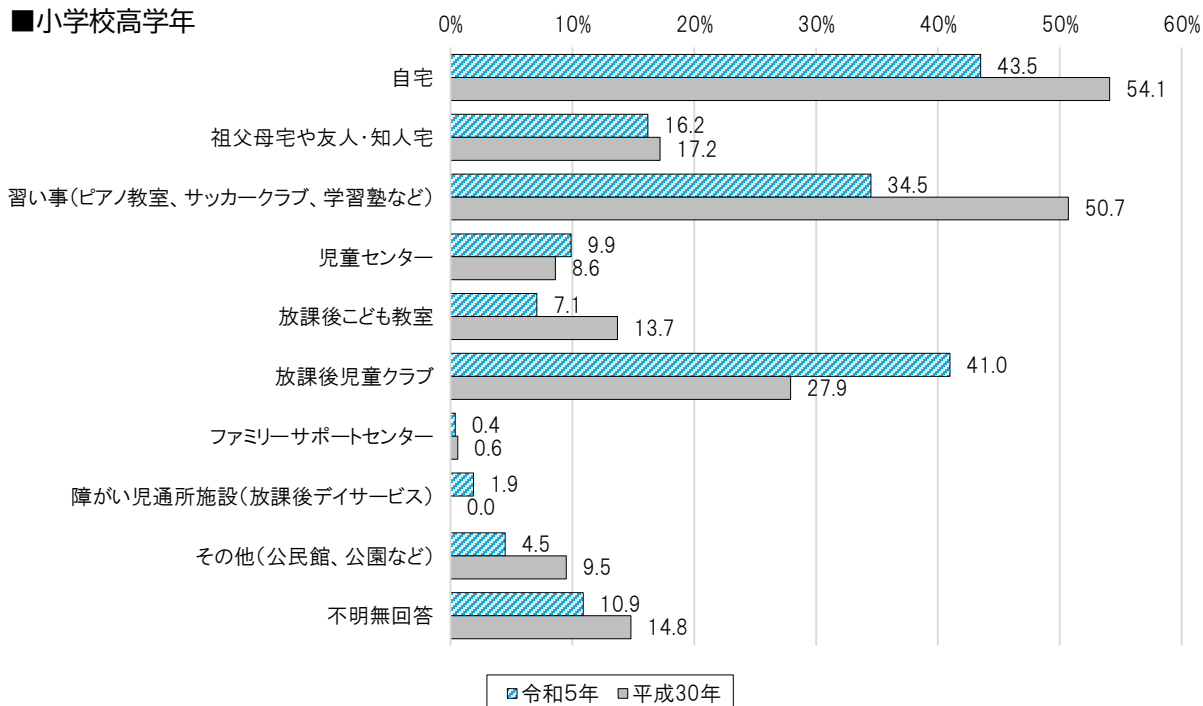


お子様が小学校に入ったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか
 自宅を除けば「放課後児童クラブ」「習い事」で過ごさせたいとの意見が多くなっています。5年前と比較すると「放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。

■小学校低学年



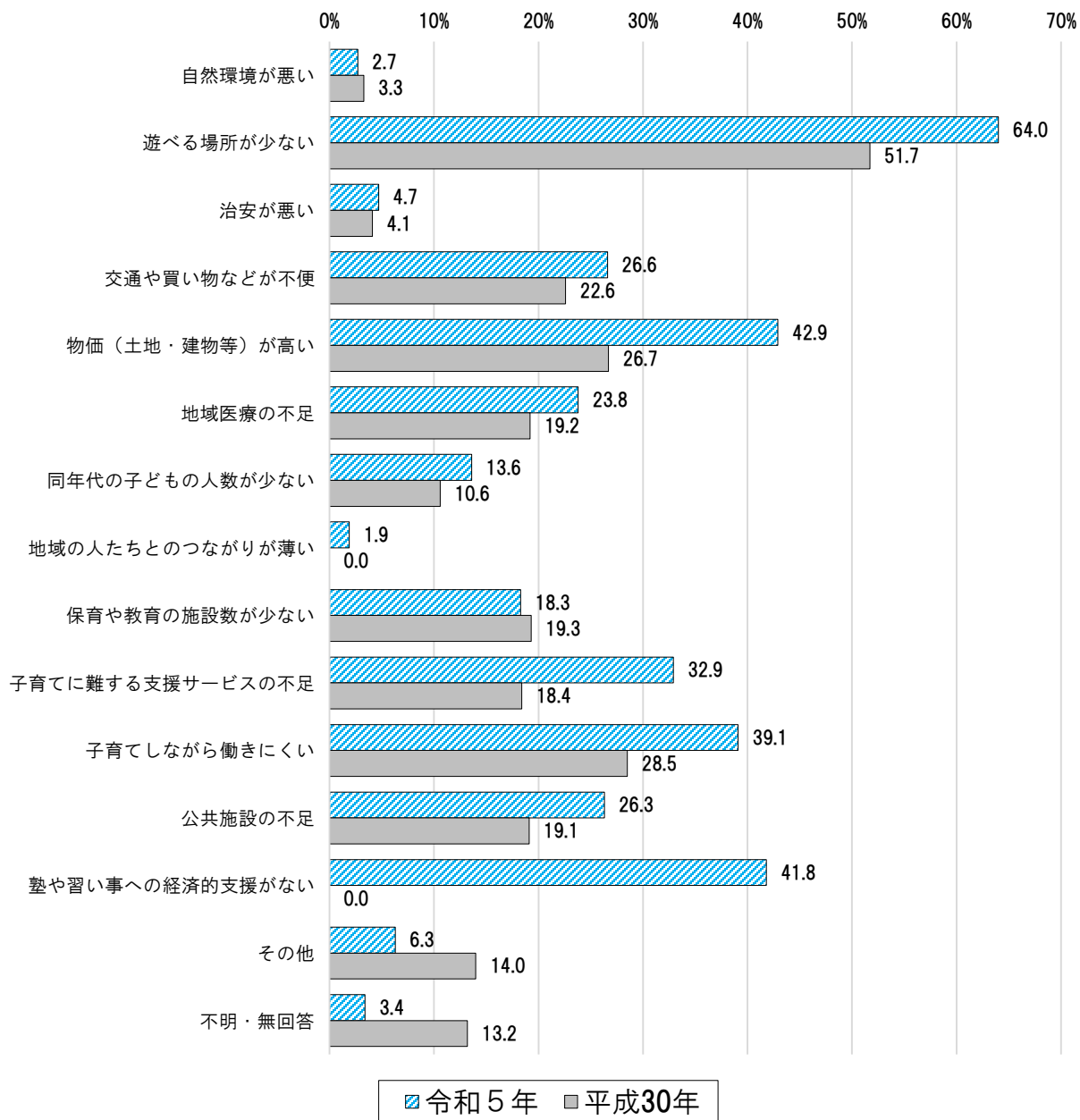
■小学校高学年



佐世保市における子育ての環境や支援について「不満と思っている点」

5年前と比較すると、依然として「遊べる場所が少ない」が最も高くなっています。

その他「物価が高い」、「子育てしながら働きにくい」も5年前から増加しており、経済的な不満と、仕事と子育ての両立についての不満が大きくなっています。



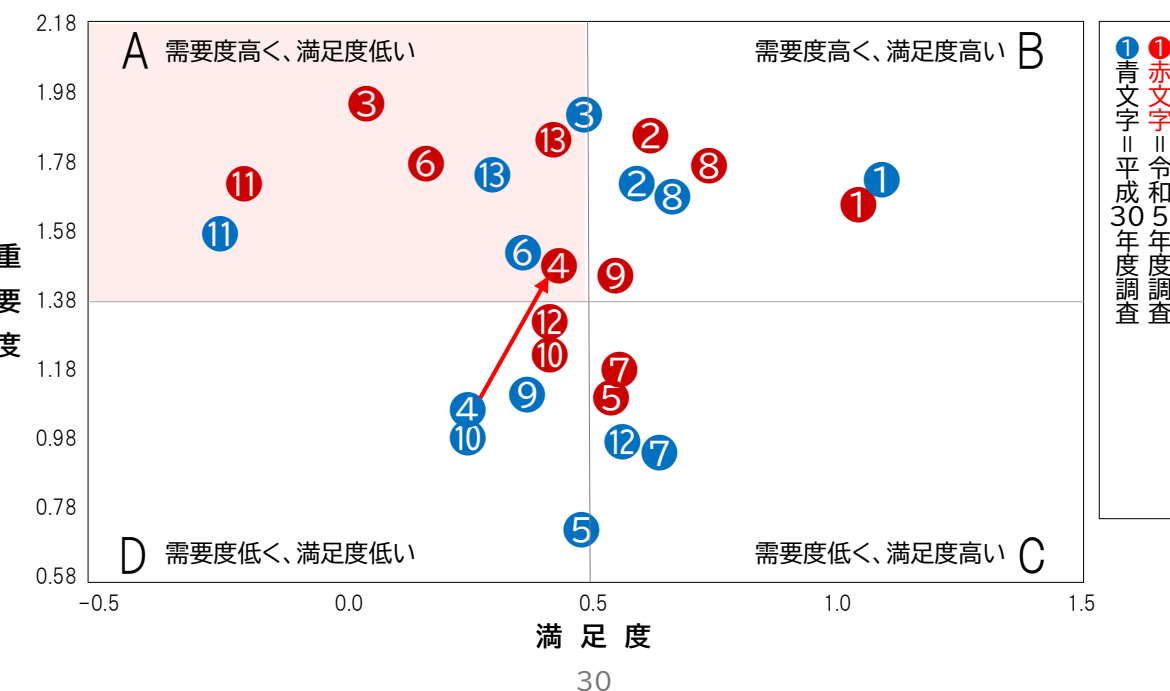
分野別「重要度」「満足度」調査

重要度が高く、満足度が低い分野(A)は施策優先度の高い分野であるといえます。前回・今回共に(A)分野となっているのは、⑪子育てと仕事が両立できる職場環境づくりや、③子どもの医療費や教育費などの経済的支援、⑬保育所、放課後児童クラブ等の子どもの居場所に関する分野となっており、今回調査で④行政手続きの電子申請サービスの分野が(A)分野に加わっています。

それぞれの分野ごとの重要度(満足度)を尋ねる質問において、「重要(満足):2点」「やや重要(やや満足):1点」「あまり重要でない(やや不満):-1点」「重要でない(不満):-2点」と点数づけをすることで、それぞれの質問の平均値を算出しました。

項目(重要度の平均値順)	今回(R5)	前回(H30)	増減
③子どもの医療費や教育費の負担軽減などの経済的な支援	1.95	1.92	+0.03
②障がいや発達に心配のある子どもに対する支援	1.86	1.73	+0.13
⑬保育所、放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預けられる施設	1.85	1.75	+0.1
⑥子どもの健全育成のための居場所や遊び場づくり(児童センター、メリッタ Kid's、'きららパーク'等)	1.78	1.53	+0.25
⑧延長保育など多様なニーズにこたえられる幼稚園・保育所等	1.78	1.69	+0.09
⑪子育てと仕事が両立できる職場環境づくり(ワークライフバランス)	1.72	1.59	+0.13
①安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービス	1.67	1.70	-0.03
④児童手当や保育施設の利用申し込みなど行政手続の電子申請サービス	1.49	1.07	+0.42
⑨子育てに困ったときの相談窓口(ままんちさせぼ 等)	1.46	1.13	+0.33
⑫親子教室や子育て講座などの子育てについて学べる場の提供(父親向け育児講座、離乳食講座等)	1.34	0.99	+0.35
⑩子育てに関する情報提供(子育て応援サイト「すくすくSASEBO」、子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」等)	1.24	1.03	+0.21
⑦親子同士の交流を図るための支援(地域子育て支援センター 等)	1.19	0.97	+0.22
⑤子育てサークルなど地域での自主的な子育て活動への支援	1.12	0.74	+0.38

項目(満足度の平均値順)	今回(R5)	前回(H30)	増減
①安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービス	1.05	1.07	-0.02
⑧延長保育など多様なニーズにこたえられる幼稚園・保育所等	0.74	0.67	+0.07
②障がいや発達に心配のある子どもに対する支援	0.63	0.61	+0.02
⑦親子同士の交流を図るための支援(地域子育て支援センター 等)	0.59	0.64	-0.05
⑨子育てに困ったときの相談窓口(ままんちさせぼ 等)	0.55	0.38	+0.17
⑤子育てサークルなど地域での自主的な子育て活動への支援	0.53	0.49	+0.04
④児童手当や保育施設の利用申し込みなど行政手続の電子申請サービス	0.46	0.26	+0.2
⑬保育所、放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預けられる施設	0.45	0.30	+0.15
⑫親子教室や子育て講座などの子育てについて学べる場の提供(父親向け育児講座、離乳食講座等)	0.44	0.58	-0.14
⑩子育てに関する情報提供(子育て応援サイト「すくすくSASEBO」、子育て応援アプリ「させぼっ子ナビ」等)	0.42	0.26	+0.16
⑥子どもの健全育成のための居場所や遊び場づくり(児童センター、メリッタ Kid's、'きららパーク'等)	0.17	0.37	-0.2
③子どもの医療費や教育費の負担軽減などの経済的な支援	0.05	0.46	-0.41
⑪子育てと仕事が両立できる職場環境づくり(ワークライフバランス)	-0.20	-0.22	+0.02



3. 子ども・若者、子育て当事者等への意見聴取

こども基本法の趣旨を踏まえて、本年5月に実施した小・中学生及び保護者を対象としたアンケート調査をはじめ、一般企業で働く若者世代及び障がいのある子ども等を対象としたインタビューの概要及び結果を記載

こども基本法(こども等の意見の反映)の趣旨を踏まえた調査

3

子どもと日常的な接点がある子育て支援団体等へのインタビュー

1 ①小・中学生及び②保護者を対象としたアンケート調査

2 子ども・若者・子育て世代対象の定性調査

1 小・中学生及び保護者を対象としたアンケート調査の概要

調査目的	【小・中学生対象アンケート】 こども基本法第11条の趣旨を踏まえ、佐世保市内の子どもたちから直接意見を聴くことで、意見表明の機会を確保するとともに、子どもたちの状況やニーズを的確に把握し、より実効性あるこども関連施策の企画・立案等に繋げることを目的としています。 【小・中学生の保護者対象アンケート】 佐世保市内の小学生・中学生及びその保護者に対し、子育ての状況やニーズを的確に把握し、より実効性あるこども関連施策の企画・立案等に繋げることを目的としています。
調査対象者	佐世保市在住の小学2年～6年、中学1年～3年及び、小・中学生の保護者
調査期間	令和6年5月～令和6年6月
調査方法	小学2年～6年、中学1年～3年:児童生徒のパソコン端末への配信(各学校にて通達) 小・中学生の保護者:各学校から生徒を通じて通達し、Web形式による調査
その他	アンケートへの回答は任意としています

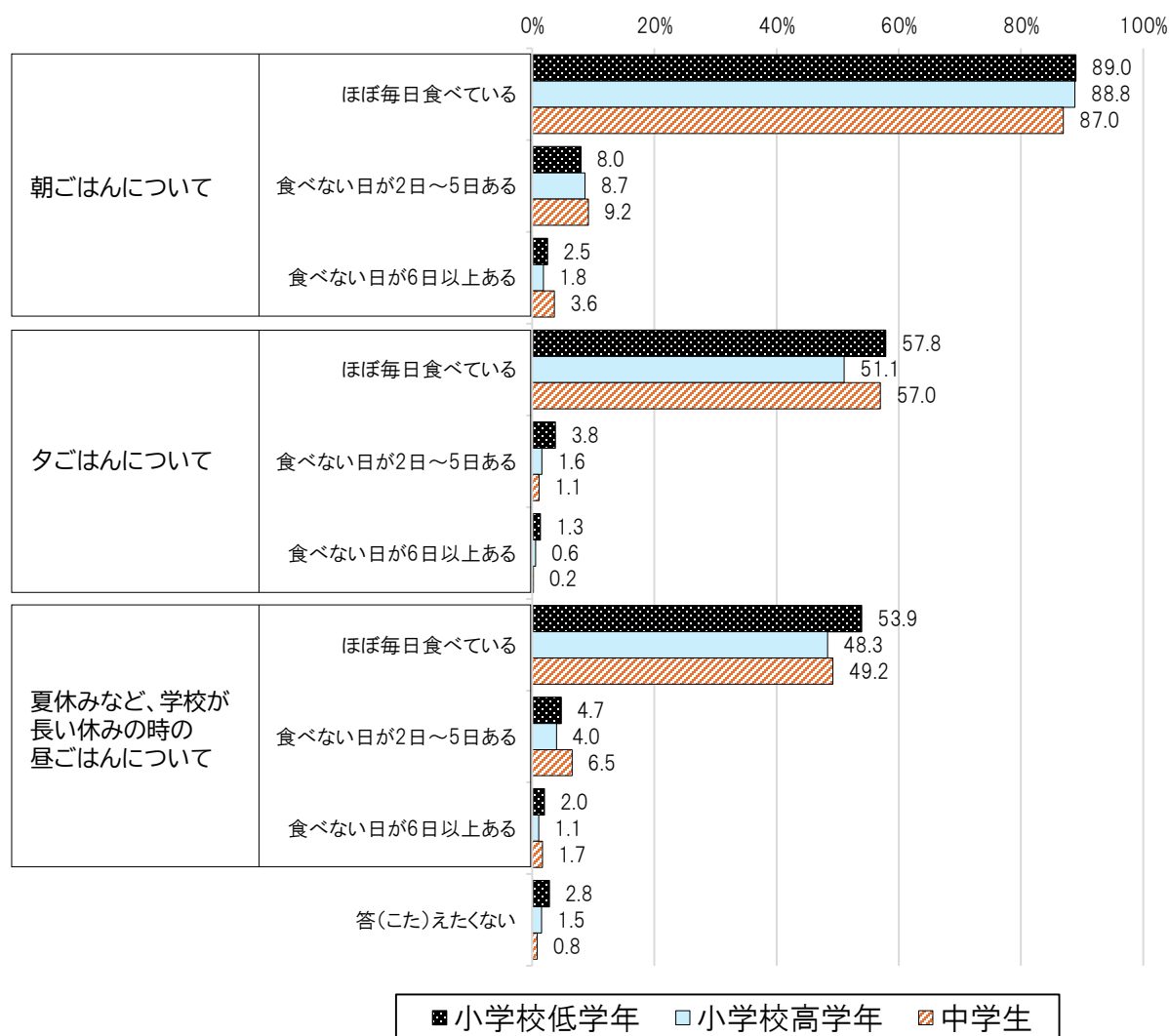
アンケートの設問の違いなどから、対象を5つに分けて実施しています

対象		サンプル(回答)数
①小学校低学年	小学校2・3年	2,612人 (2年生1,239人、3年生1,373人)
②小学校高学年	小学校4・5・6年	4,206人 (4年生1,297人、5年生1,505人、6年生1,404人)
③中学生	中学校1・2・3年	3,211人 (1年生1,152人、2年生1,016人、3年生1,043人)
④小学生の保護者	小学1～6年生の保護者	3,153人
⑤中学生の保護者	小学1～6年生の保護者	1,310人

1-① 小・中学生本人対象のアンケート

週にどれくらいごはんを食べていますか

朝ごはんを食べない日が2日以上あると答えた割合は1割以上となっており、年齢が上がるにつれ高くなる傾向があります。夕ご飯を食べない日が2日以上あると答えた割合は、逆に年齢が上がるにつれ低くなる傾向となっています。長期休暇中の昼ごはんについても、一定数の子どもが食べない日があると回答しています。



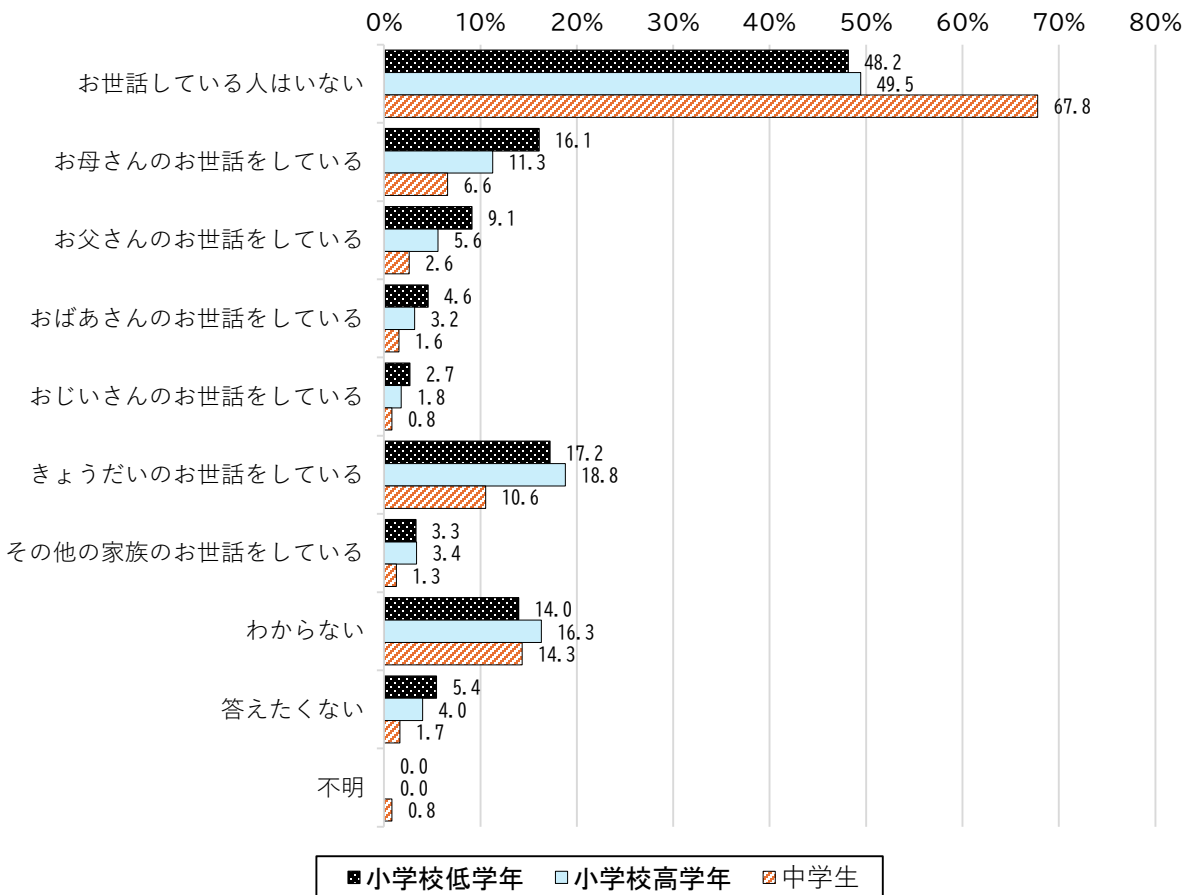
あなたがお世話している人はいますか

「お世話」の具体例

- 家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- 家族に代わり、幼いきょうだいのお世話をしている
- 家族に代わり、障害や病気のある家族のお世話や見守りをしている
- など

お世話している家族がいると答えた小中学生の中でも「お母さん」と「きょうだい」と答えた割合が高くなっています。

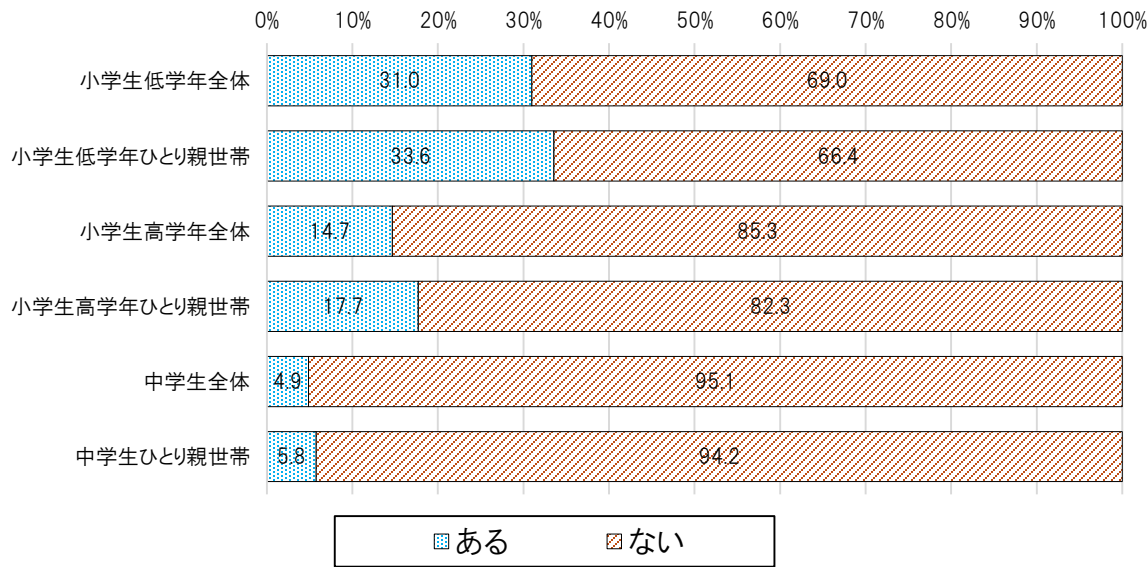
※ 特に小学校低学年については「お世話」と「お手伝い」の違いが理解されていないケースが考えられるなど、とらえ方に偏りが存在すると思われるので、お世話をしていると答えた子どもの全てが「ヤングケアラー」であるとは限りません。



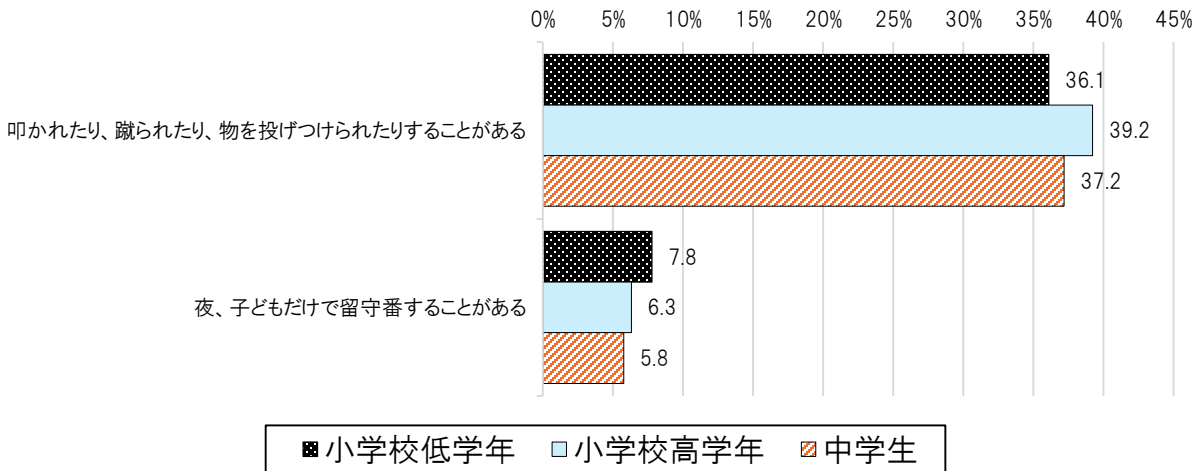
一緒に住んでいる人から嫌なことをされたことはありますか

全体よりもひとり親世帯に「嫌なことをされたことがある」と答えた割合がやや高くなっています。また、「嫌なことをされた」と答えたなかに「夜、子どもだけで留守番することがある」と答えた子どもが一定数います。

※ 特に小学校低学年については、嫌なことの中にきょうだい喧嘩等も含まれた回答と類推されるため、嫌なことをされたことがあると答えた子どもの全てに虐待等があるとは限りません。

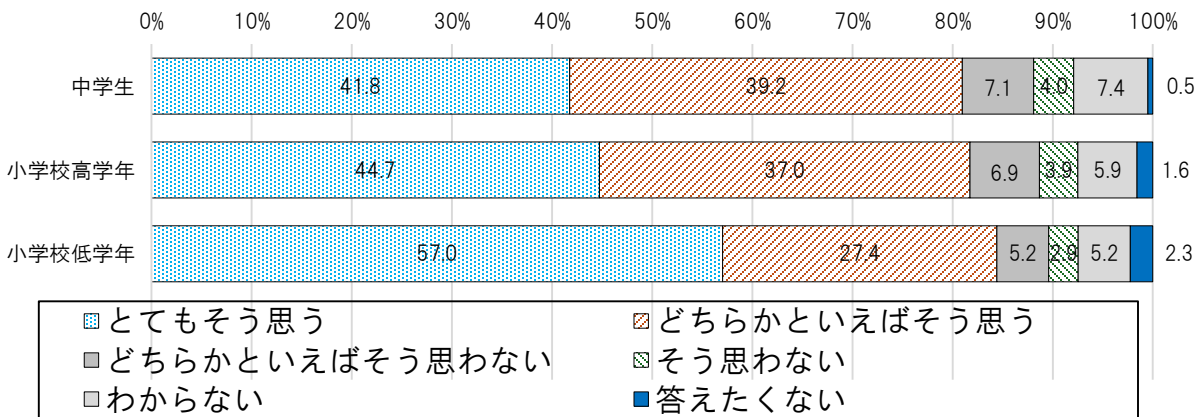


「ある」と答えた方。どんな嫌なことをされましたか



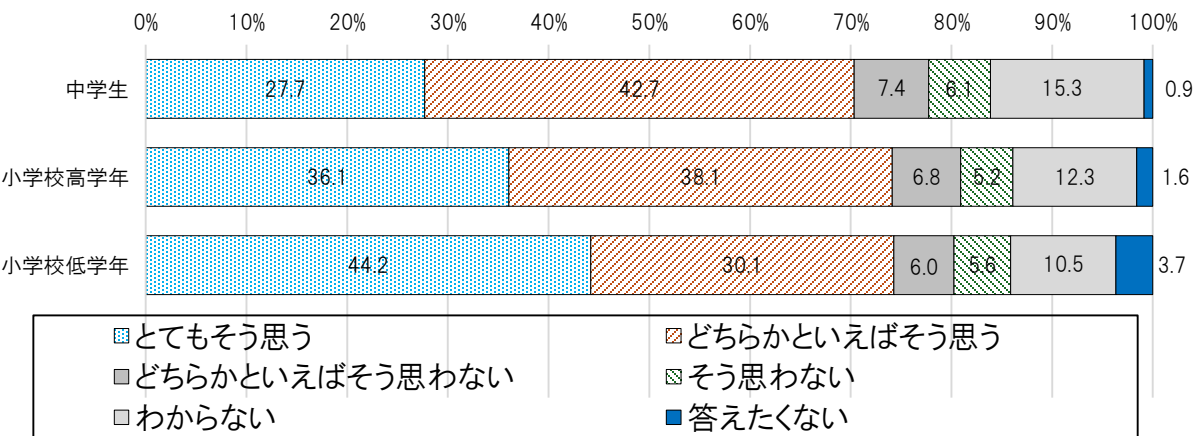
あなたは、何かに挑戦したいと思いますか

何かに挑戦したいと思うと答えた小中学生は、年齢が上がるにつれ減少する傾向にあります。「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた小学校低学年は8.1%、小学校高学年は10.8%、中学生は11.1%と増加する傾向にあります。これは「自分に良いところはあるか」の間でも同様の傾向がみられ、精神的な良好度合が年代によって変化していると考えられます。



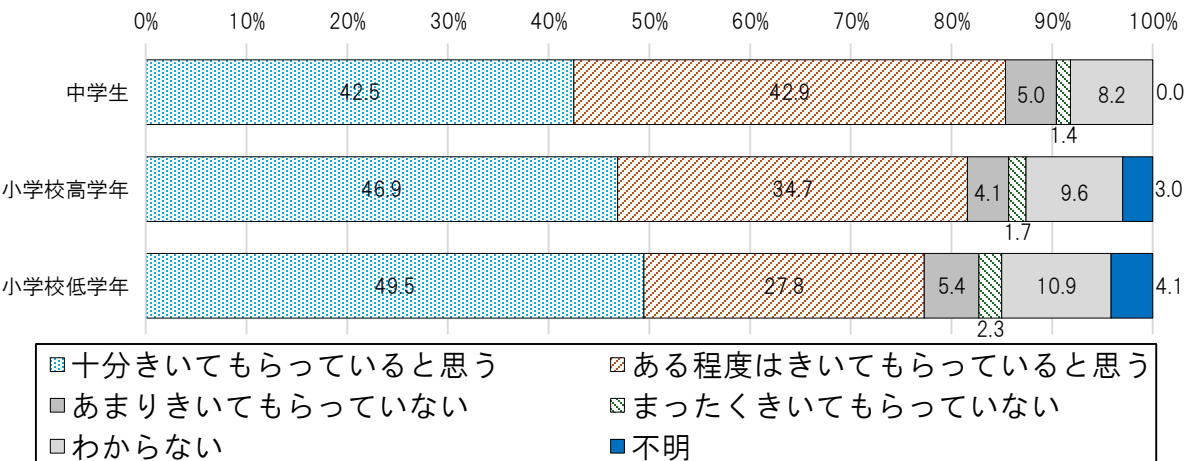
あなたは、自分に良いところがあると思いますか

「何かに挑戦したいか」の間と同様の傾向がみられ、自己肯定感の度合が年代によって変化していると考えられます。



あなたの気持ちや意見はまわりの大人から聞いてもらっていると思いますか

自分の意見を十分に聞いてもらっているという子どもは50%未満にとどまり、各年代ともに5.8%以上の子どもが、自分の意見を「あまり聞いてもらっていない」「まったく聞いてもらっていない」と答えています。



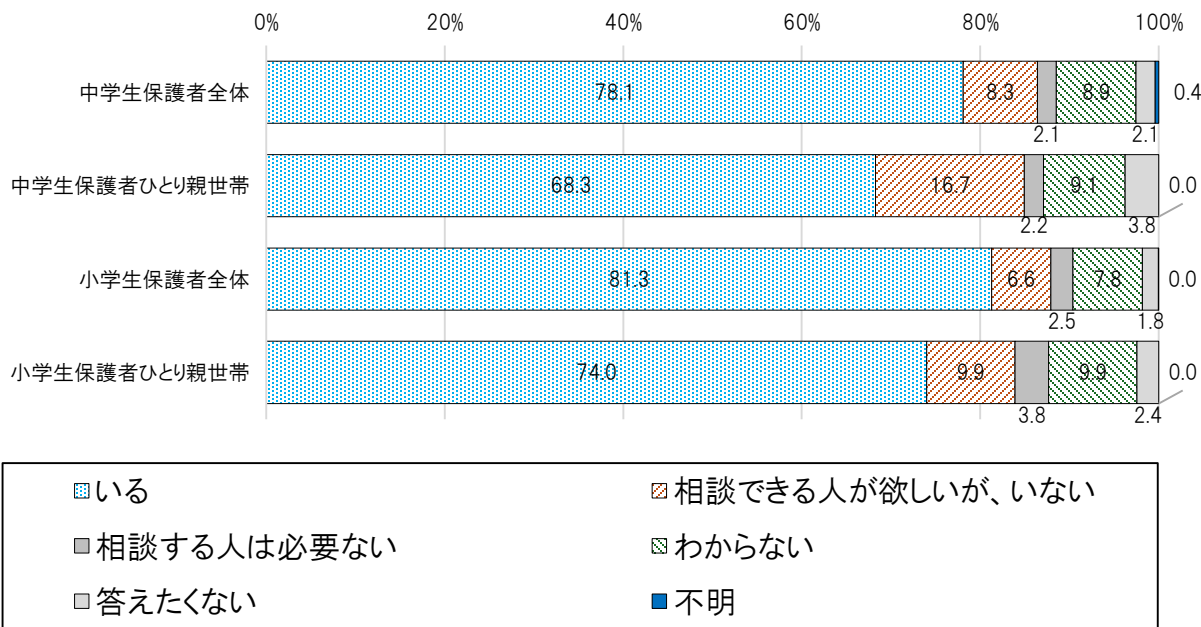
1-② 小・中学生の保護者対象のアンケート

あなたには、悩みや子育ての相談などができる人がいますか

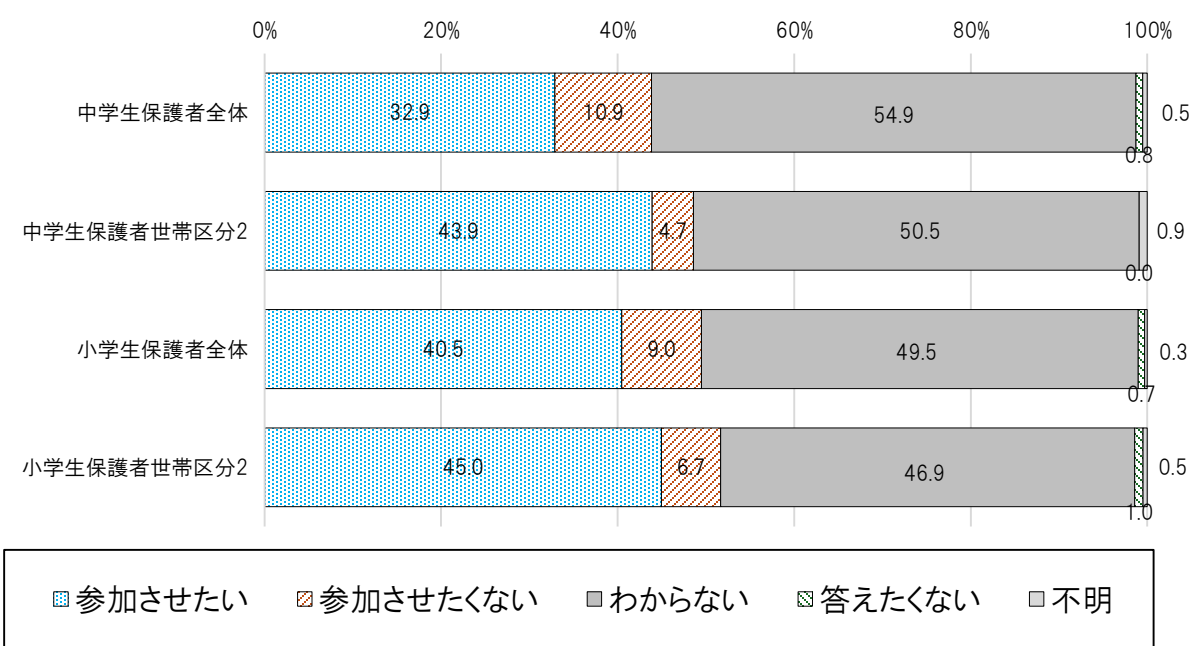
特に、ひとり親世帯で「相談できる人が欲しいが、いない」と答えた割合が高くなっています。

小学生及び0～5歳児童の保護者のアンケートでは、5年前から相談できる人が減っている傾向があり、孤立化のリスクはさらに高まっていると考えられます。

子ども食堂への参加については、世帯区分2のニーズが高くなっているものの、全体として30%～40%の世帯で参加させたいという回答になりました。

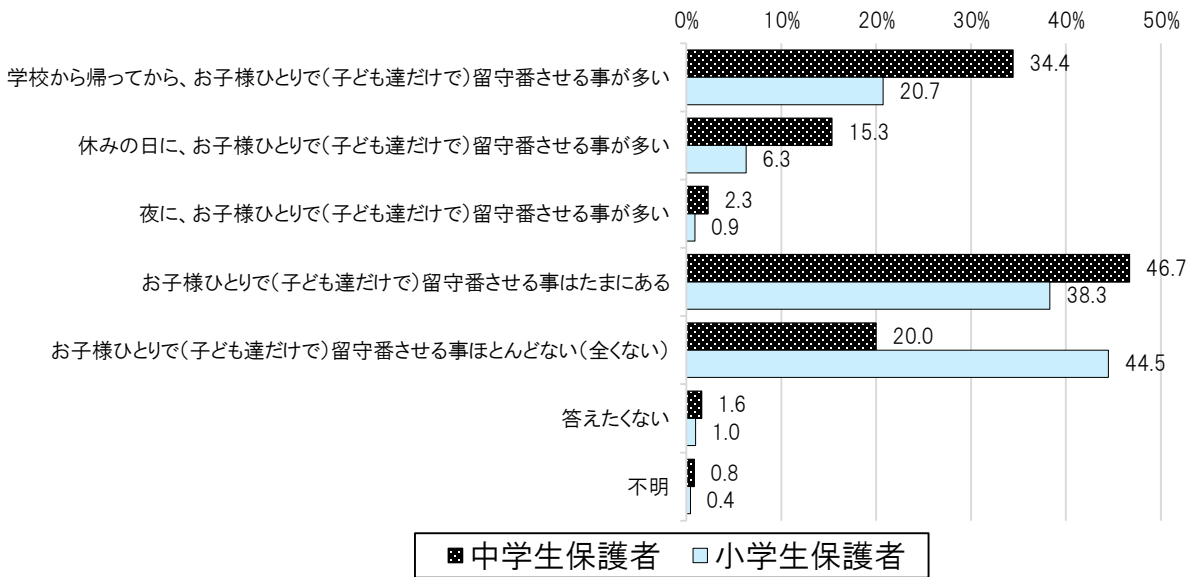


子ども食堂があったら、お子様を参加させたいですか



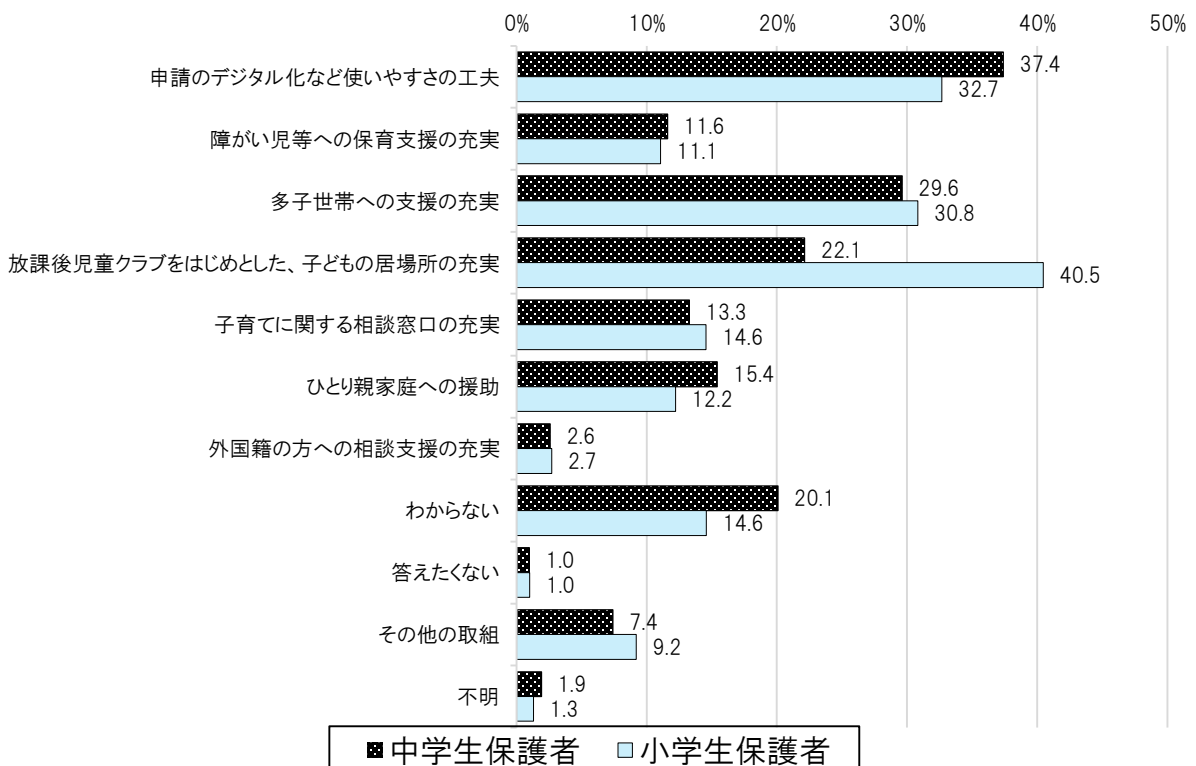
お子様に留守番させることがありますか

「夜に、お子様一人で(子ども達だけで)留守番させることが多い」と答えた保護者が、少数ではありま
すが存在している状況です。



佐世保市の取り組みで、特に力を入れてほしいと思うこと

中学生保護者からの要望は「申請のデジタル化など使いやすさの工夫」37.4%と最も高く、次いで
「多子世帯への支援の充実」29.6%となっています。小学生保護者からの要望では「子どもの居場所
の充実」が40.5%と最も高く、次いで「申請のデジタル化など使いやすさの工夫」32.7%という結果
になりました。



2 子ども・若者・子育て世代対象の定性調査

こども基本法に基づき、子ども・若者へ直接インタビューを行いました。

① 20代～30代へのインタビュー

対象者	佐世保市内企業にお勤めの、佐世保市在住の社員(20代～30代・8名)
主なご意見	● 子育て情報をどこへ取りに行ったらいいか解りづらい。育児していると市役所へ行く時間もないので、SNS発信してもらえるとありがたい ● 佐世保市で家庭を持つには、病院や普段の買い物などで車の所有が必須となる ● 幼稚園の途中入園枠を作って欲しい(4月からなら入りやすいが仕事に早く戻りたい人など、ほかの時期には空きがない) ● 佐世保市に遊び場や広場が少ない(水遊び・屋根があるところ・グラウンド・文化施設等)

② 障がいのある子ども・若者へのインタビュー

対象者	障がいのある高校生
主なご意見	● 自宅や学校から距離をあけられる、自分の気持ちを吐き出せる(受け止めてくれる)人がいる場所があったらよかったと思う ● 社会に出た時に、周りからの目が心配 ● 好きなことを仕事にしたいが、専門学校の費用や、教材費など経済的な不安がある ● 佐世保市外の特別支援学校に、佐世保地域の就労支援施設につないだ実績等がないため心配である ● 車いすでの移動については、以前より整備が進んだものの、段差・階段などで行動範囲が制限される所があり、まだまだ十分ではないと感じる ● 高校卒業後に必要となる、就労支援施設の対応状況など最新情報をタイムリーに受け取りたい ● 道路の段差・階段で行動に制限がかかることがある ● 多目的トイレのある施設はあるが、肢体不自由の方が対応できるベッドを備えている施設は佐世保市内にはない ● 佐世保市内に高校卒業後に進みたい分野の専門学校や大学が近隣にはない ● 放課後等デイサービスが、気心が知れていて安心できる居場所になっている

3 子どもと日常的な接点がある子育て支援団体等へのインタビュー

子どもや若者と日常的な接点のある方々に、子どもとその親の立場からみた様々なご意見をいただきました。

① 障がい児の保護者へのインタビュー

対象者	障がい児の保護者・障がい者支援団体メンバー
主なご意見	● 子どもの年齢を重ねる(幼稚園⇒小学校⇒中学校⇒高校⇒高校卒業以降)ごとに支援体制が脆弱となる ● 高校生世代以降の就職・自立に向けた相談支援体制が脆弱である(学校以外の居場所・相談支援者が必要) ● 保護者自身 及び 学校現場における発達障害に対する理解・対応スキルが不足している ● 制度の移行状況や就職に関する情報共有が困難な面がある(保護者間の連携・行政からの情報提供) ● 中学・高校生世代以降の学校・医療機関・支援体制が脆弱(市内に支援学校・医療機関・施設が十分に備わっていない) ● 高校卒業後の就職・自立に向けた(本人・保護者に対する)相談支援体制が脆弱 ● 社会における障がい者支援・受入れ体制が不十分(施設における子どもの受入・施設職員の理解・技能不足 高校卒業以降の企業等における障害者雇用に対する支援・理解) ● 小さい子・障がい児を中心に、気兼ねなく遊ぶことができる場所・施設が不十分

② 子ども食堂関係者へのインタビュー

対象者	子ども食堂関係者
主なご意見	● 子ども・保護者にとって必要な居場所は一つに限定されることなく、それぞれのニーズに合わせた対応が必要 ● 保育園やコミュニティーセンターが子ども食堂等の活動を通じて、地域の居場所づくりの役割を担うことが可能 ● 市の関係部局(貧困対策・保健福祉部・環境部等 居場所づくり:教育委員会・市民生活部)とのさらなる連携が必要

③ ファミリーサポートセンター関係者へのインタビュー

対象者	ファミリーサポートセンター関係者
主なご意見	● サポートスタッフの高齢化によるリスク、複数のサポートスタッフの確保が必要 ● サポート提供者の価値観と依頼者の価値観の違い ● 対応が困難な利用者とのコミュニケーション ● 支援を受けた人が次に支援を提供する立場になることが大切 ● アンケートなどを通じたフィードバックの活用 ● オンライン申請が進んでいる中での紙ベースの手続きの煩雑さ ● 申請書のダウンロードや郵送の手間がかかる ● ユーザーが支援センターに連絡しなければ利用できないという仕組み ● 形式的な手続きよりも、利用者のニーズに応じた柔軟な対応が求められる ● 支援の利用条件や手続きの制約が、利用者のニーズと合致していない点

4. 佐世保市の今後の課題

前述の未就学児の保護者を対象としたアンケート調査、小・中学生及び保護者を対象としたアンケート調査、子ども・若者、子育て当事者等へのインタビューの結果、その他統計データなどを基に分析し、各施策における課題をまとめました。

施策1 母子保健の推進

- 子どもや子育て家庭を支えてきた地域社会における子育て機能の低下を受け、妊娠、出産、子育て等の面で市民ニーズが多様化しています。
- また、児童虐待やヤングケアラーについて、相談や通告等が増加する傾向にあります。

施策2 地域での子育て支援

- 身近な地域に相談できる相手がないため、助け合う機会も少なくなっていることから、子育て家庭が孤立し、その負担感が増大しています。
- また、子どもの放課後における生活をめぐっては、核家族化の進展や女性の社会進出等の変化に伴い、その過ごし方が多様化し、居場所について、ニーズの高まりとともに、質の確保も求められています。

施策3 幼児教育・保育の充実

- ライフスタイルや就業形態等が多様化する中、幼児教育・保育へのニーズもきめ細かなものに変化しています。
- 一方、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大事な時期であることから、幼児教育・保育において、質の向上が求められています。

施策4 経済的支援の推進

- 子どもや子育て家庭においては、経済的な不安定さや子育てや教育にかかる費用負担などから多くの市民が子育てに係る経済的な不安を感じています。

施策を支える包括的な取組

- 男性の育児休業取得率は上昇しているものの、依然として低い状況であり、「共働き・子育て」における仕事と子育ての両立に不安を感じている市民が半数程度存在しています。
- 子育てと仕事が両立できる職場環境づくりにおいては、多くの市民が重要であると感じながらも、約半数の市民が不満であると感じています。
- 時代の流れを踏まえて、若い世代の方や子育て世帯が必要とする情報について、手軽にたどり着き、わかりやすく知ることができるかが重要となります。
- こども基本法に基づき、子ども施策の推進にあたって、子どもや若者の意見を聴き、施策に反映していくことが求められます。

第3章

計画の基本方針

1. 佐世保市の子育てにおける将来像

1 佐世保市の将来のイメージ

海風 薫り^と世界へはばたく “キラっ都” SASEBO

日本本土最西端の地である佐世保。平成から令和へ大きな時代の節目を迎え、佐世保が持つ可能性を形にすべく、本市も今まさに新時代へ進もうとしています。市民が育んできた“寛容性”と“多様性”を地域の誇りとしながら、異文化理解や英語教育によるグローバルな人材育成、海外クルーズ客船の寄港など、世界に目を向けた事業を積極的に展開していく。そして、世界にきらめく感動を広げたい。海風薫る日本の最西端・佐世保が、国際都市“SASEBO”として、世界へ羽ばたきます。

2. 各分野において目指す都市像

人口減少局面において、本市が目指すべき都市像は、わかりやすく提示するため、一定の 方向性を共有する政策ごとのまとまりで、具体性のあるものとして表します。

次期「佐世保市子ども計画(仮称)」は「ひと」分野となります。



出典：第7次佐世保市総合計画(後期基本計画)

子どもを安心して産み、楽しく育て、 子どもが健やかに成長できるまち

4 政策の指標

社会指標	現状値 (令和5年度)	目指す方向
合計特殊出生率(※1)	1.68(※2)	
子ども女性比(※3)	0.2056 (令和5年)	
出生数	1,541(※4) (令和5年)	

※1 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値

※2 平成30年～令和4年調査分

※3 0歳から4歳人口(男女計)を15歳から49歳女性人口で除した値(令和5年10月1日現在)

※4 厚生労働省(政府統計e-Stat)・人口動態調査

本計画は、佐世保市が「育み、学び、認め合う『人財』育成都市」を目指す中で、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現にあたり、その施策や具体的な取組を定め共有を図ることを目的としたものです。

2. 施策の推進

《施策1》母子保健の推進

安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の未然防止等の観点から、育児不安の軽減に資する様々な取組を推進します。

《施策2》地域での子育て支援

地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てに関して、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

《施策3》幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

《施策4》経済的支援の推進

安心して子育てができるよう、市民の利便性等を考慮した各制度の適切な運用を通じて、子育て家庭への経済的支援の取組を推進します。

《施策を支える包括的な取組》

施策1から4に加え、こども基本法を基に、すべての子どもや若者の権利を尊重し、社会参画を促進しながら、ライフステージに応じた継続的な支援を行います。また、子どもや若者と子育て当事者が健やかに成長するために、行政や地域、企業等が協力し、社会全体で支える取り組みを推進します。

3. 計画体系

佐世保市 子ども未来政策における 施策の体系

望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

施策	施策の方向性	具体的な取組
施策1 母子保健の推進	方向性 ① 妊娠・出産等に関する知識の普及	①幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進 ②ライフデザイン構築のための支援 ③食育による子育て支援
	方向性 ② 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	①安全で健やかな妊娠・出産への支援 ②乳幼児健康診査の適切な実施 ③家庭訪問による支援 ④子どもに関する相談支援 ⑤児童虐待の未然防止 ⑥ひとり親家庭等の自立支援 （佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画） ⑦伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金 ⑧すこやか子どもセンターの設置
	方向性 ③ 子どもの療育と発達支援	①子ども発達センターと地域での障がい児支援 ②すぎのこ園での障がい児支援
施策2 地域での子育て支援	方向性 ④ 地域における子育て支援の充実	①地域子育て支援機能の充実 ②ファミリーサポートセンターの運営 ③子育て支援サークルの自主的活動へのサポート ④子育てサポーターの養成 ⑤子育て支援意識の高揚 ⑥事業者の子育てに対する理解促進
	方向性 ⑤ 地域における子どもの健全育成	①放課後児童対策パッケージに係る取組の推進 ②施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり
施策3 幼児教育・保育の充実	方向性 ⑥ 幼児教育・保育における量の確保と質の向上	①幼児教育・保育の充実 ②幼児教育・保育の質の向上
	方向性 ⑦ 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	①延長保育等の実施 ②病児保育の推進 ③その他の保育事業
施策4 経済的支援の推進	方向性 ⑧ 経済的支援の推進	①児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施 ②福祉医療制度の運用 ③ひとり親家庭等の自立支援 （佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画）
施策を支える包括的な取組	方向性 ⑨ 子ども・若者の育成・支援	①ライフステージを通じた切れ目ない支援 ②ライフステージ別の支援 ③子育て当事者への支援 ④子ども・若者の貧困対策
	方向性 ⑩ 親や子の居場所づくり	①子育て世帯を孤立させない居場所づくり ②子ども・若者が誰でも気軽に利用できる居場所づくり
	方向性 ⑪ 共働き・共育の推進	①ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成 ②男性の育児参加の促進
	方向性 ⑫ 子育て情報提供と相談体制の充実	①子育て支援情報の発信 ②気軽に相談できる窓口の整備

第4章

具体的な取組

1. 母子保健の推進

施策の目的

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
乳幼児健康診査受診率	95.0%	96.0%

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
検討中		

市民に求められる基本的な姿勢・役割

母子の健康管理や育児不安の軽減等に資する各種支援について、日頃から情報の収集に努めるとともに、必要に応じた適切な利活用を図りながら、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

- ①妊娠・出産等に関する知識の普及
- ②母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減
- ③子どもの療育と発達支援

民間の役割

産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生委員・児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠期から切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。

1. 妊娠・出産等に関する知識の普及

幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図ります。

① 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進

	取組内容	担当課
1	幼児期から「いのちのお話会」の実施等を通じ、いのちの大切さや性について知る機会を提供し、理解の促進に努めます。	すこやか子どもセンター
2	保護者に対しては、「いのちのお話会」、「保護者の勉強会」を開催するなど、性に関して子どもへ伝える方法を学ぶ場の提供を図ります。	すこやか子どもセンター
3	推進体制に関しては、「庁内性教育連絡会」にて、教育や保健福祉分野との連携を図るとともに、実践スタッフの育成を進めることにより、子どもの年齢に応じた適切な支援につなげます。	すこやか子どもセンター

② ライフデザイン構築のための支援

	取組内容	担当課
1	市内の高校生や大学生等に対して、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及活動などを通じ、ライフデザイン[生活設計]の構築に係る意識啓発に努めます。	すこやか子どもセンター
2	母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時において、それぞれの家庭の状況等を確認しながら、必要に応じ、家族計画に係る指導・啓発を行います。	すこやか子どもセンター

③ 食育による子育て支援

	取組内容	担当課
1	離乳食講座の講義・実習などを通して食育の推進に努め、健全な食習慣や子どもの健やかな発達を推進します。	すこやか子どもセンター

2. 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減

地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、すこやか子どもセンターを中心に、妊娠期から切れ目のない母子への支援に努めるとともに、子育て家庭の多様なニーズに対応した相談・支援の充実を図ります。また、関係機関と連携・協力しながら、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、各事案が抱える様々な問題へ包括的な支援を実施することで、育児不安等の軽減を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

① 安全で健やかな妊娠・出産への支援

取組内容		担当課
1	子育て世代包括支援センター(ままんちさせぼ)を中心に、妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ目なく対応します。	すこやか子どもセンター
2	妊婦が安心して出産に望めるように、妊婦健康診査の助成や必要な情報発信を行うとともに、仲間づくりを促進するために交流の場を提供します。	すこやか子どもセンター
3	安心して出産できる環境づくりのため、産科医療機関との連携強化及び情報共有を行います。 また、産後ケア事業を必要とする全ての産婦へ利用者負担の減免支援を導入し、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。	すこやか子どもセンター
4	妊娠・出産・育児の喜びを父親も共有できる環境づくりのため、母親の妊娠中から関わりをもてるように、父子健康手帳交付や各種講座等を開催するとともに、父親が参加できる育児講演会等の紹介を行います。	すこやか子どもセンター
5	母親の出産後の不安や、それに伴い生じる可能性がある悩み等に対して、父親をはじめとする家族等の理解を深めます。	すこやか子どもセンター
6	不妊治療への経済的負担を軽減するため、特定不妊治療に係る費用に対し助成を行います。	すこやか子どもセンター
7	離島という地理的条件や家族が長期不在となる生活環境など、妊婦の諸事情を考慮する中で、安心して出産できる環境を確保するため、定期健診や出産に伴う移動に要する費用等の一部を助成します。	すこやか子どもセンター
8	妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入経費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として取り組みます。	すこやか子どもセンター
9	産前・産後において体調不良等で家事・育児が困難であり、昼間に家事や育児を行う方が他にいない妊産婦に対し、家事育児の支援を行います。	すこやか子どもセンター

【取組の目標】 利用者支援事業(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (設置か所数)	令和11年度量の見込み (設置か所数)	確保方策 (実施体制)
基本・特定型:0か所 母子保健型:1か所	こども家庭センター型: 1か所	こども家庭センター型:1か所

【取組の目標】 妊婦健康診査(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (受信人数/延べ受信回数)	令和11年度量の見込み (受信人数/延べ受信回数)	確保方策 (実施体制)
1,463人/16,285回	1,262人/13,882回	実施場所:医療機関 ・ 実施時期:随時実施

② 乳幼児健康診査 乳幼児健康診査の適切な実施

取組内容		担当課
1	疾病や障がいなど、発達に心配がある乳幼児の早期発見と育児に不安がある母親への支援の役割を担っている乳幼児健康診査について、継続して行います。	すこやか子どもセンター
2	健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診児の把握に努め、その中で支援が必要な家庭については、育児相談支援を行います。	すこやか子どもセンター
3	乳幼児の健やかな発達と家庭での子育てを支援するため、健康診査において発達の心配がある乳幼児について、二次健康診査及び子ども発達センターの受診等必要なフォローを行います。	すこやか子どもセンター
4	乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査など様々な機会を利用して、継続的な啓発・周知活動を行います。	すこやか子どもセンター

③ 家庭訪問による支援

取組内容		担当課
1	子育ての孤立化防止や、育児不安の軽減につなげるため、家庭訪問員が生後4か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育てに関する情報を伝えるなどの支援を行います。なお、家庭訪問員については、専門家による研修や訪問員相互の研修により、資質の向上を図ります。	すこやか子どもセンター
2	助産師・保健師が連携し、家庭環境等の状況を見ながら、個別に訪問指導を実施します。また、必要に応じ、養育支援家庭訪問事業へとつなげ、産科・小児科医療機関、開業助産師など関係機関と連携を図りながら、助産師・養育支援訪問員によるサポートを通じて、自立に向け家庭内で適切な養育環境が継続できるよう支援を行います。	すこやか子どもセンター
3	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。	すこやか子どもセンター
4	低出生体重児や高齢初産の方等で子育てに不安がある方、初産婦を対象に、出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のため、委託助産師が訪問し相談・支援を行います。	すこやか子どもセンター

【取組の目標】 乳児家庭全戸訪問事業(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (対象者数)	令和11年度量の見込み (受信人数/延べ受信回数)	確保方策 (実施体制)
1,484人	1,250人	市(すこやか子どもセンター)において実施

【取組の目標】 養育支援訪問事業(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (延べ訪問世帯数)	令和11年度量の見込み (対象者数)	確保方策 (実施体制)
134人	530人	- 市(すこやか子どもセンター)において実施 - 委託助産師が訪問 - 育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援

④ 子どもに関する相談支援

取組内容		担当課
1	子育て家庭の抱える様々な問題に対応するため、相談員の資質の向上を図るとともに体制の充実を図ります。	すこやか子どもセンター
2	保育所・幼稚園、学校などの関係施設や医療機関等との連携を強化します。	すこやか子どもセンター
3	子どもが安心して過ごせる環境を確保するため、子育て短期支援事業を継続して実施します。	すこやか子どもセンター
4	【子育て短期支援事業】 仕事や病気で一時的に家庭での養育が困難になった子どもについて、児童養護施設等での預かりを行います。	すこやか子どもセンター

【取組の目標】 子育て短期支援事業(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数)	確保方策 (延べ利用人数)
100人	110人	110人

⑤ 児童虐待の未然防止

取組内容		担当課
1	子ども家庭支援全般、要支援児童及び要保護児童等への支援を総合的に担う子ども家庭総合支援拠点※ の構築を図り、子育て世代包括支援センター「ままんちさせば」等による切れ目のない子育て支援を活用しながら、児童相談所等の関係機関との円滑な連携・協働の体制を推進します。	すこやか子どもセンター
2	児童虐待の未然防止の観点から、虐待に至る恐れのある要因(保護者側のリスク要因・子ども側のリスク要因・養育環境のリスク要因等)について、保育所・幼稚園、学校等の関係施設・機関等とともに確認や情報共有を行い、早期対応・問題解決に向けて継続して対応します。	すこやか子どもセンター
3	周産期からの母子保健事業を通じて、虐待の早期発見に努め、適切な支援を行います。	すこやか子どもセンター
4	「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」の定期的な委員会や検討会、必要時の個別ケース会議を開催し、虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行います。	すこやか子どもセンター
5	児童虐待に対応する担当職員や関係者の資質向上を図るため、引き続き研修を実施します。	すこやか子どもセンター
6	民生委員児童委員や主任児童委員など、関係者と連携し、虐待予防や虐待を受けた児童及びその親に対して支援を行います。	すこやか子どもセンター

3. 子どもの療育と発達支援

障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援にあたり、子ども発達センターを中心に、保健・福祉・医療・保育・教育分野等における関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等の訪問による施設支援等を行います。

令和6年4月の児童福祉法改正に伴い、児童発達支援センターの類型(福祉型・医療型)は一元化され、障がいの区別なく必要な発達支援が受けられるようになりました。

① 子ども発達センターと地域での障がい児支援

	取組内容	担当課
1	子どもの発達についての勉強会や連絡会等でのケース検討を引き続き行い、医療機関との連携強化に努めます。	子ども発達センター
2	子どもの発達の状態や特性に応じた関わりができるよう、スタッフの充実を図りながら訪問療育や施設支援を引き続き行うとともに、必要に応じ個別のケース会議や協議を行う場を設け、各関係機関との情報共有体制の強化に努めます。	子ども発達センター
3	「西九州させば広域都市圏」の連携事業を推進する中で、子ども発達センターと関係自治体が抱える療育に係る課題解決のため、各種学習会等の開催を通じ、療育関係者の広域的なスキル向上につなげます。	子ども発達センター

② 児童発達支援センターすぎのこ園での障がい児支援

	取組内容	担当課
1	子ども発達センターとの連携を強化しながら、障がい児支援に係る関係職員の質の向上に努めます。	子ども発達センター
2	保育所・幼稚園・児童発達支援事業所等からの施設見学等の受け入れを引き続き行い、関係施設及び職員との連携を図ります。	子ども発達センター
3	令和6年4月の児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターの類型(福祉型・医療型)を一元化し、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図るため、児童発達支援センターとしての役割・機能強化を図ります。	子ども発達センター

2. 地域での子育て支援

施策の目的

子どもの健全育成に資する居場所づくりを推進し、子育て家庭が、地域で支えられながら楽しく子育てできるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
地域子ども・子育て支援事業の 平均利用回数	30.9回	50回

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
検討中		

市民に求められる基本的な姿勢・役割

身近にいる子どもに関心を持ってふれ合い、地域の親睦を深めながら子どもを育てる活動を進めることが望まれます。

施策の方向性

- ①地域における子育て支援の充実
- ②地域における子どもの健全育成

民間の役割

町内会等の地域関係団体及び子どもの育成に関わりのあるボランティア団体、NPO 法人などは、身近にいる子どもに関心を持ち、体験学習の機会を提供するなど、子どもを育てる活動を積極的に進め、子育てに係る地域コミュニティの輪を広げるよう努めます。

1. 地域における子育て支援の充実

未就園児とその保護者が相互に交流等を行う「地域子育て支援センター」を拠点に、認定こども園における「子育て支援事業」との連携等を図るほか、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業により、地域における子どもと子育ての支援を進めます。また、子育てに関する育児相談や講演会などの啓発の場を通じて、子育てに対する不安や負担感の緩和を図り、子育て家庭を地域全体でサポートしていきます。

① 地域子育て支援機能の充実

取組内容	担当課
1 地域子育て支援センターを拠点に、認定こども園における子育て支援事業と連携及び役割分担を図りながら、地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。	保育幼稚園課

【取組の目標】 地域子育て支援拠点事業(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (月あたり延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (月あたり延べ利用人数)	確保方策 (実施体制)
5,995人	4,825人	公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ実施

② ファミリーサポートセンターの運営

取組内容	担当課
1 保育所の送迎や預かりなど、他の保育サービスでは満たされない一時的な保育ニーズへの対応を図るため、ファミリーサポートセンターの運営を通じ、支援を希望する「依頼会員」と、支援を行う「提供会員」のコーディネートを行います。	子ども政策課
2 利用しやすい環境をつくるため、依頼会員と提供会員の交流会を継続して開催するとともに、情報発信を強化することにより制度の周知に努めます。	子ども政策課
3 会員養成講座やスキルアップ研修会等の開催を通じ、提供会員の質の確保を図ります。	子ども政策課
4 「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間における会員養成講座やスキルアップ研修会等の相互受講のほか、ファミリーサポートセンター事業を実施していない自治体に対しては、本市を中心に支援講習会を開催し、立ち上げ支援を行います。	子ども政策課

【取組の目標】 ファミリーサポートセンター事業(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (延べ利用人数)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数)	確保方策 (実施体制)
2,718人	2,882人	2,882人

③ 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート

	取組内容	担当課
1	市民が主体となった子育て支援を推進するため、子育て支援サークルに対して、各種講座の開催や情報発信等を通じ、サークル相互または他団体との交流促進による自主的な活動の広がりと活性化を図ります。	幼児教育センター

④ 子育てサポーターの養成

	取組内容	担当課
1	子育てサポーターの確保を図るため、子育てサポーター養成講座を開催します。また、講座修了者に対するフォローアップ研修を行うなど、継続したサポーター育成を行います。	すこやか子どもセンター
2	子育てサポーターへの理解を促進するとともに、養成講座への参加者の拡大を図るため、情報発信の強化に努めます。	すこやか子どもセンター

⑤ 子育て支援意識の高揚

	取組内容	担当課
1	地域に向けた子育て講演会・遊びの広場の充実・ふれあいイベントの開催を通じ、地域による子育て支援の意識高揚を図ります。	幼児教育センター
2	「西九州させば広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において子育て講演会等を合同で開催します。	幼児教育センター

⑥ 事業者の子育てに対する理解促進

	取組内容	担当課
1	保護者、市民など、それぞれの役割に関する講演会や講座等の開催を通じ、父親の育児参加の意識高揚を図ります。	幼児教育センター
2	全国運動であるイクボスの普及について、行政が率先して取り組みながら、事業者へのセミナーや合同宣言等の実施により、その裾野を広げることに努めます。	人権男女共同参画課

2. 地域における子どもの健全育成

放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。また、名切地区の中央公園内に官民連携のもとで整備した「屋内遊び場」のほか、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がり合う場を提供します。

① 放課後児童対策パッケージに係る取組の推進

取組内容		担当課
1	市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、放課後児童クラブに係る計画的な量の確保とともに、職員の資質や施設的环境整備等の面で、サービス水準の維持・向上を図ります。	子ども政策課
2	就学前の児童の保護者や転入者に対して、放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供を行います。また、安心・安全で豊かな放課後を過ごすために、各小学校と放課後児童クラブが連携し、児童の下校時刻等の情報共有や放課後児童クラブでの学校施設の利活用について推進します。	子ども政策課 学校教育課 学校保健課 教育施設課
3	安全・安心な放課後の居場所を確保するための強化策として、放課後子ども教室をはじめとした地域学校協働活動等を活用した一体的な事業展開について検討します。また、放課後子ども教室と連携し、両事業の参加児童が交流できるよう、放課後子ども教室コーディネーター等を介して、連携の推進について検討します。	子ども政策課 社会教育課
4	安全性や利便性の観点から、放課後児童クラブが必要となった場合、選択肢の1つとして、小学校内でのクラブの開設について検討します。なお、その際には、教育委員会や各学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。	子ども政策課 学校教育課 教育施設課

【取組の目標】 放課後児童健全育成事業(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (利用定員・利用実人数)		令和11年度量の見込み (利用定員・利用実人数)
利用定員	2,986人	2,917人
1年生	827人	729人
2年生	687人	704人
3年生	479人	503人
4年生	349人	302人
5年生	155人	176人
6年生	112人	100人
利用実人数計	2,609人	2,514人

② 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり

取組内容		担当課
1	地域での子どもの居場所づくりのために、地域コミュニティの再構築等の環境変化を踏まえながら、地域の実情やニーズ等に応じた施設の利活用を進めます。	子ども政策課
2	「西九州させば広域都市圏」の重点事業として、天候の影響を受けることなく、『遊びを通じて親子が学び・育つ場』として、「屋内遊び場」を官民連携のもとで名切地区の公園内に整備し、適切な運営を行います。	子ども政策課

3. 幼児教育・保育の充実

施策の目的

子どもが充実した幼児教育・保育サービスを受けられ、また、保護者が子育てと仕事を両立できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
保育所等待機児童数 (10月1日時点)	0人	0人

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
検討中		

市民に求められる基本的な姿勢・役割

幼児教育・保育に係る各種サービスについて、日頃から情報の収集を行うとともに、子育てと仕事の両立など、状況に応じて適切な利活用を図ることが望まれます。

施策の方向性

- ①幼児教育・保育における量の確保と質の向上
- ②幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

民間の役割

- 幼児教育・保育を行う施設等は、需要に対する供給量の確保や幅広いニーズに対応するなど、利用する市民の立場を考慮したきめ細やかな支援を行います。
特に、幼児教育・保育における質の向上のための取組については積極的に推進します。

1. 幼児教育・保育における量の確保と質の向上

安心して子どもが施設を利用できるよう、既存施設の老朽化に伴う改修への支援及び保育士等の処遇改善などによる保育人材確保策により、地域の実情に応じた幼児教育・保育の量を確保するとともに質の向上を図ります。また、幼児教育センターにおいて、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する各種研修・講座の開催や保育所等における保育内容の確認等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

① 幼児教育・保育環境の充実

	取組内容	担当課
1	幼児教育・保育施設においては、質の高い教育・保育の提供が可能となるよう、教育・保育環境の整備を進めます。	保育幼稚園課
2	幼児教育・保育需要に対する適正な供給に努めるとともに、老朽化した施設の計画的な改修を進めます。	保育幼稚園課
3	安定した保育の提供及び利用者の利便性向上に鑑み、保育を必要とする全ての子どもについて、保育所等における保育標準時間(1日11時間)の利用を可能とします。	保育幼稚園課
4	幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担を考慮する中で、国の人づくり革命の1つでもある幼児教育・保育の無償化や保育料階層の細分化等による軽減を図ります。	保育幼稚園課
5	離島における保育の確保にあたっては、小規模保育事業、家庭的保育事業など、児童規模に合わせた運営を行うとともに、状況に応じ、財政的支援も視野に入れた効率的な手法による対応を図ります。	保育幼稚園課

② 幼児教育・保育の質の向上

	取組内容	担当課
1	保育人材の確保にあたっては、保育士等の処遇改善を図るとともに、雇用対策や若年層の移住・定住促進等の多方面での保育人材の確保に係る各種取組を展開しつつ、国や長崎県など市域を超えた関係機関等とも連携を図りながら、さらなる成果の向上につなげます。	保育幼稚園課
2	保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等に対する実地の検査・確認及び立入調査を計画的に行うことにより、適正な施設運営を図ります。	子ども政策課
3	幼児教育・保育全般に関する調査・研究を担う施設として関係団体と連携し、乳幼児教育・保育施設と小学校及び義務教育学校へ研究結果の情報発信を行うとともに、市民や関係者向けにホームページ等でも情報を公開します。	幼児教育センター
4	幼児教育・保育に関する研修拠点として、研修内容や実施方法等の検討を行うとともに「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間において幼稚園教諭・保育士・保育教諭等向けの研修等を合同で開催します。	幼児教育センター
5	保幼小連携推進会議や関係団体との連携を深めながら、幼児期から児童期への滑らかな接続に向けて全市的に保幼小連携を推進します。	幼児教育センター
6	特別支援学校やまどか教室、子ども発達センター等の関係機関との連携を通じ、特別支援教育等を担う幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図ります。	幼児教育センター

2. 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開

共働き家庭の増加や多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させるとともに、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、支援を必要とする子どもの健やかな育ちを支えるための施策の充実を図ります。

① 延長保育等の実施

	取組内容	担当課
1	子どもたちの健やかな成長のため市民ニーズを考慮しながら、現在の延長保育事業の継続的な実施を含め、適宜、実情や市民ニーズ等に応じた最適な支援について検討を行います。	保育幼稚園課
2	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園等において、地域の実情に応じた活用に考慮しながら、一時的な預かりによる必要な保育を行います。	保育幼稚園課

【取組の目標】 延長保育事業(時間外保育)(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (利用実人数)	令和11年度量の見込み (利用実人数)	確保方策 (利用実人数)
2,912人	2,399人	2,399人

【取組の目標】 一時預かり事業(幼稚園在園児)(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (延べ利用実人数)	令和11年度量の見込み (延べ利用実人数)	確保方策 (延べ利用実人数)
126,322人	100,953人	100,953人

【取組の目標】 一時預かり事業(幼稚園在園児以外)(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (延べ利用実人数)	令和11年度量の見込み (延べ利用実人数)	確保方策 (延べ利用実人数)
2,300人	1,439人	1,439人

② 病児保育の推進

取組内容		担当課
1	乳幼児の急な体調変化にも対応できるよう、小児科併設の「病児対応型」の病児保育を基本に継続して実施します。	保育幼稚園課
2	「西九州させぼ広域都市圏」の連携事業として、関係自治体間で圏域に所在する病児・病後児保育施設の相互利用を可能とし、居住地や勤務地に近い施設を利用できるなど利用者のニーズに合わせたサービスの提供を行います。	保育幼稚園課

【取組の目標】 病児保育事業(地域子ども・子育て支援事業)

令和5年度実績 (延べ利用人数／利用定員)	令和11年度量の見込み (延べ利用人数／利用定員)	確保方策 (利用定員)
1,831人／9,408人	1,670人／9,408人	9,408人

③ その他の保育事業

取組内容		担当課
1	すこやか子どもセンターや子ども発達センター等との連携をとりながら、医療的ケア児も含め、障がい児保育等における量及び質の両面での充実を図ります。	保育幼稚園課

4. 経済的支援の推進

施策の目的

児童手当や児童扶養手当、福祉医療費など子どもに関する手当や助成について適切に制度を運用し、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
乳幼児福祉医療費受給資格の 認定率	98.3%	100%

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
検討中		

市民に求められる基本的な姿勢・役割

子育てに係る経済的不安の軽減等に資する各種支援について、必要に応じて適切に活用することで、子どもの健全な成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

①経済的支援の推進

民間の役割

子育てに係る経済的不安の軽減に資するため、医療機関等は、福祉医療の推進に協力することが望まれます。また、民生委員・児童委員や地域の子育て支援団体等は経済的支援施策の周知や実施に協力することが望まれます。

1. 経済的支援の充実

子育て家庭への経済的支援の取組を推進するため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適切に運用するとともに、必要な支援についても逐次対応します。また、「こども政策DX※」を推進しデジタル技術を活用した手続の簡素化等を通じて子育て世帯等の利便性向上に努めます

①児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施

取組内容	担当課
1 児童手当・児童扶養手当に係る法定受託事務については、適宜適切に実施します。	子ども支援課

②福祉医療制度の運用

取組内容	担当課
1 子育て世帯への経済的支援として、乳幼児、小中学生、高校生等、ひとり親家庭等への医療費の助成を行います。	子ども支援課
2 出生や転入等のライフイベントの際に漏れなく制度の案内を行うなど、周知・広報の徹底を図るとともに、市民ニーズ等に応じた制度の見直しについて、効果や財源等を整理しながら、国や県に対しても必要な働きかけを行います。	子ども支援課

③ひとり親家庭等の自立促進(佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画)

《生活支援》

取組内容	担当課
1 【保育所への優先的入所】 ひとり親家庭が安心して就労・求職活動等ができるよう、保育所入所審査において優先的に配慮します。	保育幼稚園課
2 【病児保育】 児童が発熱等急な病気になった場合、小児科に併設された専用スペースにおいて、保育士等が一時的に保育する事業を実施します。	保育幼稚園課
仮【こどもの生活・学習支援事業】 ※令和7年度予算要求中 3 経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して受験料、模試費用の一部を支援します。	子ども支援課

《経済的支援》

取組内容	担当課
1 【児童扶養手当の支給】 ひとり親家庭等に対し、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため所得状況に応じ児童扶養手当を支給します。	子ども支援課
2 【ひとり親家庭等福祉医療費助成】 20歳未満の児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父、その子が父母のいない子で、18歳未満または、高等学校在学中の20歳未満の方に対し、所得状況に応じて医療費の一部を助成します。	子ども支援課
3 【母子父子寡婦福祉資金貸付金】 母子家庭・父子家庭、寡婦に対し、修学や技能取得等に必要な資金を貸し付け、経済的な自立を支援します。	子ども支援課
4 【保育料等の軽減】 母子家庭・父子家庭等の世帯で、一定の要件を満たす場合には、保育所や放課後児童クラブ等の保育料を軽減します。	保育幼稚園課 子ども政策課

《就業支援》

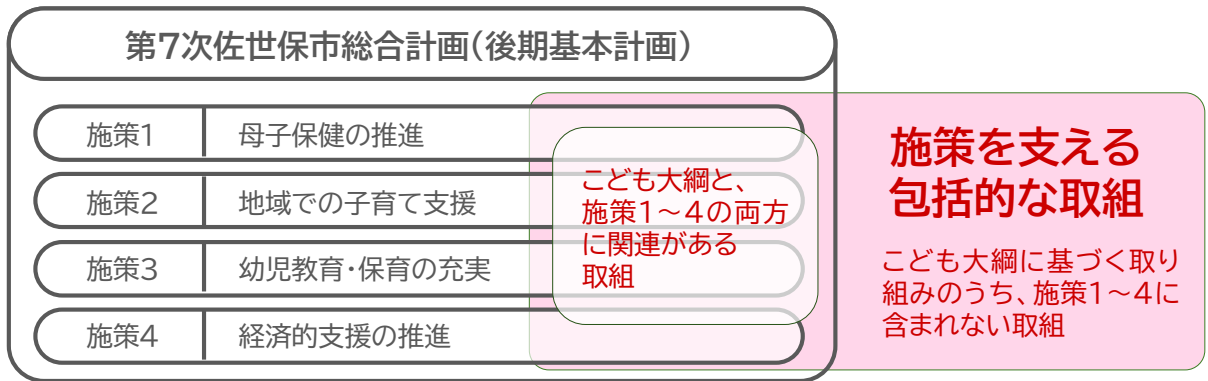
	取組内容	担当課
1	「自立支援教育訓練給付金」制度による介護福祉士等の資格取得の促進を図るとともに、「高等職業訓練促進給付金」制度の運用を通じ、経済的自立につながる看護師や保育士等の専門性の高い資格取得のための受講期間において、必要な生活支援を行います。	子ども支援課
2	個々の実情や適性に応じ就労支援計画を立て、ハローワーク等と連携しながら、きめ細やかで継続的な就労支援を実施します。	子ども支援課

《相談体制の充実》

	取組内容	担当課
1	家庭相談員を配置し、DV、離婚、経済困窮、家庭問題等の相談に応じます。	すこやか子どもセンター
2	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭・父子家庭に対する子どもの進学や親の就労につながる資格取得等に関する経済的な相談・助言を行います。	子ども支援課
3	母子・父子生活支援員を配置し、子どもの養育や生活全般に関する相談・支援を行います。	すこやか子どもセンター

5. 施策を支える包括的な取組

「施策を支える包括的な取組」は、前述の「施策1～施策4」に加えて行う取組として位置付けています。



成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
検討中		

1. 子ども・若者の育成・支援

- ①ライフステージを通じた切れ目ない支援
- ②ライフステージ別の支援
- ③子育て当事者への支援
- ④子ども・若者の貧困対策

2. 親や子の居場所づくり

- ①子育て世帯を孤立させない居場所づくり
- ②子ども・若者が誰でも気軽に利用できる居場所づくり

3. 共働き・共育ての推進

- ①ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成
- ②男性の育児参加の促進

4. 子育て情報提供と相談体制の充実

- ①子育て支援情報の発信
- ②気軽に相談できる窓口の整備

1. 子ども・若者の育成・支援

すべての子どもや若者の権利を尊重し、社会参画を促進しながら、子どもの誕生前から青年期・子育て期まで、ライフステージに応じた継続的な支援を行います。

① ライフステージを通じた切れ目ない支援

関連する各種計画等；○佐世保市教育振興基本計画（第4期） ○佐世保市男女共同参画計画

○佐世保市自殺対策計画（生きるを支えるさせばプラン） ○佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画

①－(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等の主な取組

取組内容		担当課
1	【子ども・若者の社会参画・意見反映】 ●子ども・若者が権利の主体であることについて周知するなど、普及啓発を行います。 ●子ども・若者の意見を施策に反映されるため、意見聴取と施策反映などの仕組みづくりを検討します。	人権男女共同参画課 子ども政策課 教育委員会（課名）
2	【社会教育施設等における学習機会の充実】 地区コミュニティセンターや教育集会所等の社会教育施設等で実施する主催講座において、男女平等をはじめ、人権教育に関する学習機会の充実を推進します。	社会教育課
3	【人権啓発講演会等による啓発活動の実施】 各町内での学習会への出前講座、人権教育研究会における研修の実施、企業への出前講座など様々な人を対象とした男女共同参画をはじめとした人権に関する研修を実施します。	人権男女共同参画課 社会教育課 学校教育課
4	【広報・啓発活動の推進】 女性だけでなく、男性、子ども、若者などあらゆる層に男女共同参画社会の形成について、広報・SNSでの情報発信やイベント等での機会を捉え啓発活動を行います。	人権男女共同参画課

①－(2) 多様な学びや体験、活躍できる機会づくりの主な取組

取組内容		担当課
1	【生涯学習推進事業】 ●学習情報や学習機会の提供及び充実を図ります。 ●「第三次佐世保市子ども読書プラン」に基づき、子どもの読書活動を推進します。	教育委員会 （課名）
2	【英語シャワー事業】 国際色豊かな本市の特長を生かし、官民協働の手法を用いて、市民が身近に英語や外国文化に触れ、日頃の学習成果を実践できる環境づくりを行います。	教育委員会 社会教育課
3	【体験学習・環境教育充実事業】 小学校4年生及び義務教育学校前期課程4年生では、九十九島パールシーリゾートでの自然体験や環境学習を実施します。中学校1年生及び義務教育学校後期課程1年生では、史談会や文化財課の専門講師による指導のもと、ふるさと佐世保市の歴史遺産について調査・見学を実施します。	教育委員会 （課名）

①－(3) 子どもや若者への切れ目ない保健・医療の提供の主な取組【関連施策：1】

取組内容		担当課
1	【乳幼児期から青年期】 適切な口腔機能の獲得を図るため、口呼吸等の習癖が不正咬合や口腔の機能的な要因と器質的な要因が相互に口腔機能の獲得等に影響すること等の口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識の普及啓発を図ります。併せて、口腔機能の獲得等に悪影響を及ぼす習癖等の除去、食育等に係る歯科保健指導等に取り組みます。また、口腔機能に影響する習癖等に係る歯科口腔保健施策の実施に際し、その状況の把握等を行いつつ取り組むものとする。	健康づくり課

①－(4)子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組みの主な取組

取組内容	担当課
【若者向けゲートキーパー養成(依存症講話を含む)】 1 大学や専門学校など若者を対象とした依存症講話、ゲートキーパー養成講座を行います。	障がい福祉課
【豊かな心をはぐくむ実践事業】 2 「いのちをみつめる強調月間」を設定し、学校・家庭・地域が一体となり心の教育の更なる充実のための広報活動及び講演会を開催します。	学校教育課

② ライフステージ別の支援

関連する各種計画等；○佐世保市教育振興基本計画（第4期） ○佐世保市男女共同参画計画

○佐世保市自殺対策計画（生きるを支えるさせばプラン） ○長崎県子育て条例行動計画

○佐世保市食育推進計画 ○佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画

②-1 子どもの誕生前から幼児期

②-1-(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保の主な取組【関連施策：1】

取組内容		担当課
1	【小児、周産期医療の充実】 佐世保市医療政策推進計画の推進を図り、県と連携して、小児、周産期医療※ の維持に努めます。 ※周産期医療：周産期とは、妊娠満 22 週から出生後満7日未満までをいい、この時期は母子ともに異常が発生しやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。	医療政策課
2	【乳幼児期】 健全な歯・口腔の育成を図るため、歯科疾患等に関する知識の普及啓発、う蝕予防のための食生活や生活習慣及び発達に程度に応じた口腔清掃等に係る歯科保健指導並びにフッ化物応用や小窩（か）裂溝予防填塞法等のう蝕予防に重点的に取り組みます。	健康づくり課
3	【妊産婦等】 妊産婦やその家族等に対して、妊産婦の歯・口腔の健康の重要性に関する知識の普及啓発を図ります。妊産婦等の生活習慣や生理的な変化によりリスクが高くなるう蝕や歯周病等の歯科疾患に係る歯科口腔保健に取り組みます。また、乳幼児等の歯・口腔の健康の増進のための知識に関する普及啓発等を推進します。	健康づくり課

②-2 学童期・思春期

②-2-(1) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等の主な取組

取組内容		担当課
1	【生活困窮世帯等への学習支援】 生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学生・中学生を対象とした学習支援を行い、学力向上、高校進学率の向上を図ることにより貧困の連鎖の防止につなげます。	生活福祉課
2	【生徒指導充実事業】 子どもの心の安定や環境の改善、自尊感情を醸成するとともに、問題行動や不登校等生徒指導上の諸課題の未然防止を図り、適切に対応することで、子どもが安心安全な学校生活を送ることができるよう努めます。	教育委員会 （課名）

②-2-(2) 居場所づくりの主な取組【関連施策：2】

取組内容		担当課
1	【地域学校協働推進事業】 各小・中学校及び義務教育学校への地域学校協働本部の設置や、放課後子ども教室*、地域未来塾*の拡充を図ります。 ●放課後の居場所づくりについては子ども未来部との連携をもとに推進を図り、地域未来塾については運営方法の見直しを行い拡充を図ります。 ●地域学校協働本部についても、コミュニティ・スクールと一体的推進を図りながら拡充し、事業全体の整理・統合を行い、高等教育機関との連携も視野に地域学校協働活動として総合的に支援していきます。	教育委員会 社会教育課

②-2-(3)小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実の主な取組

取組内容		担当課
1	【心の教室相談員の配置】 心の教室相談員を中学校に配置し、生徒が気軽に相談できる相手として、悩みを持つ生徒の相談活動を行います。	学校教育課
2	【教育相談員の派遣】 各学校からの要請に応じて、教育相談員(臨床心理士や公認心理士等)を小・中・義務教育学校に派遣し、児童生徒・保護者・教職員のカウンセリングやアドバイスをを行い児童生徒の心の安定に努めます。	学校教育課
3	【スクールソーシャルワーカー活用事業】 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識を加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備します。	青少年教育センター

②-2-(4)成長年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育の主な取組

取組内容		担当課
1	【学校等の活動全体の中での男女平等・人権尊重の精神の育成】 小・中学校及び義務教育学校の教育課程に人権教育の指導計画を位置づけ、子どもの発達段階に応じた人権尊重、男女平等の教育を行います。	学校教育課
2	【青少年非行防止推進事業】 ●補導担当職員による市中心部の巡回補導と委嘱補導委員による各地区の巡回補導をするほか、ネットパトロールによる SNS の巡視による見守りを行います。 ●白ポストを市内16カ所に設置し、投入された有害図書を回収・廃棄するほか、コンビニエンスストア・書店・携帯電話販売店等の店舗の立入調査を行います。	教育委員会 (課名)
3	【薬物乱用防止教育】 児童生徒を対象に、薬物乱用防止教室を実施し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導を行います。	学校保健課
4	【少年期】 健全な歯・口腔の育成を図るため、乳幼児期の取組に加え、歯周病予防対策にも取り組みます。 また、運動時等に生じる歯の外傷への対応方法等の少年期に特徴的な歯・口腔の健康に関する知識の普及啓発を図るなど、歯科口腔保健の推進に取り組みます。	健康づくり課

②-2-(5)いじめ防止の主な取組

取組内容		担当課
1	【いじめ・不登校対策】 不登校防止、いじめ防止、ネットトラブル防止に資するリーフレット等を作成し啓発を行います。	学校教育課
2	【いじめ・不登校等対策】 すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観やこどもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間※」を実施し、命を大切にする心や思いやりの心をもつ「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。	長崎県 児童生徒支援課

②-2-(6)不登校のこどもへの支援の主な取組

取組内容		担当課
1	【教育相談活動事業】 ●子どもの生活・学校・学業・不登校等の問題に対して、来所、電話、メール、訪問、スクールソーシャルワーカー*派遣等の手段で相談活動を行います。 ●あすなろ教室(学校適応指導教室)を運営し、学校への復帰や将来的な社会的自立を支援します。自宅に閉じこもりがちな児童生徒に対してはメンタルフレンド*の派遣や居住地に近いコミュニティーセンターなどのより身近な通級しやすい場所にサテライト教室を開設することで、通級や関係機関への相談を促します。	教育委員会 (課名)
2	【不登校・ひきこもり支援】 不登校・ひきこもりの方やそのご家族からの相談支援や居場所の提供を行い、適宜、関係機関等へつなぐ支援を行います。	障がい福祉課 NPO法人フリースペースふきのとう
3	【メンタルフレンド派遣事業】 登校渋りやひきこもりなど、外に出たくても出られない子どもたちに、学校への復帰(再登校)または相談機関への足がかりとなることを目的に年齢の近い大学生等を派遣します。	青少年教育センター
4	【「あすなろ教室」(学校適応指導教室)】 小・中学校不登校児童生徒やその保護者に対して、教育相談や学習支援及び体験活動などを行い、学校復帰(再登校)及び社会的自立に向けた支援を行います。	青少年教育センター
5	【「サテライトあすなろ教室」】 「あすなろ教室」を、コミュニティーセンター等を活用して開設し、学校に足が向かない児童生徒の居場所や学びの場を提供します。	青少年教育センター
6	【教育相談活動事業】 いじめや不登校、学校のことで悩んでいる児童生徒や保護者に対しての教育相談や、教職員を対象とした教育相談を行います。(来所・訪問・電話・メール)	青少年教育センター
7	【いじめ・不登校等対策】 要保護児童対策地域協議会において、非行、ひきこもり、不登校についても、関係機関と情報交換を密にするなど、連携して取り組みます。	長崎県 こども家庭課

②-2-(7)高校中退の予防、高校中退後の支援の主な取組

取組内容		担当課
1	【高校中退予防の取り組み】 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実や支援を図ります。	長崎県 児童生徒支援課 学事振興課
2	【高校中退後の支援】 各高校へ配布している高校中退者のための小冊子「明日に向かって」を各高校が活用して、若者サポートステーションやハローワーク、定時制通信制高校、高等技術専門校などの関係機関の情報を提供し、就労支援や復学・就学のための支援を行います。	長崎県 高校教育課

②-3 青年期

②-3-(1)高等教育の修学支援、高等教育の充実の主な取組

取組内容		担当課
1	【奨学金】 大学、短期大学、専門学校、高校等に就学するための資金を貸し付けします。	教育委員会 教育総務部総務課
2	【高校生への食育推進事業】 家庭から自立する時期にある高校生を対象に食に関する啓発を行う。これまでの高校文化祭への出展に加え、出前講座の活用について、各学校に周知を促す。 【大学生・専門学校生への食育推進事業】 家庭から自立し、食生活が乱れやすく、栄養バランスが偏りやすい時期であるため、各学校のSNS等と連携し、望ましい食生活の継続に向けた情報発信を行う。	健康づくり課
3	【青年期】 健全な歯・口腔の維持を図るため、口腔の健康と全身の健康の関係性に関する知識の普及啓発、う蝕・歯周病等の歯科疾患の予防のための口腔清掃や食生活等に係る歯科保健指導等の歯科疾患の予防及び生活習慣の改善の支援に取り組む。特に歯周病予防の観点からは、禁煙支援と緊密に連携した歯周病対策等に取り組む。	健康づくり課
4	【高等教育の修学支援】 真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって県立大学及び私立専門学校への進学を断念することがないよう、授業料等の減免措置の実施により経済的負担の軽減を図ります。	長崎県 学事振興課

②-3-(2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための主な取組

取組内容		担当課
1	【「SASEBO Lifeをはじめよう！」奨学金等返還補助金】 市内に定住し、就業した若者などを対象として、奨学金の返還実績に応じ、最大3分の2の額の補助金を最長10年間交付します。 令和4年度から社員の奨学金を代理で返還する企業にも支援します。	西九州させぼ移住サポートプラザ
2	【佐世保市獣医学生修学資金貸与】 獣医学を専攻する学生に対して、一定期間佐世保市役所で勤務することで返還が免除される修学資金を貸与します。	職員課
3	【就労支援】 15歳から49歳までの方を対象に、地域の関係機関と連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。	佐世保若者サポートステーション
4	【若者の就業支援】 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワーク※などの就業支援施設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。	長崎県 未来人材課 雇用労働政策課
5	【困難を抱える子ども・若者の支援】 「地域若者サポートステーション※」事業を通じて、ニート※等の若者の職業的自立支援を推進します。	長崎県 雇用労働政策課

②-3-(3)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援の主な取組

取組内容	担当課
1 【結婚・妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現】 少子化の主な要因とされる未婚化や晩婚化に歯止めをかけるため、長崎県婚活サポートセンターを設置し、相談業務やお見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」によるお引き合わせや、婚活イベントによって出会いの場を創出する「ながさきめぐりあい事業」などの婚活支援事業を一体的に推進し、結婚を希望する独身者に個人間の出会いのきっかけを提供します。	長崎県 こども未来課
2 【結婚・妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現】 県民が、希望どおりに結婚・妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け企業・団体による応援宣言、若い世代などへの妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発、ライデザインを考える機会の提供、県民へのボランティア活動への参加呼びかけマスメディアとタイアップした情報発信など、行政、企業・団体及び県民が一体となった取組を展開し、機運の醸成を図ります。	長崎県 こども未来課 こども家庭課

②-3-(4)悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実の主な取組

取組内容	担当課
1 【困難を抱える子ども・若者の支援】 「長崎県こども・若者総合相談センター(ゆめおす)」において、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに関する総合的な相談を受け付けるとともに、関係機関等と連携を図り支援を行います。	長崎県 こども未来課

③ 子育て当事者への支援

③-(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減の主な取組【関連施策：4】

取組内容	担当課
1 【奨学金充実事業】 経済的理由により就学困難な者の就学を援助するため、奨学資金を貸し付けることで教育の機会均等と有為な人材の育成を図ります。	教育委員会 総務課
2 【小学校児童助成事業、中学校生徒助成事業】 就学に必要な経費の助成(就学援助費及び特別支援教育就学奨励費)、通学費の補助(遠距離通学児童生徒通学費補助金)を行います。	教育委員会 総務課
3 【子育て応援住宅支援事業補助金】 多子世帯や新たに職住近接又は育住近接をしようとする世帯を対象に、中古住宅の取得費用や取得後の住宅の改修にかかる費用の一部を補助します。	都市政策課
4 【離島就学生助成金】 黒島町・高島町及び宇久町にお住まいの方のお子さんが、市内の学校に在学するために、三町以外で下宿・入寮する費用又は定期航路を利用して通学する費用の一部を助成します。	地域政策課
5 【遠距離通学児童生徒通学費補助金】 市内の市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒で、自宅から学校までの片道通学距離が小学校で4km以上、中学校で6km以上、船舶利用者(距離は問わない。)の児童生徒を持つ保護者の方を対象に、保護者の負担軽減を目的として通学費に係る経費の一部を補助します。	教育委員会 教育総務部総務課
6 【就学一時金】 4年制大学、短期大学、専門学校等に進学する方の保護者等に就学するための一時金を貸し付けます。	教育委員会 教育総務部総務課

③-(2)地域子育て支援、家庭教育支援の主な取組【関連施策：2】

取組内容	担当課
1 【子どもの安全対策事業】 子どもを事故から守る協議会や子ども110番の家との連携を密にし、学校・家庭・地域社会が協力・連携して組織的な安全教育活動の展開を図っています。	教育委員会 (課名)

③－(3)共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大の主な取組

取組内容		担当課
1	【育児介護休業制度の普及】 国・県など関係機関との連携により、育児・介護休業制度など各種制度の普及啓発に取り組み、働きやすい環境づくりの啓発に努めます。	商工労働課
2	【ワーク・ライフ・バランスの率先推進及び普及啓発】 誰もがワーク・ライフ・バランスが取れるような職場となるよう市内事業所に対しイクボスの普及啓発を行います。	人権男女共同参画課
3	【事業所への意識啓発】 男女共同参画や女性活躍に関する出前講座を事業所で行い、社員や管理職の意識啓発を促進します。	人権男女共同参画課
4	【多様な働き方や就労環境の整備に関する支援制度の普及】 市内企業に対して、国・県が実施するセミナーや補助制度の周知及び申請支援などを行うことで、在宅就労などの働き方改革や社員のワーク・ライフ・バランスへの取り組みを啓発し、就業環境の整備を推進します。	商工労働課
5	【家事・育児・介護への男性の参画促進】 ・家事・育児・介護への男性の参画推進を図るために、子育てが楽しめるようなイベントの実施や家事・育児・介護への参加を促す講座を開催します。	幼児教育センター 人権男女共同参画課
6	【教育関係者に対する男女共同参画の意識啓発の充実】 ●小・中学校教職員を対象に、人権尊重及び男女平等に関する研修会を実施します。 ●関係機関と連携して人権教育に関する講演会を実施します。	教育センター 学校教育課

③－(4)ひとり親家庭への支援の主な取組【関連施策：2・4】

取組内容		担当課
1	【こどもの居場所への支援】 生活困窮世帯やひとり親家庭の居場所づくりについては、国の事業等を活用して、実施主体となる市町において推進するよう働きかけを行うとともに、相談があった市町に対し、こども食堂等民間団体のノウハウを提供することで事業構築に向けた支援を行います。	長崎県 こども家庭課

④ 子ども・若者の貧困対策の主な取組【関連施策：4】

取組内容(再掲)		担当課
1	【奨学金】 大学、短期大学、専門学校、高校等に就学するための資金を貸し付けします。	教育委員会 教育総務部総務課
2	【「SASEBO Lifeをはじめよう！」奨学金等返還補助金】 市内に定住し、就業した若者などを対象として、奨学金の返還実績に応じ、最大3分の2の額の補助金を最長10年間交付します。 令和4年度から社員の奨学金を代理で返還する企業にも支援します。	西九州させぼ移住 サポートプラザ
3	【佐世保市獣医学生修学資金貸与】 獣医学を専攻する学生に対して、一定期間佐世保市役所で勤務することで返還が免除される修学資金を貸与します。	職員課
4	【離島就学生助成金】 黒島町・高島町及び宇久町にお住まいの方のお子さんが、市内の学校に在学するために、三町以外で下宿・入寮する費用又は定期航路を利用して通学する費用の一部を助成します。	地域政策課
5	【遠距離通学児童生徒通学費補助金】 市内の市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒で、自宅から学校までの片道通学距離が小学校で4km以上、中学校で6km以上、船舶利用者(距離は問わない。)の児童生徒を持つ保護者の方を対象に、保護者の負担軽減を目的として通学費に係る経費の一部を補助します。	教育委員会 教育総務部総務課
6	【就学一時金】 4年制大学、短期大学、専門学校等に進学する方の保護者等に就学するための一時金を貸し付けます。	教育委員会 教育総務部総務課
7	【高校中退予防の取り組み】 生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実や支援を図ります。	長崎県 児童生徒支援課 学事振興課
8	【高校中退後の支援】 各高校へ配布している高校中退者のための小冊子「明日に向かって」を各高校が活用して、若者サポートステーションやハローワーク、定時制通信制高校、高等技術専門学校などの関係機関の情報を提供し、就労支援や復学・就学のための支援を行います。	長崎県 高校教育課
9	【高等教育の修学支援】 真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって県立大学及び私立専門学校への進学を断念することがないよう、授業料等の減免措置の実施により経済的負担の軽減を図ります。	長崎県 学事振興課

2. 親や子の居場所づくり

核家族化の進行と、地域でのコミュニケーションが希薄になっているため、子どもだけでなく子育て中の保護者が孤立している例がみられるのをはじめ、各家庭の事情に応じた多様な居場所が必要とされています。

①親子を孤立させない居場所づくりの主な取組【関連施策：2】

取組内容	担当課
【親子で利用する居場所づくり】 1 地域子育て支援センターや子ども食堂などをはじめとした、親子を孤立させない居場所の確保	子ども政策課 保育幼稚園課

②放課後の居場所づくりの主な取組【関連施策：2】

取組内容	担当課
【放課後児童クラブの量と質の確保】 1 市民ニーズや地域の実情等を踏まえ、放課後児童クラブに係る計画的な量の確保とともに、職員の資質や施設的环境整備等の面で、サービス水準の維持・向上を図ります。	子ども政策課
【放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供と学校との連携】 2 就学前の児童の保護者や転入者に対して、放課後児童クラブの開設場所等適切な情報提供を行います。また、安心・安全で豊かな放課後を過ごすために、各小学校と放課後児童クラブが連携し、児童の下校時刻等の情報共有や放課後児童クラブでの学校施設の利活用について推進します。	子ども政策課 学校教育課 学校保健課 教育施設課
【放課後子ども教室等を活用した一体的な事業展開の推進】 3 安全・安心な放課後の居場所を確保するための強化策として、放課後子ども教室をはじめとした地域学校協働活動等を活用した一体的な事業展開について検討します。また、放課後子ども教室と連携し、両事業の参加児童が交流できるよう、放課後子ども教室コーディネーター等を介して、連携の推進について検討します。	子ども政策課 社会教育課
【放課後児童クラブの開設場所の検討】 4 安全性や利便性の観点から、放課後児童クラブが必要となった場合、選択肢の1つとして、小学校内でのクラブの開設について検討します。なお、その際には、教育委員会や各学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。	子ども政策課 学校教育課 教育施設課

③子ども・若者が誰でも気軽に利用できる居場所づくりの主な取組【関連施策：2】

取組内容(再掲)	担当課
【居場所となる施設の利活用推進】 1 地域での子どもの居場所づくりのために、地域コミュニティの再構築等の環境変化を踏まえながら、地域の実情やニーズ等に応じた施設の利活用を進めます。	子ども政策課
【屋内遊び場の整備・運営】 2 「西九州させば広域都市圏」の重点事業として、天候の影響を受けることなく、『遊びを通じて親子が学び・育つ場』として、「屋内遊び場」を官民連携のもとで名切地区の公園内に整備し、適切な運営を行います。	子ども政策課

3. 共働き・子育ての推進

社会全体として働き方や労働環境の変化が進む中、子育ての男女共同参画やワークライフバランスへの意識啓発及び、育児休業等の各種制度による支援を推進します。

関連する各種計画等：○佐世保市男女共同参画計画

①ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成の主な取組

取組内容(再掲)		担当課
1	【育児介護休業制度の普及】 国・県など関係機関との連携により、育児・介護休業制度など各種制度の普及啓発に取り組み、働きやすい環境づくりの啓発に努めます。	商工労働課
2	【ワーク・ライフ・バランスの率先推進及び普及啓発】 誰もがワーク・ライフ・バランスが取れるような職場となるよう市内事業所に対しイクボスの普及啓発を行います。	人権男女共同参画課
3	【事業所への意識啓発】 男女共同参画や女性活躍に関する出前講座を事業所で行い、社員や管理職の意識啓発を促進します。	人権男女共同参画課
4	【教育関係者に対する男女共同参画の意識啓発の充実】 ●小・中学校教職員を対象に、人権尊重及び男女平等に関する研修会を実施します。 ●関係機関と連携して人権教育に関する講演会を実施します。	教育センター 学校教育課

②男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大の主な取組

取組内容(再掲)		担当課
1	【多様な働き方や就労環境の整備に関する支援制度の普及】 市内企業に対して、国・県が実施するセミナーや補助制度の周知及び申請支援などを行うことで、在宅就労などの働き方改革や社員のワーク・ライフ・バランスへの取り組みを啓発し、就業環境の整備を推進します。	商工労働課
2	【家事・育児・介護への男性の参画促進】 家事・育児・介護への男性の参画推進を図るために、子育てが楽しめるようなイベントの実施や家事・育児・介護への参加を促す講座を開催します。	幼児教育センター 人権男女共同参画課

4. 子育て情報提供と相談体制の充実

子どもとその保護者、または妊婦等が必要な情報を必要な時に得やすくする工夫および、必要な支援等について相談窓口への誘導含めたきめ細やかな利用支援を行います。

① 子育て支援情報の発信の主な取組

取組内容	担当課
【きめ細やかな情報発信の促進】 インターネット(ホームページ、SNS、子ども・子育て WEB サイト「すくすくSASEBO」) 1 等の多様な媒体や、各種イベントや施設等における様々な機会・場を活用するなど、わかりやすく、きめ細やかな情報発信を行います。男女共同参画や女性活躍に関する出前講座を事業所で行い、社員や管理職の意識啓発を促進します。	子ども政策課

② 発信情報の検索性・利便性向上の主な取組

取組内容	担当課
1 【市からの発信情報の改善】 ホームページ・SNSなどDX発信方法の見直し	関係各課

③ 気軽に相談できる窓口の整備の主な取組

取組内容	担当課
【子ども・子育て情報の集約・提供・利用支援】 1 子どもとその保護者、または妊婦等が必要に応じ、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づき情報の集約・提供、利用支援等を行います。	関係各課

第5章

子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、市内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。ただし、今後は保育の量の確保については、地域ごとに需要量の差が生じることが想定されることから、市内エリアごとに設定します。

2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係)

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。市に居住する子どもについて、「幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の現在の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

- 3-5歳 幼児期の教育を受ける子ども(第19条第1号に該当:教育標準時間認定)
- 3-5歳 保育の必要性のある子ども(第19条第2号に該当:満3歳以上・保育認定)
- 0-2歳 保育の必要性のある子ども(第19条第3号に該当:満3歳未満・保育認定)

1. 量の見込みの算出方法

児童数については、「住民基本台帳」の人口(各年9月30日現在)をもとに、令和元年度から令和5年度までの5年間平均の人口(変化率)を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、過去の利用実績や児童数の推計値を加味した上で算出しました。

2. 量の見込みと確保方策

【教育・保育の量の見込み】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	1,626人	1,437人	1,285人	1,163人	1,051人
2号認定	3,646人	3,522人	3,455人	3,446人	3,444人
3号認定(0歳)	686人	674人	659人	647人	636人
3号認定(1・2歳)	2,489人	2,484人	2,485人	2,482人	2,476人
合計	8,447人	8,117人	7,884人	7,738人	7,607人

【確保方策の方向性】

- 教育・保育の量に係る需給については、令和5年度までの実績及び推移(減少傾向)を勘案すると、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでおりますが、共働き世帯割合の増加等により、1号認定より2号認定と3号認定(1・2歳児)の減少傾向は緩やかになると予測しております。
- なお、地域的な量の見込みと確保方策のバランス等といった事象にあたっては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応を視野に入れながら、地域ごとに適切かつ柔軟な運用を図っていくことが求められます。

		量の 見込み	確保方策				合計 (再掲)
			特定教育 特定保育	特定地域型 保育事業	確認を受け ない幼稚園	認可外 保育施設	
令和7年度 8,447人	1号認定	1,626人	1,396人	0人	230人	0人	1,626人
	2号認定	3,646人	3,609人	11人	0人	26人	3,646人
	3号認定	3,175人	2,976人	19人	0人	180人	3,175人
令和8年度 8,117人	1号認定	1,437人	1,207人	0人	230人	0人	1,437人
	2号認定	3,522人	3,485人	11人	0人	26人	3,522人
	3号認定	3,158人	2,959人	19人	0人	180人	3,158人
令和9年度 7,884人	1号認定	1,285人	1,055人	0人	230人	0人	1,285人
	2号認定	3,455人	3,418人	11人	0人	26人	3,455人
	3号認定	3,144人	2,945人	19人	0人	180人	3,144人
令和10年度 7,738人	1号認定	1,163人	933人	0人	230人	0人	1,163人
	2号認定	3,446人	3,409人	11人	0人	26人	3,446人
	3号認定	3,129人	2,930人	19人	0人	180人	3,129人
令和11年度 7,607人	1号認定	1,051人	821人	0人	230人	0人	1,051人
	2号認定	3,444人	3,407人	11人	0人	26人	3,444人
	3号認定	3,112人	2,913人	19人	0人	180人	3,112人

エリア別の量の見込み

市内地域の現状や特性、大規模な宅地開発等による量的な変動要素のほか、アンケートの統計処理上の条件等も勘案した中で、「佐世保市都市計画マスタープラン」(令和3年3月策定)の地域連携・調和エリアとして設定されている以下の6つのエリア別に量の見込みを行っております。

6つのエリア

- 1 佐世保中央〔本庁・宇久行政センター管内〕
- 2 相浦〔相浦・黒島支所管内〕
- 3 東部〔早岐・針尾・江上・宮・三川内支所管内〕
- 4 日宇〔日宇支所管内〕
- 5 中北部〔中里皆瀬・大野・柚木支所管内〕
- 6 北部〔吉井・世知原・小佐々・江迎・鹿町支所管内〕



エリア	認定選別	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
本庁 宇久	1号認定	451人	377人	311人	265人	237人
	2号認定	1,011人	924人	838人	785人	778人
	3号認定(0歳)	168人	164人	160人	155人	150人
	3号認定(1・2歳)	594人	588人	585人	581人	575人
	合計	2,224人	2,053人	1,894人	1,786人	1,740人
相島 黒島	1号認定	215人	191人	174人	168人	152人
	2号認定	483人	467人	467人	498人	499人
	3号認定(0歳)	103人	101人	98人	96人	95人
	3号認定(1・2歳)	371人	370人	370人	368人	365人
	合計	1,172人	1,129人	1,109人	1,130人	1,111人
早岐 針尾 江上 宮 三川内	1号認定	347人	311人	278人	242人	219人
	2号認定	778人	762人	746人	717人	716人
	3号認定(0歳)	144人	142人	139人	136人	133人
	3号認定(1・2歳)	518人	517人	518人	518人	517人
	合計	1,787人	1,732人	1,681人	1,613人	1,585人
日宇	1号認定	263人	239人	234人	217人	199人
	2号認定	589人	586人	629人	643人	653人
	3号認定(0歳)	125人	124人	123人	123人	124人
	3号認定(1・2歳)	449人	456人	463人	468人	475人
	合計	1,426人	1,405人	1,449人	1,451人	1,451人
中里皆瀬 大野 柚木	1号認定	237人	219人	199人	190人	171人
	2号認定	531人	537人	535人	564人	560人
	3号認定(0歳)	103人	101人	98人	97人	95人
	3号認定(1・2歳)	391人	388人	386人	385人	384人
	合計	1,262人	1,245人	1,218人	1,236人	1,210人
吉井 世知原 小佐々 江迎 鹿町	1号認定	113人	100人	89人	81人	73人
	2号認定	254人	246人	240人	239人	238人
	3号認定(0歳)	43人	42人	41人	40人	39人
	3号認定(1・2歳)	166人	165人	163人	162人	160人
	合計	576人	553人	533人	522人	510人

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係)

1. 第三期地域子ども・子育て支援事業における新規創設事業

第三期地域子ども・子育て支援事業計画から、既存の事業体系に加えて、6事業を新たに創設します。

① 令和4年児童福祉法改正(令和6(2024)年4月1日施行)関連

1) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐもの。

2) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

- 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るもの。

3) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

- 児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るもの。

② 子ども・子育て支援法等改正(令和7年(2025年)4月1日施行予定)関連

4) 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付 及び 包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施するもの。

5) 乳児等通園支援事業

【事業内容】

- 保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況 及び 養育環境を把握するための保護者との面談 並びに 子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うもの。

6) 産後ケア事業

【事業内容】

- 出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行うもの。

2.第三期地域子ども・子育て支援事業における運用見直し

産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援の強化を目的とし、令和6年度から、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施体制を見直しています。



3.第三期地域子ども・子育て支援事業と●●プラン各施策との関連

既存13事業 及び 新規6事業と、●●プラン各施策との関連性は下表のとおりとします。

施策1	① 妊婦等包括相談支援事業	施策2	⑩ 地域子育て支援拠点事業
	② 利用者支援事業		⑪ ファミリーサポートセンター事業
	③ 妊婦健康診査		⑫ 放課後児童健全育成事業
	④ 産後ケア事業	施策3	⑬ 一時預かり事業
	⑤ 乳児家庭全戸訪問事業		⑭ 延長保育事業
	⑥-イ 養育支援訪問事業		⑮ 病児保育事業
	⑥-ロ 子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業		⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑦ 子育て世帯訪問支援事業		⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	⑧ 子育て短期支援事業		⑱ 乳児等通園支援事業
包括	⑨ 親子関係形成支援事業	包括	⑲ 児童育成支援拠点事業

1.量の見込みの算出方法

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」、「国が示した算出方法」等に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

2.量の見込みと確保方策

① 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付 及び 包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施します。

【今後の方向性】

- ・ 市(子ども未来部窓口<すこやかプラザ>)において、利用者への支援を行います。

【量の見込みの算出方法】

検討中

【確保方策の方向性】

検討中

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	検討中				
確保方策					

② 利用者支援事業

【事業内容】

- 教育・保育施設や地域の子育て支援について情報収集を行うとともに、利用希望者への相談に応じ、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

基本型	地域子育て支援拠点等の身近な場所から、地域における子育て支援のネットワークを利用しながら、子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業。
特定型	主に市区町村の窓口で、子どもとその保護者が幼稚園・保育所・認定こども園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、関係施設・機関と連絡調整を実施する事業。
こども家庭センター型	妊娠中から産前産後、乳幼児期の子育ての不安や悩みなど、様々な相談に切れ間なく対応する事業

【今後の方向性】

○基本型・特定型

「基本型・特定型」としての利用者支援は、次期計画では採用しませんが、利用者へのサービス低下とならないよう、各窓口において十分に連携するなど、支援体制を維持してまいります。

○こども家庭センター型

令和6年度「こども家庭センター」に伴い、「母子保健型」から移行し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持 及び 増進に関する包括的な支援 及び すべてのこどもと家庭に対して、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援まで切れ目のなく対応していきます。

【確保方策の方向性】

- ・ 市(子ども未来部窓口<すこやかプラザ>)において、利用者への支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③ 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【今後の方向性】

母子健康手帳の交付数(出生数)の減少に伴い、妊婦健診の受診者数・回数が減少する傾向にあり、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでおります。

【量の見込みの算出方法】

利用実績をもとに算出しました。

【確保方策の方向性】

14回の妊婦健康診査を継続して実施します

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)	1,387人 15,257回	1,354人 14,894回	1,321人 14,531回	1,292人 14,212回	1,262人 13,882回
確保方策 (実施場所) (検査項目) (実施時期)	・実施場所:医療機関 ・検査項目 「問診及び診察」、「血圧・体重測定」、「尿化学検査」、「超音波検査」、「ABO血液型」、「Rh 血液型」、「梅毒血清反応検査」、「B 型肝炎抗原検査」、「C型肝炎抗体検査」、「グルコース」、「貧血」、「HIV 検査」、「不規則抗体」、「風疹ウイルス抗体価検査」、「クラミジア抗原検査」、「グルコース50 get」、「ATL抗体検査」、「一般細菌培養GBS」 ・実施時期:随時実施				

④ 産後ケア事業

【事業内容】

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

【今後の方向性】

母子健康手帳の交付数(出生数)の減少に伴い、妊婦健診の受診者数・回数が減少する傾向にあり、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでおります。

【量の見込みの算出方法】

利用実績をもとに算出しました。

【確保方策の方向性】

医療機関・助産院・訪問助産師して実施します

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ人数)	検討中				
確保方策 (延べ人数)					

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業です。

【今後の方向性】

出生数の減少に伴い、対象者数が減少する傾向にあり、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでいます。

なお、令和6年度から、乳児家庭全戸訪問事業の訪問対体制の見直しを行い、当該内容に伴う数値の変更を行っております。

【量の見込みの算出方法】

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みについては、人口推計をもとに利用実績を考慮して算出しました。

【確保方策の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業実施体制

訪問対象	訪問実施者
妊娠中から要管理妊婦	保健師
未熟児等・第1子目	委託助産師
第2子目以降	家庭訪問員

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (対象者数)	1,370人	1,340人	1,300人	1,280人	1,250人
確保方策(実施体制)	・市(子ども保健課)において実施。 家庭訪問員(令和5年度:11人)、委託助産師(令和5年度:6人)が訪問。 ・家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。				

⑥ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(イ)養育支援訪問事業

【事業内容】

- 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。
(家事支援、育児に係る相談<母子相談、母の身体的・精神的不調和状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等>)

【今後の方向性】

令和6年度については、「こども家庭センター」の設置に伴う業務見直しにより、委託助産師の専門的相談支援に特化することとし、初産婦、低出生体重児等の産婦に対し、助産師が家庭訪問にて、児の体重測定等、発育・発達の確認や育児相談、産後の健康管理等を行い、育児不安等の解消や養育技術の提供を行っております。

【量の見込みの算出方法】

利用実績をもとに算出しました。

【確保方策の方向性】

- ・市(すこやか子どもセンター)において実施します。
- ・委託助産師(令和5年度:6人)が訪問します。
- ・育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ訪問世帯数)	576件	656件	549件	542件	530件
確保方策 (実施体制)	・市(すこやか子どもセンター)において実施。 ・委託助産師(令和5年度:6人)が訪問。 ・育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援				

(ロ)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

〔事業内容〕

虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業です。

〔今後の方向性〕

引き続き、佐世保市子ども安心ネットワーク協議会(要保護児童対策地域協議会)等を通して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努め、子どもを守るための包括的なサポートを行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
	実施	実施	実施	実施	実施
実施の有無 (実施体制)	・「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを行います。				

⑦ 子育て世帯訪問支援事業

〔事業内容〕

- 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。
(家事支援、育児に係る相談＜母子相談、母の身体的・精神的不調和状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等＞)

〔今後の方向性〕

令和

【量の見込みの算出方法】

利用実績をもとに算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・市(すこやか子どもセンター)において実施します。
- ・委託助産師(令和5年度:6人)が訪問します。
- ・育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ人数)	人日	人日	人日	人日	人日
確保方策 (実施体制)	・市(すこやか子どもセンター)において実施。 ・育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援				

⑧ 子育て短期支援事業

【事業内容】

- 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業です。

【今後の方向性】

・近年、本事業の利用理由として「育児負担に対するレスパイト」が増加しており、人口減少による影響等にかかわらず、本事業を必要とされる方にとってのセーフティーネットとして、受入体制を十分に確保する必要があると考えられ、実績如何にかかわらず体制を整備する必要があると考えます。

【量の見込みの算出方法】

利用実績を考慮して算出しました。

【確保方策の方向性】

- ・子育て短期支援事業を継続して実施します。
- ・児童養護施設(4施設<市内2施設>)や里親等に委託して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	110人	110人	110人	110人	110人
確保方策 (延べ利用人数)	110人	110人	110人	110人	110人

⑨ 親子関係形成支援事業

【事業内容】

- 児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

〔今後の方向性〕

検討中

〔量の見込みの算出方法〕

検討中

〔確保方策の方向性〕

検討中

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(実人数)	検討中				
確保方策(実人数)					

⑩ 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 地域の子育てを支援するため、親子遊びなど乳幼児とその保護者の交流を促す場を設け、育児講座や育児相談などを開催します。

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2～3年度において利用人数が減少し、令和4年度以降は利用人数が増加しておりますが、保育所等の利用割合の増加や人口減少の影響があることから、今後は横ばいまたは緩やかな減少の傾向が続くと考えております。

【確保方策の算出方法】

利用実績をもとに算出しました。（ただし、令和2～3年度実績を除き、算定をしています。）

【確保方策の方向性】

- ・ 乳幼児とその保護者の利便性を図りながら、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施します。
- ・ 市民ニーズを考慮し、事業の利用状況をみながら、必要に応じて計画（確保方策）の見直しを行います。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (月あたり延べ利用人数)	5,317人	5,181人	5,059人	4,941人	4,825人
確保方策(実施体制)	公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育て支援に関する講習」等を実施				

⑪ ファミリーサポートセンター事業

【事業内容】

- 乳幼児や児童(小学生)の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行う者(提供会員)との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業です。

【今後の方向性】

オンラインでの会員登録、業務システムの活用等、事業者による取組に加えて、子育て世帯における家庭状況の多様化などにより、今後も緩やかな増加傾向が続くものと想定しています。

【量の見込みの算出方法】

- ・利用実績をもとに算出しています。

【確保方策の方向性】

- ・ファミリーサポートセンター事業を継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	2,772人	2,799人	2,826人	2,854人	2,882人
確保方策 (延べ利用人数)	2,772人	2,799人	2,826人	2,854人	2,882人

⑫ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業内容】

- 保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

留守家庭の割合については、増加傾向が見込まれる一方、少子化の影響もあり、利用人数は減少傾向となるものと見込まれます。

【量の見込みの算出方法】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込みについては、利用実績の増加率、児童生徒数の将来推計をもとに算出しました。

【確保方策の方向性】

・市民ニーズに対応するため必要な地域(校区)を対象として、新たな放課後児童クラブの開設等により供給・確保します。

・安全性や利便性の観点から、放課後児童クラブが必要となった場合、選択肢の1つとして、小学校内でのクラブの開設について検討します。なお、その際には、教育委員会や各学校との定期的な協議の場を設けるなど、連携に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (利用実人数)	2,684人	2,648人	2,628人	2,576人	2,514人
1年生	778人	768人	762人	747人	729人
2年生	752人	741人	736人	721人	704人
3年生	537人	530人	526人	515人	503人
4年生	322人	318人	315人	309人	302人
5年生	188人	185人	184人	181人	176人
6年生	107人	106人	105人	103人	100人
確保方策 (利用定員数)	2,997人	2,997人	2,997人	2,957人	2,917人

⑬ 一時預かり事業

【事業内容】

- 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業であり、主な実施形態は下記のとおりです。

一般型	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や地域子育て支援拠点のほか、利便性の高い場所で、児童を一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
幼稚園型Ⅰ・Ⅱ	○幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育期間の前後又は長期休業日等に一時的に預かる事業。 ○幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児について、定期的に預かる事業。

【今後の方向性】

（一般型）

利用者数が減少傾向であり、今後も施設利用率の上昇や少子化等の影響で減少傾向が想定されるため、当該状況に沿って試算しています。

（幼稚園型）

令和元年度に開始した幼児教育・保育の無償化により、延べ利用人数は増加傾向にありましたが、1号認定子ども数が減少傾向のため、今後につきましては、延べ利用人数も緩やかな減少が想定されます。

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みをもとに利用実績を考慮し算出しました。

【確保方策の方向性】

市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】 一般型

幼稚園在園児以外	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	2,165人	1,946人	1,754人	1,586人	1,439人
確保方策 (延べ利用人数)	2,165人	1,946人	1,754人	1,586人	1,439人

【量の見込みと確保方策】 幼稚園型Ⅰ・Ⅱ

幼稚園在園児	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	118,399人	111,382人	106,456人	103,500人	100,953人
確保方策 (延べ利用人数)	118,399人	111,382人	106,456人	103,500人	100,953人

⑭ 延長保育事業

【事業内容】

- 保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の11 時間の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

〔今後の方向性〕

- ・少子化の影響により、減少傾向が想定されます。

〔量の見込みの算出方法〕

- ・延長保育事業の量の見込みについては、人口推計をもとに利用実績を考慮し算出しました。

〔確保方策の方向性〕

- ・保育所、認定こども園等において1時間以上の延長保育事業を実施しており、市民ニーズを考慮しながら、今後も継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (利用実人数)	2,730人	2,612人	2,523人	2,459人	2,399人
確保方策 (利用実人数)	2,730人	2,612人	2,523人	2,459人	2,399人

⑮ 病児保育事業

【事業内容】

- 保護者が就労している場合等において、体調不良の児童(病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合)を病院に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2～4年度における利用実人数は減となっておりますが、令和5年度は増加しました。しかしながら、少子化の影響等を勘案し、今後は緩やかな減少の傾向となるものと見込んでおります。

【量の見込みの算出方法】

病児保育事業の量の見込みについては、利用実績を考慮し算出しました。
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があった、令和2～3年度実績を除き、算定をしています。

【確保方策の方向性】

・児童の急な体調変化にも対応できるよう、医師会のご協力のもと医療機関と連携して、小児科併設の病児保育室で病児保育事業(病児対応型)を実施しており、今後も地域バランスを考慮しながら継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (延べ利用人数)	1,967人	1,885人	1,811人	1,737人	1,670人
確保方策 (延べ利用定員数)	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人

⑩ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- 子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業です。

【今後の方向性】

保護者が利用する施設の違いで同収入世帯の副食費負担が生じないよう公平性の観点からも引き続き実施が必要と考えます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
実施の有無 (実施内容)	新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施します。なお、他の費用については、国の状況等を見ながら、必要に応じ検討していきます。				

⑪ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

本事業のうち、令和6年度から、「認定こども園特別支援教育・保育経費」(健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業)を開始しており、継続して実施します。また、他事業においては、国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施

⑱ 乳児等通園支援事業

【事業内容】

- 保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況 及び 養育環境を把握するための保護者との面談 並びに 子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔今後の方向性〕

検討中

〔量の見込みの算出方法〕

検討中

〔確保方策の方向性〕

検討中

【量の見込みと確保方策】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	検討中					
1歳児						
2歳児						

⑱ 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

- 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

〔今後の方向性〕

検討中

〔量の見込みの算出方法〕

検討中

〔確保方策の方向性〕

検討中

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(実人数)	検討中				
確保方策(実施体制)					

3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1. 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を充実させる施設であり、保護者や子どもの環境に合わせた利用が可能となる施設です。

今後も、市民ニーズの把握を行いながら、地域の実情に応じた認定こども園の普及を継続するとともに、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を実施します。

2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供の必要性等に係る基本的 考え方及びその推進方策

幼児教育・保育全般に関する調査・研究を担う幼児教育センターにおいて、保幼小連携に関することや赤ちゃんふれあい(いのちを育む)事業についての調査・研究を行います。また、乳幼児教育・保育施設と小学校及び義務教育学校に対し研究結果の情報発信を行うとともに、市民や関係者向けにホームページ等でも情報を公開しています。さらに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等のニーズに応じて、特別支援教育講座や実技講座等の内容を見直し、研修事業の充実と保育の質向上を図るとともに、「西九州ささば広域都市圏」関係自治体の保育者等を対象に加えた研修会等を開催します。

3. 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに保育所、 幼稚園及び認定こども園と小学校等との連携の推進方策

幼児期から児童期への滑らかな接続を図るため、保幼小連携講座を開催するとともに、令和2年度に『保幼小連携接続カリキュラムガイドライン』を、令和5年度に『佐世保市幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録・幼保連携型認定こども園園児指導要録・認定こども園こども要録～作成と送付について～(第2版)』を発行し、保幼小連携の推進に努めています。引き続き、保幼小連携推進会議を中心に、施設長会や担当者会等において、関係施設間の相互理解を深め、より互恵性のある保幼小の連携を目指します。

第6章

計画の推進体制

計画の推進と進捗管理

1.計画の推進にあたって

画の推進にあたっては、「佐世保市子ども・子育て会議」において各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し(PDCAサイクルの実践)を行い、より実効性のある施策展開を図ります。



2.計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「佐世保市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

1.佐世保市子ども・子育て会議委員名簿

	所属団体等	役職名簿	委員名	所属 分科会	備考
学識経験者	長崎短期大学	保育学科 教授	中尾 健一郎	(施策4)経済的支援の推進 (施策1)母子保健の推進	子ども・子育て 会議 会長
学識経験者	長崎国際大学	社会福祉学科 准教授	梅野 潤子		
医療関係	佐世保市医師会(小児科医会)	いけだ小児科 院長	池田 修三		
子育て支援 団体	子育てサークルネットワークさせぼ		数山 有里		分科会長
労働者関係	九州北部税理士会佐世保支部		香月 章彦		副分科会長
子育て当事者	長崎県自閉症協会 佐世保地区	副会長	川下 昭子		
関係機関	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター	所長	田川 雅章		
こども・若者	大学生(長崎国際大学)		越智 彩乃		
学識経験者	長崎県立大学	公共政策学科 准教授	深谷 直弘	(施策2)地域での子育て支援	
幼児教育・ 保育関係	佐世保市学童保育連絡協議会	副会長	島津 直子		分科会長
小学校関係	佐世保市小学校長会	佐世保市立宮小学校長	藤田 律子		副分科会長
子育て支援 団体	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会 (主任児童委員部会)	副会長	田中 洋子		
労働者関係	連合長崎佐世保地域協議会	議長	樫本 洋		～令和6年4月
		幹事	堀江 寿幸		令和6年4月～
子育て当事者	佐世保市PTA連合会	会長	知名 睦人		
こども・若者	大学生(長崎県立大学)		貝田 琴美		
幼児教育・ 保育関係	佐世保市保育会	会長	伊藤 勝	(施策3)幼児教育・保育の充実	副分科会長
幼児教育・ 保育関係	佐世保私立幼稚園協会	会長	古賀 久貴		分科会長
子育て支援 団体	佐世保市地区自治協議会	山澄地区自治協議会 青少年部会長	川崎 奈緒美		子ども・子育て 会議 副会長
労働者関係	佐世保商工会議所	企画調整局長	大島 賢一		
子育て当事者	佐世保私立幼稚園PTA連合会	副会長	加藤 祥乃		
子育て当事者	佐世保市保育会 保護者の会 (推薦保護者)	会長	上野 美紀		
市民公募	子育て中もしくは子育てに関心がある市民		藤原 恵美子		
こども・若者	大学生(長崎短期大学)		山口 紗英子		

・事務局:子ども未来部子ども政策課

2.佐世保市子ども・子育て会議条例

第1条(設置) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づき、佐世保市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

第2条(所掌事務) 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 児童福祉法その他の法令の規定により、児童福祉審議会(中核市に置かれる児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関をいう。)が所掌する事項
- (2) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に規定する事項
- (3) 認定こども園法第25条に規定する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他市長が必要と認める事項

第3条(委員) 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

第4条(委員の任期) 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。

第5条(会長及び副会長) 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6条(臨時委員) 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、第3条第2項に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されたものとみなす。

第7条(会議) 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員(議事に関係する臨時委員を含む。以下同じ。)の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条の2(会議の公開) 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、子ども・子育て会議において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

第8条(意見の聴取等) 子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第9条(報告) 会長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

第10条(庶務) 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

第11条(分科会) 特別な事項を調査審議するため、会長は、子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、子ども・子育て会議委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

3 第5条から前条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

第12条(委任) この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

3.佐世保市子ども・子育て会議審議経過

時期		全体会	分科会
令和5年度	2月26日(月)	第1回全体会 開催 ・市長から子ども・子育て会議へ諮問 ・計画策定の基本的な考え方について ・計画策定までのスケジュールについて ・子ども・子育てに関する実態ニーズ調査について ※分科会の設置について了承	
	3月8日(金)	第2回全体会(書面会議) 開催 ・子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査について ・次期「させぼっ子未来プラン」の策定に係る分科会委員の選任について	
令和6年度	8月8日(木) <施策3> 8月26日(月) <施策1・4> 9月3日(火) <施策2>		第1回分科会 開催 (1)分科会長・副分科会長の選出 (2)次期「させぼっ子未来プラン」の策定について ①次期「させぼっ子未来プラン」策定スケジュールについて ②計画策定の基本的な考え方について ③第2期プランの振り返り ④子ども・子育てに関する実態ニーズ調査及び小・中学生及び保護者アンケート調査の結果報告について (3)次期「させぼっ子未来プラン」策定に向けた佐世保市の子どもと子育てを取り巻く現状と課題
	10月1日(火) <施策3> 10月22日(火) <施策2> 10月24日(木) <施策1・4>		第2回分科会 開催 ・次期「させぼっ子未来プラン」の策定について ①次期「させぼっ子未来プラン」の構成案について ②教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業について
	12月●日(●)	第3回全体会 開催	
		今後、記載を予定	

4.こどもの権利

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について展開し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもので、平成元年に行われた国連総会において全会一致で採択され、日本は、平成6年4月に批准しました。

現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

条約は、「児童」を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

佐世保市内小中学生の「子どもの権利」の認知状況

佐世保市内の小中学生に、アンケートにて下記の「子どもの権利」の認知状況を聞いたところ、半数以上が「聞いたことがない」「内容が理解できていない」「答えたくない」と回答しています。

【子どもの権利とは】

世界中の全ての子どもが、自分らしく健康的に安心してゆたかにすごすために「4つの権利」が定められています。

① 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育生活への支援などを受けることが保障されます

② 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

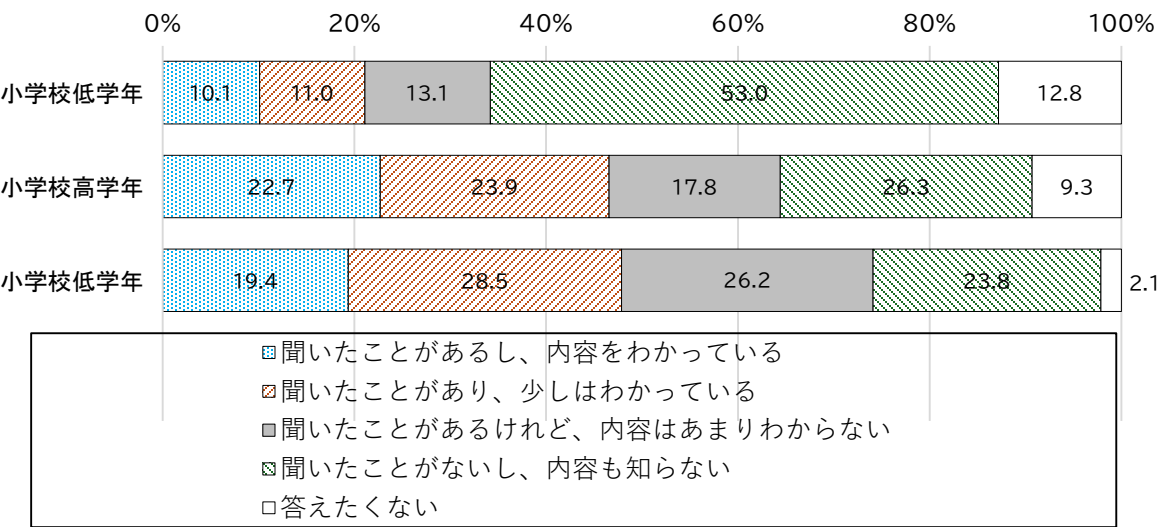
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます

③ 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します

④ 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます



6.こども基本法(条文)

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

【目的】

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

今後、記載を予定